第４４９回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

頁

1　佐賀県最低賃金の改正に係る意見等について
① 大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明【佐賀県弁護士会長】 ・・・ 1
② 本県の最低賃金について【佐賀県知事】 ・・・・・・・・・・・・・・・ 4
③ 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）【一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会長】・・・・ 5
④ 佐賀県労働組合総連合意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2　目安に関する小委員会配布資料（抜粋）
① 令和７年賃金改定状況調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
② 生活保護と最低賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
③ 地域別最低賃金額、未満率及び影響率・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
④ 足下の経済状況等に関する補足資料・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
⑤ 都道府県統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

3　佐賀労働局賃金室作成資料
① 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果・・・・・・・・・・・ 1
② 求人賃金（職業別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
③ 賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策・・・・・・4
④ 「賃上げ」支援助成金パッケージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
⑤ 業務改善助成金決定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑥ 佐賀型賃金 UP 支援チーム概要（佐賀県）・・・・・・・・・・・・・・ 12
⑦ 価格転嫁等の取組状況について（九州経済産業局）・・・・・・・・・・16
⑧ 下請法改正法の概要等（公正取引委員会）・・・・・・・・・・・・・・ 25
⑨ 生活保護と最低賃金の比較について参考資料 ・・・・・・・・・・・・ 30
⑩ 令和７年度地域別最低賃金改定後の影響率等・・・・・・・・・・・・・32

4　その他
① 佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿・・・・・ 1
② 令和７年度の審議会の開催日程（予定）・・・・・・・・・・・・・・・2
③ 令和７年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表・・・・・ 3

資料１

佐賀県最低賃金の改正にかかる意見等について

佐弁発第１１２号
２０２５年６月２４日

佐賀地方最低賃金審議会　御中

佐賀県弁護士会
会長　出　口　聡一郎

会長声明の送付について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、この度、当会では下記の会長声明を発表しました。
ご多忙の折とは存知ますが、当該声明をご理解のうえ、趣旨を酌んだご対応をお願い申し上げます。

敬　具

記

大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

以　上

佐賀労働局
7. 6. 27
佐労第　号

大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求める会長声明

1　佐賀地方最低賃金審議会は、２０２４（令和６）年８月２０日、佐賀県内における最低賃金を５６円引き上げて時間額９５６円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年１０月１７日から時間額９５６円に改正することを決定した。

この引き上げは、佐賀県における過去最大の増加額である。その結果、全国加重平均額との差額は９９円、東京都の最低賃金額との差額は２０７円となっており、徐々にその差額が小さくなっているものの、依然として大きい。また、隣県である福岡県の最低賃金額との差額は３６円あり小さくない。

加えて、労働者が、佐賀県の現在の時間額で、一般労働者の所定内労働時間である１４２．５時間（「毎月勤労統計調査令和７年２月確報」）稼働したとすると、年収１６３万４７６０円にしかならない。このような収入では、昨今の物価高も相まって、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるだけの生計費を捻出することはできない。

2　最低賃金の増額を行ううえで、各種税負担や社会保険料の事業主負担部分の軽減等具体的な措置等のほか、中小企業とその取引先企業との間で労務費の転嫁を含めた適正な取引が確保されるための取引適正化支援等、長期的継続的に中小企業支援策を強化する必要がある。

物価高騰や人件費高騰等上昇するコストの価格転嫁について、２０２５年（令和７年）２月に行われた民間調査によると、多少なりとも転嫁できていると回答する企業が７７％あるものの、価格転嫁率は４０．６％にとどまっており、まったく価格転嫁できていない企業が１１．２％あるとの結果であった。上昇するコストの価格転嫁は、取引を失うこと等の懸念や人件費等の具体的に数値化して取引先の理解を求めることが困難であること等を背景に、いまだ十分には進んでいない。

中小企業等が健全な経営を続けるためには、価格転嫁をさらに推進することが必要である。労務費の転嫁については既に指針が示されているところではあるが、労働基準監督署による企業への監督指導によって、価格転嫁等を含めた取引の適正化を図るのであれば、相応に労働基準監督署の人員の充実も必要である。

3　以上から、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、さらなる最低賃金額の引上げを答申すべきことを求め、国に対し、中小企業支援策の強化を求める。

２０２５年（令和７年）６月２４日

佐賀県弁護士会

会長　出口　聡一郎

本県の最低賃金について

近年県内の様々な業種で人材が不足しており、若者の県内定着及び UJI ターンの促進は、本県産業の振興、そして佐賀県の発展に極めて重要な課題となっています。

その原因として、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では男女ともに 15 歳～24 歳の多くが就職や進学等を機に県外に流出していることが挙げられます。

そのため、県では、この直面する課題に対して、高校生の県内就職率 65%以上を目指す「プロジェクト65+」、大学・短大・専門学校生と県内企業との交流会「サガシル」、若者の県内就職と定着を図るため「奨学金返還支援事業」など、人材確保に全力で取り組んでいます。さらに、県立大学の設置を進めるなど、「人を大切に世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として県政を推進しています。

本県産業が未来に向かって発展・成長していくためには、賃金の引き上げなど「人」への投資が不可欠です。しかし、原材料やエネルギー価格の高騰など中小企業にとっては、大変厳しい経営環境にあります。

県は、令和5年10月に始動した「佐賀型賃金 UP プロジェクト」に引き続き、「NEXT賃金UPプロジェクト」を実施し、県内中小企業の生産性や付加価値向上を継続的に支援しています。また、昨年度に引き続き「価格転嫁伴走支援プロジェクト」に取り組んでおり、専門家派遣や価格交渉セミナーにより、価格転嫁を強力に推し進める施策を実施しています。このように、生産性や付加価値の向上、価格転嫁を後押しすることによって、企業が賃上げの原資を確保するための支援を行っています。

昨年度の改定では、本県の最低賃金は過去最大の上げ幅となりましたが、都市部や隣接する福岡県の最低賃金とは未だ大きな差があります。

優秀な人材が県内企業で活躍し、本県産業が未来に向かって大きく発展・成長できるよう、地域別最低賃金の改定に向け、佐賀県が抱える地域課題を踏まえた御議論を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月14日

佐賀地方最低賃金審議会会長 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県知事印

佐賀労働局 7.7.14 佐労第 号

令和７年７月１６日

佐賀地方最低賃金審議会　会長　様

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会
会長　愛野時興

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素は、タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

タクシー事業においては、令和２年２月以降のコロナ禍、そして令和３年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

また、佐賀県内法人タクシー事業者はすべて中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入が認可運賃である中小零細のタクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第９条第２項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようにお願い申し上げます。

佐賀労働局
7.7.17
総務部

２０２５年７月２８日

佐賀最低賃金審議会　御中

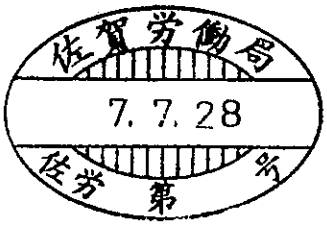

佐賀県労働組合総連合
議長　永　尾　

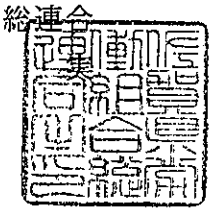

2025年度佐賀最低賃金額改定にあたっての意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様に心から敬意を表します。今年度の佐賀最低賃金改定について、佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）として署名の提出と合わせ、以下のとおり意見を述べ、検討に反映されるよう求めます。

最低賃金改定にあたっての要請

１．佐賀の最低賃金を１，５００円以上に引き上げること。
２．一人ひとりが人間らしく暮らせる最低賃金の水準について議論を尽くすこと。
３．都市部への人口流出を防ぐため、最低賃金の地域間格差をなくすこと。加えて、最低賃金を全国一律とする法改正を政府に求めること。
４．最低賃金の支払いを可能とするため、県内の中小企業・小規模事業所のおかれている実態をもとに、中小企業・小規模事業所の支援策を政府・関係各機関に対して求めること。

要請の趣旨

１．日本の実質賃金は2024年で前年比0.5％減、３年連続マイナスとなり、2025年５月の毎月勤労統計調査でも、前年同月2.9％減、５カ月連続のマイナスです。春闘では高水準で賃上げがおこなわれましたが、米価をはじめとした物価高に賃上げが追いつかない状況が続いています。こうしたなか政府が「賃上げこそが成長戦略の要」と位置づけ、最低賃金については「2020年代に全国平均1,500円」の実現を掲げたことに、多くの問題点はありつつも、私たちは注目しています。賃上げを日本の経済成長の要にすえ、「実質賃金があがる国」へ転換し、GDPの６割を占める個人消費の確実な拡大、地域循環型経済への転換を進める必要があります。そのためにも、働けば、人間らしく暮すことに足る最低生計費を明確にし、その実現のための審議を求めるものです。それが、生存権を保障することで経済の安定をはかることを目的とする最低賃金法の役割だと考えます。

２．2024 年地域別最低賃金改定では全国加重平均 1,055 円（前年比 51 円・5.1％増）と過去最高となりました。しかし、この改定で時給が引きあがった最賃近傍で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く、麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。

全労連が全国 27 都道府県、約５万人の協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,500 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。また、物価高騰などの要因を加味した東京や福岡などの直近のデータでは 1,700 円、1,800 円の結果が出ており、1,500 円では足りない状況も示されています。

私ども佐賀県労連がコロナ禍前の 2019 年に実施した同調査でも、佐賀市内（本庄町）において憲法が保障する最低限、いわゆる「ふつう」の生活をするには、男性で月額 241,972 円（税・社会保険料込み）、女性で月額 242,732 円、労働時間（ワークライフバランスを考慮した月 150 労働時間）で換算してみると、男性で 1,613 円、女性で 1,618 円が必要であるという結果になりました。

多くの方は「都市は物価が高く、賃金が高いのはあたりまえ」と思われています。しかし、同調査では、東京などの都市は、たしかに家賃は高いのですが、交通網が発達しており「交通費」が少なく済みます。一方佐賀など地方は、車がないと生活することが出来ず、車の維持費（ローン）、ガソリン代など含めれば月に３万円以上が必要という結果になりました。コンビニ、ディスカウントショップがどこにでもあり、オンライン購入が当たり前の今日、食費や衣類はどこで買っても違いはありません。同じ仕事して、同じ生活費であれば、賃金が高く若者も多い都市へと人口が偏るのは当然です。

世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア 2,411 円、イギリス 2,216 円、アメリカのワシントン州では 2,421 円になっています。隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。九州で２番目の佐賀の最低賃金でさえ、仮に月 150 時間働いたとして月 14.3 万円、年収 172 万円です。173.8 時間換算でも月 16.6 万円、年収 199.3 万円で、ここから税・社会保険料を控除すれば、普通に暮らすことは難しいのが現実です。

いまの日本が、いわゆる「安い国に」なり下がっている原因が、この最低賃金の低さにあります。大企業優遇政策を進めた結果、派遣、パートなど非正規労働者の増大によって広がった貧困と格差は、「失われた３０年」といわれるように

社会基盤を脆弱化させ、少子化や人口減少など日本全体に大きな影を落としています。持続可能な地域社会をつくるため最低賃金の大幅引き上げが必要です。

3．最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。2024 年の改定では、最高額の東京都が 1,163 円、最低ランクの佐賀県は 956 円で 207 円もの格差があります。お隣福岡（992 円）とも 32 円と依然として格差が大きく、特に佐賀県東部や北部は隣接する福岡と生活圏が同じであり、福岡へ若い人を中心に人口が流出しやすい一因になっています。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となっています。都道府県別の平均賃金（年収）はもちろん、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉業の所定内賃金は、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。最低賃金の地域間格差は、公務員賃金、生活保護、年金、保険料に至るまで制度格差の原因となっており、その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

地方から都市への人口移動に歯止めがかからず、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業が労働力を十分に確保できない等、深刻な影響を与えています。人口格差の是正には、ベースとして最低賃金（賃金）の地域間格差の是正が必要です。

昨年、中央最低賃金審議会は、ABC ランクとも一律「50 円」の目安額としました。この目安答申に対して、27 の地方最低賃金審議会が上乗せの答申を行いました。この背景には佐賀を含むいくつかの自治体首長が、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。

とりわけ昨年は、徳島県が目安額 50 円に+34 円の 84 円増という大きな変化をつくりましたが、多くの地方審議会では目安額の上乗せも、最下位にならないためで、労働者の生活を支えるためのものとなっておらず、目安方式の目的が半ば喪失させられている事態と考えます。最大 212 円(18.2%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要です。当審議会においても都市との格差をなくすため大幅な最低賃金の引き上げと併せ、政府に対し全国一律の最低賃金制度へ法改正を求めていただくことをお願いするものです。

4．働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。しかし、中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金があがらないことを正当化する理由になってきました。日本の企業の 99.7%が中小企業であり、労働者の約 7 割が中小企業で働い

ています。最低賃金引上げ目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせないことは明らかです。

政府による中小企業支援強化策が「施策パッケージ案」ですが、その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（=人員削減）を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、賃金があげられていないのが現実です。政府として最低賃金（賃金）の引き上げをかかげるならば、「生産性向上、効率化、省力化」を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者が求めている、社会保険料（事業主負担）減免や、いくつかの自治体が実施している賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきです。

また、「施策パッケージ案」は、大企業の過去最高にまで膨れ上がった内部留保を労働者、そして中小企業に還元することを迫るものとなっておらず、結果として、政策として的確と言える労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に関わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性に疑問符をつけざるを得ません。日本の労働者の低賃金と中小企業の厳しい実態は、大企業の利益優先が生み出したゆがみです。ここを政府が規制しない限り、賃上げ原資を中小企業にもたらすことはできません。M＆A(合併・買収)などで、中小企業を淘汰・整理し、雇用流動化で労働者に自己責任を強いることは、雇用喪失と地域経済の破壊につながるものです。適正な公正取引がなされる施策を、強制力をもって強化することが必要です。

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。最低賃金は生存権を保障する水準でなければならず、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回ることはもちろん、佐賀で働いても安心して人間らしい生活ができる大幅な最低賃金の引き上げと、中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求め意見とします。

以上

資料１

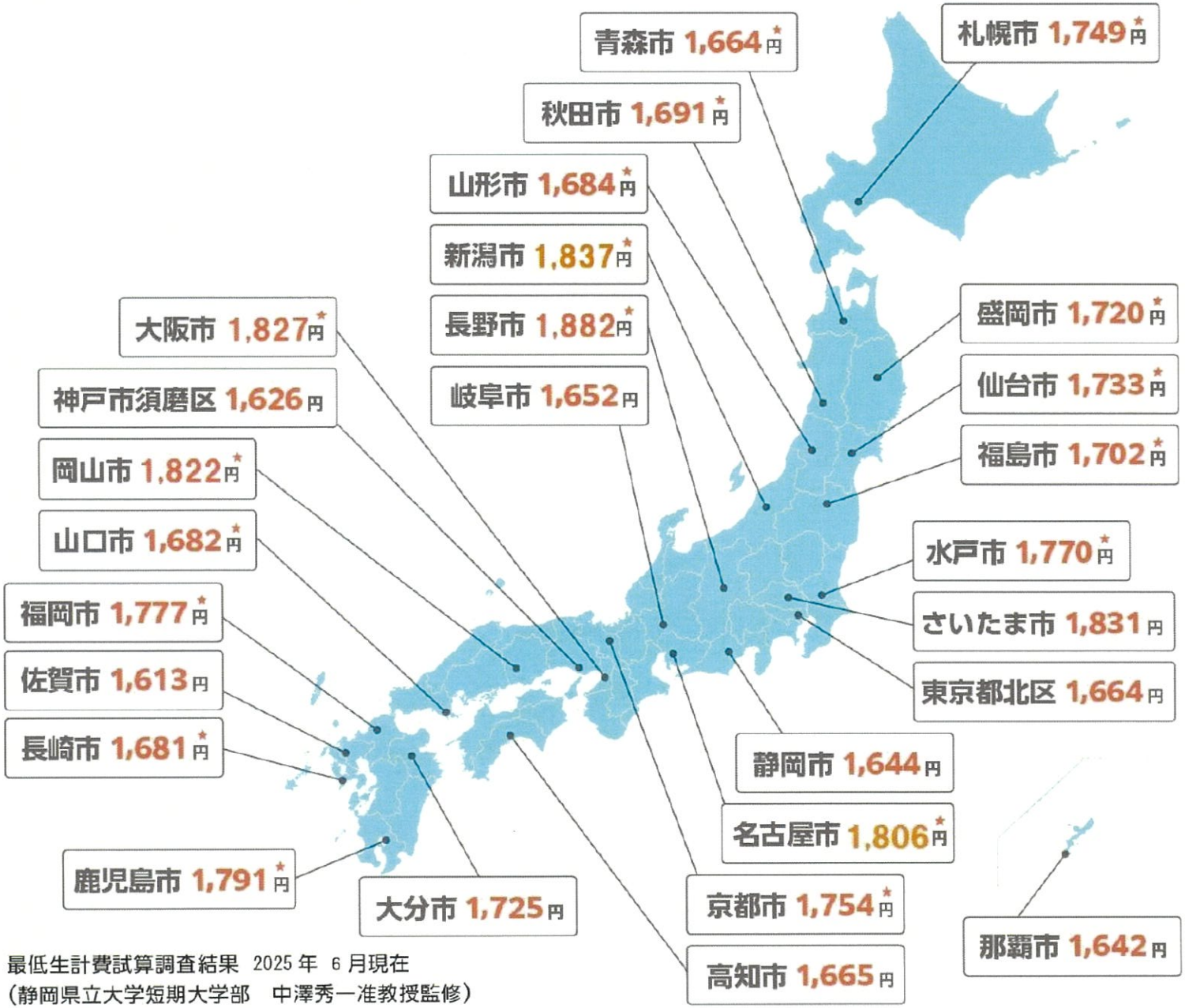

最低生計費試算調査結果　2025 年　6 月現在
（静岡県立大学短期大学部　中澤秀一准教授監修）
★のついた地方は2022年以降に物価変動を加味して再試算した結果

資料２

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連　最低生計費試算調査PT　2025年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算																						
都道府県名	北海道			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	東京都										
試算結果発表	2016年4月			2016年3月						2020年7月	2024年10月	2019年9月										
改定年月	2024年6月			2022年11月						2022年10月												
自治体名	札幌市		釧路市	青森市	盛岡市	仙台市	秋田市	山形市	福島市	水戸市	さいたま市	北区		世田谷区		新宿区		立川市		八王子市	
最賃ランク／性別	男性/B	女性/B	C/男性	C	C	B	C	C	B	B	A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A
消費支出	185,798	180,250	182,381	179,522	186,717	183,708	182,825	181,425	183,513	189,297	196,906	179,804	176,824	188,733	185,754	194,448	191,469	191,408	188,749	171,832	169,266
食費	45,978	37,572	37,921	46,583	47,242	47,226	47,235	46,605	47,442	45,390	52,243	44,361	35,858	44,361	35,858	44,361	35,858	42,364	34,314	42,364	34,314
住居費	39,000	39,000	35,000	33,000	37,000	35,000	35,000	34,000	36,000	36,458	54,167	57,292	57,292	65,625	65,626	76,042	76,043	61,458	61,458	43,750	43,750
水道・光熱	12,505	12,171	10,206	10,406	11,614	11,068	10,687	10,878	10,903	9,221	10,205	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780
家具・家事用品	4,905	5,299	5,001	4,066	3,932	4,150	3,841	4,321	3,893	3,595	3,818	2,540	2,703	2,540	2,703	2,540	2,703	2,631	2,820	2,643	2,867
被服・履物	6,922	5,247	8,593	6,885	7,144	7,709	6,901	6,131	6,506	8,892	8,142	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302
保健医療	4,701	3,377	2,980	2,604	2,636	2,682	2,690	2,682	2,617	1,007	3,519	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885
交通・通信	14,459	14,971	36,460	36,150	36,057	36,103	36,114	36,022	36,234	33,018	15,400	12,075	12,075	12,171	12,171	6,469	6,469	20,251	20,251	18,801	18,801
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	35,654	35,654	27,684	19,599	19,988	19,512	20,286	19,089	19,796	28,814	25,843	25,577	25,613	25,577	25,613	25,577	25,613	26,185	26,207	26,171	26,185
その他	21,674	26,959	18,536	20,138	20,105	20,257	20,072	21,696	20,123	22,902	23,569	23,189	28,316	23,689	28,816	24,689	29,816	23,749	28,732	23,333	28,382
非消費支出	58,009	58,009	44,878	52,112	52,686	57,998	52,555	53,041	53,531	57,375	58,184	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938
非消費額比率	22.11%	22.64%	18.28%	20.88%	20.42%	22.31%	20.73%	21.00%	20.96%	21.60%	21.18%	20.80%	21.08%	20.02%	20.27%	19.54%	19.79%	19.79%	20.02%	21.56%	21.81%
予備費	18,500	18,000	18,200	17,900	18,600	18,300	18,200	18,100	18,300	18,900	19,600	17,900	17,600	18,800	18,500	19,400	19,100	19,100	18,800	17,100	16,900
最低生計費（月額） 税抜	204,298	198,250	200,581	197,422	205,317	202,008	201,025	199,525	201,813	208,197	216,506	197,704	194,424	207,533	204,254	213,848	210,569	210,508	207,549	188,932	186,166
最低生計費（月額） 税込	262,307	256,259	245,459	249,534	258,003	260,006	253,580	252,566	255,344	265,572	274,690	249,642	246,362	259,471	256,192	265,786	262,507	262,446	259,487	240,870	238,104
年額（税込）	3,147,684	3,075,108	2,945,508	2,994,408	3,096,036	3,120,072	3,042,960	3,030,792	3,064,128	3,186,861	3,296,280	2,995,704	2,956,344	3,113,652	3,074,304	3,189,432	3,150,084	3,149,352	3,113,844	2,890,440	2,857,248
月150時間換算	1,749	1,708	1,636	1,664	1,720	1,733	1,691	1,684	1,702	1,770	1,831	1,664	1,642	1,730	1,708	1,772	1,750	1,750	1,730	1,606	1,587
月155時間換算	1,692	1,653	1,584	1,610	1,665	1,677	1,636	1,629	1,647	1,713	1,772	1,611	1,589	1,674	1,653	1,715	1,694	1,693	1,674	1,554	1,536
月173.8時間換算	1,509	1,474	1,412	1,436	1,484	1,496	1,459	1,453	1,469	1,528	1,580	1,436	1,418	1,493	1,474	1,529	1,510	1,510	1,493	1,386	1,370
2024年改定最賃額	1010			953	952	973	951	955	955	1005	1078	1163										
若年単身者サンプル数	201			270						190	153	411										
全体サンプル数	1,217			1,840						1,358	2,047	3,238										

(注)赤字は以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果。

若年単身者サンプル数　合計	5,121
全体サンプル数　合計	49,296

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連　最低生計費試算調査PT　2025年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算																				
都道府県名		新潟県	長野県	岐阜県		静岡県		愛知県			京都府		大阪府		兵庫県		岡山県	広島県	山口県	
試算結果発表		2015年12月	2020年7月	2023年1月		2015年12月		2016年2月			2019年4月		2022年1月		2022年6月		2020年7月	2016年1月	2019年4月	
改定年月		2025年6月	2024年					2025年1月			2023年10月		2025年1月				2025年1月		2024年7月	
自治体名		新潟市	長野市	岐阜市		静岡市		名古屋市		豊橋市	京都市		大阪市		神戸市		岡山市	広島市	山口市	
最賃ランク／性別		B	B	男性/B	女性/B	男性/B	女性/B	男性/A	女性/A	A	男性/B	女性/B	男性/A	女性/A	男性/B	女性/B	B	B/女性	B/男性	B/女性
消費支出		198,753	204,601	176,737	177,656	181,897	180,960	192,727	187,660	172,231	191,809	188,450	195,531	194,134	175,940	169,919	196,114	152,021	184,796	184,597
	食費	48,879	50,558	44,872	37,640	40,253	34,240	53,603	42,375	38,457	49,242	39,420	51,334	40,662	44,206	35,866	46,612	35,768	43,021	34,035
	住居費	39,000	43,750	38,000	38,000	38,000	38,000	50,667	50,667	32,000	50,000	50,000	55,000	55,000	46,000	46,000	41,667	37,000	34,633	34,633
	水道・光熱	12,919	8,166	7,874	8,690	7,559	6,594	7,983	6,963	7,510	7,456	8,476	5,779	7,502	7,301	6,841	8,269	8,958	7,656	12,096
	家具・家事用品	4,302	5,193	3,058	3,109	3,883	4,124	4,443	4,596	3,799	4,864	4,974	4,909	4,879	3,972	4,477	4,867	3,677	5,111	5,058
	被服・履物	7,545	8,237	7,748	5,752	7,521	4,296	9,680	9,661	8,272	6,315	4,520	8,509	8,937	5,594	4,308	7,171	7,170	7,039	6,190
	保健医療	4,481	1,058	1,501	4,591	3,255	4,516	2,366	5,429	2,186	1,171	2,816	4,305	6,827	2,106	2,163	1,136	6,372	1,122	2,411
	交通・通信	40,712	31,268	34,993	32,953	43,356	43,167	16,324	16,202	40,639	16,766	16,766	12,246	11,600	17,702	16,431	33,077	12,464	39,211	39,211
	教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教養・娯楽	18,980	29,303	20,390	20,680	18,408	22,034	22,646	22,667	17,521	27,895	27,919	31,621	31,804	29,512	29,558	28,417	26,856	27,344	26,433
	その他	21,935	27,069	18,301	26,241	19,662	23,989	25,015	29,100	21,847	28,100	33,560	21,828	26,923	19,547	24,275	24,898	13,756	19,659	24,530
非消費支出		57,009	57,295	53,422	53,422	46,662	46,662	58,979	58,979	47,829	52,212	52,212	58,990	58,990	50,492	50,492	57,535	43,838	49,467	49,467
非消費額比率		20.69%	20.30%	21.56%	21.47%	18.92%	19.00%	21.77%	22.23%	20.16%	19.84%	20.12%	21.53%	21.65%	20.70%	21.28%	21.06%	20.78%	18.19%	19.62%
予備費		19,800	20,400	17,600	17,700	18,100	18,000	19,200	18,700	17,200	19,100	18,800	19,500	19,400	17,500	16,900	19,600	15,132	18,000	18,000
最低生計費（月額）	税抜	218,553	225,001	194,337	195,356	199,997	198,960	211,927	206,360	189,431	210,909	207,250	215,031	213,534	193,440	186,819	215,714	167,153	202,796	202,597
	税込	275,562	282,296	247,759	248,778	246,659	245,622	270,906	265,339	237,260	263,121	259,462	274,021	272,524	243,932	237,311	273,249	210,991	252,263	252,064
年額（税込）		3,306,744	3,387,551	2,973,108	2,985,336	2,959,908	2,947,464	3,250,874	3,184,073	2,847,120	3,157,452	3,113,544	3,288,252	3,270,288	2,927,184	2,847,732	3,278,988	2,531,892	3,027,156	3,024,768
月150時間換算		1,837	1,882	1,652	1,659	1,644	1,637	1,806	1,769	1,582	1,754	1,730	1,827	1,817	1,626	1,582	1,822	1,407	1,682	1,680
月155時間換算		1,778	1,821	1,598	1,605	1,591	1,585	1,748	1,712	1,531	1,698	1,674	1,768	1,758	1,574	1,531	1,763	1,361	1,628	1,626
173.8時間換算		1,586	1,624	1,426	1,431	1,419	1,413	1,559	1,527	1,365	1,514	1,493	1,577	1,568	1,404	1,365	1,572	1,214	1,451	1,450
2024年改定最賃額		985	998	1001		1034		1077			1058		1114		1052		982	1020	979	
若年単身者サンプル数		74	748	38		195		217			412		634		112		265	70	167	
全体サンプル数		715	3,686	1,046		1,670		999			4,745		9,501		757		3,675	455	2,029	

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連　最低生計費試算調査PT　2025年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算

都道府県名		高知県		福岡県			佐賀県		長崎県		大分県		鹿児島県		沖縄県	
試算結果発表		2022年6月		2018年4月			2019年12月		2019年4月		2021年6月		2019年4月		2020年7月	
改定年月				2024年8月					2024年7月				2024年7月			
自治体名		高知市		福岡市		北九州市	佐賀市		長崎市		大分市		鹿児島市		那覇市	
最賃ランク／性別		C/男性	C/女性	B/男性	B/女性	B	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性
消費支出		183,688	184,283	188,477	194,797	184,363	178,127	178,887	180,760	182,724	187,077	191,848	195,100	196,098	179,439	182,095
	食費	45,423	37,054	54,445	40,761	44,101	39,025	30,274	48,843	39,655	42,755	35,785	49,878	39,047	41,266	33,200
	住居費	33,000	33,000	40,000	40,000	30,000	34,500	34,500	42,000	42,000	39,000	39,000	38,000	38,000	36,458	36,458
	水道・光熱	8,710	10,360	8,589	10,215	7,743	8,150	9,694	8,503	10,114	7,560	7,877	8,715	10,366	8,764	10,424
	家具・家事用品	3,247	3,707	4,434	4,905	3,697	3,561	3,911	4,667	4,843	4,226	5,394	3,878	4,317	3,826	3,851
	被服・履物	6,638	8,223	7,343	8,966	7,108	5,635	5,111	7,895	9,210	4,478	8,896	6,137	7,273	5,021	3,339
	保健医療	1,506	868	1,228	3,920	1,162	1,184	3,779	1,220	3,893	2,248	3,574	1,210	3,859	1,142	3,643
	交通・通信	37,467	33,923	12,936	16,706	41,686	41,856	41,856	13,016	13,016	36,302	36,142	38,974	38,974	33,794	33,794
	教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教養・娯楽	26,070	25,781	34,425	36,608	24,739	25,964	25,976	28,534	30,128	26,635	26,635	26,361	27,327	25,620	25,177
	その他	21,627	31,367	25,077	32,717	24,127	18,252	23,786	26,082	29,865	23,873	28,545	21,948	26,935	23,548	32,209
非消費支出		47,711	47,711	59,221	59,221	49,776	46,045	46,045	53,339	53,339	53,037	53,037	54,096	54,096	48,977	48,977
非消費額比率		19.11%	19.05%	22.22%	21.66%	19.71%	19.03%	18.97%	21.16%	20.98%	20.49%	20.08%	20.13%	20.05%	19.88%	19.65%
予備費		18,300	18,400	18,800	19,400	18,400	17,800	17,800	18,000	18,200	18,700	19,200	19,500	19,600	17,900	18,200
最低生計費（月額）	税抜	201,988	202,683	207,277	214,197	202,763	195,927	196,687	198,760	200,924	205,777	211,048	214,600	215,698	197,339	200,295
	税込	249,699	250,394	266,498	273,418	252,539	241,972	242,732	252,099	254,263	258,814	264,085	268,696	269,794	246,316	249,272
年額（税込）		2,996,388	3,004,728	3,197,981	3,281,021	3,030,468	2,903,664	2,912,784	3,025,191	3,051,160	3,105,768	3,169,020	3,224,356	3,237,534	2,955,792	2,991,264
月150時間換算		1,665	1,669	1,777	1,823	1,684	1,613	1,618	1,681	1,695	1,725	1,761	1,791	1,799	1,642	1,662
月155時間換算		1,611	1,615	1,719	1,764	1,629	1,561	1,566	1,626	1,640	1,670	1,704	1,734	1,741	1,589	1,608
173.8時間換算		1,437	1,441	1,533	1,573	1,453	1,392	1,397	1,451	1,463	1,489	1,519	1,546	1,552	1,417	1,434
2024年改定最賃額		*952*		*992*			*956*		*953*		*954*		*953*		*952*	
若年単身者サンプル数		94		267			111		141		109		158		84	
全体サンプル数		969		3,000			805		1,478		1,483		1,621		962	

２０２５年７月２８日

佐賀県の最低賃金の改善に関する要請書

佐　賀　労　働　局　局　長　殿
佐賀地方最低賃金審議会会長殿

２６７３筆

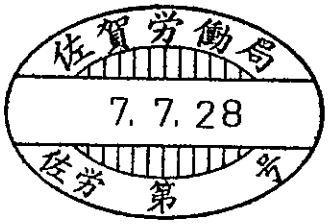

取扱団体　　佐賀県労働組合総連合（佐賀県労連）
連 絡 先　　tel　０９５２－３７－３５７７

生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を

佐賀県の最低賃金９５６円を すぐに１５００円以上へ引き上げることを求める要請

佐　賀　労　働　局　局　長　殿
佐賀地方最低賃金審議会会長　殿

【　要　請　趣　旨　】

最低賃金は2024年の改定によって加重平均が1,055円となりました。しかし、最高額の東京（1,163円）と佐賀県を含む最低レベル（950円台）とは210円以上もの格差があります。この地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少、地域経済の疲弊を加速させています。

佐賀の最低賃金は九州では２番目となりましたが、毎月フルタイムで働いても月16万円程度にしかならず、なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

私たちが２８都道府県（4万8千人）で取り組んできた「最低生計費試算調査」で「8時間働けば人間らしく暮らせる」、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることが明らかになっています。特に、この間の物価高騰のもとでは、月額25万円（時給1700円）が必要との試算結果がでています。

最低賃金の引上げにあたっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。地域経済の担い手である中小企業には約７割の労働者が働いており、地域経済の「好循環」を作り出すため、現行の中小企業・小規模事業者支援策の拡充を強化するとともに新たな助成制度の創設、税・社会保険料の減免、物価高騰に伴う材料費や労務費の上昇分を価格転嫁できるようにするための取引の適正化などが求めてられます。

最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、地域経済を活性化するため、2025年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

【　要　請　事　項　】

１．佐賀県の最低賃金９５６円を、時間額１５００円以上に引き上げること。
２．最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
３．中小企業・小規模事業者への実効性ある支援のための現行制度の拡充及び早急な制度創設を政府に対し要望すること。

[redacted]

取扱団体　佐賀県労連（佐賀県労働組合総連合）TEL0952－37－3577

資料２

目安に関する小委員会配布資料（抜粋）

令和７年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　16,486 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和４年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

４．集計労働者　31,297 人
（うち、令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和７年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和７年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和７年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和５年度分、令和６年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和７年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和７年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和６年６月分、令和７年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和６年６月分、令和７年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和６年６月分、令和７年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R6年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 $=\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
男女計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
一般パート計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性	就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
			１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
			Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
計	A		1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
	B		1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
	C		1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
	計		1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男	A		1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
	B		1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
	C		1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
	計		1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女	A		1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
	B		1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
	C		1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
	計		1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般	A		1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
	B		1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
	C		1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
	計		1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート	A		1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
	B		1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
	C		1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
	計		1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第４表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%）。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
R6年	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R6年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R6年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和６年	令和７年
39.2	39.6

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和６年	令和７年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和５年度	令和６年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②　※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③　※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

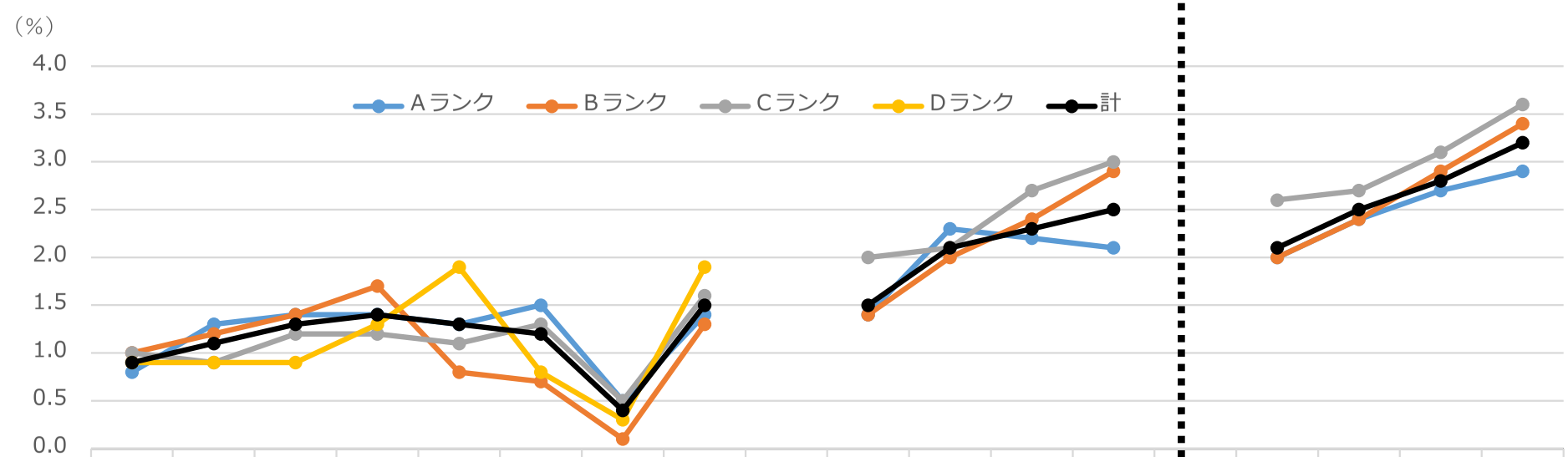

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		2022組替集計	2023	2024	2025		2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4		1.4	2.3	2.2	2.1		2.0	2.4	2.7	2.9
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3		1.4	2.0	2.4	2.9		2.0	2.4	2.9	3.4
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6		2.0	2.1	2.7	3.0		2.6	2.7	3.1	3.6
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9										
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5		1.5	2.1	2.3	2.5		2.1	2.5	2.8	3.2

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

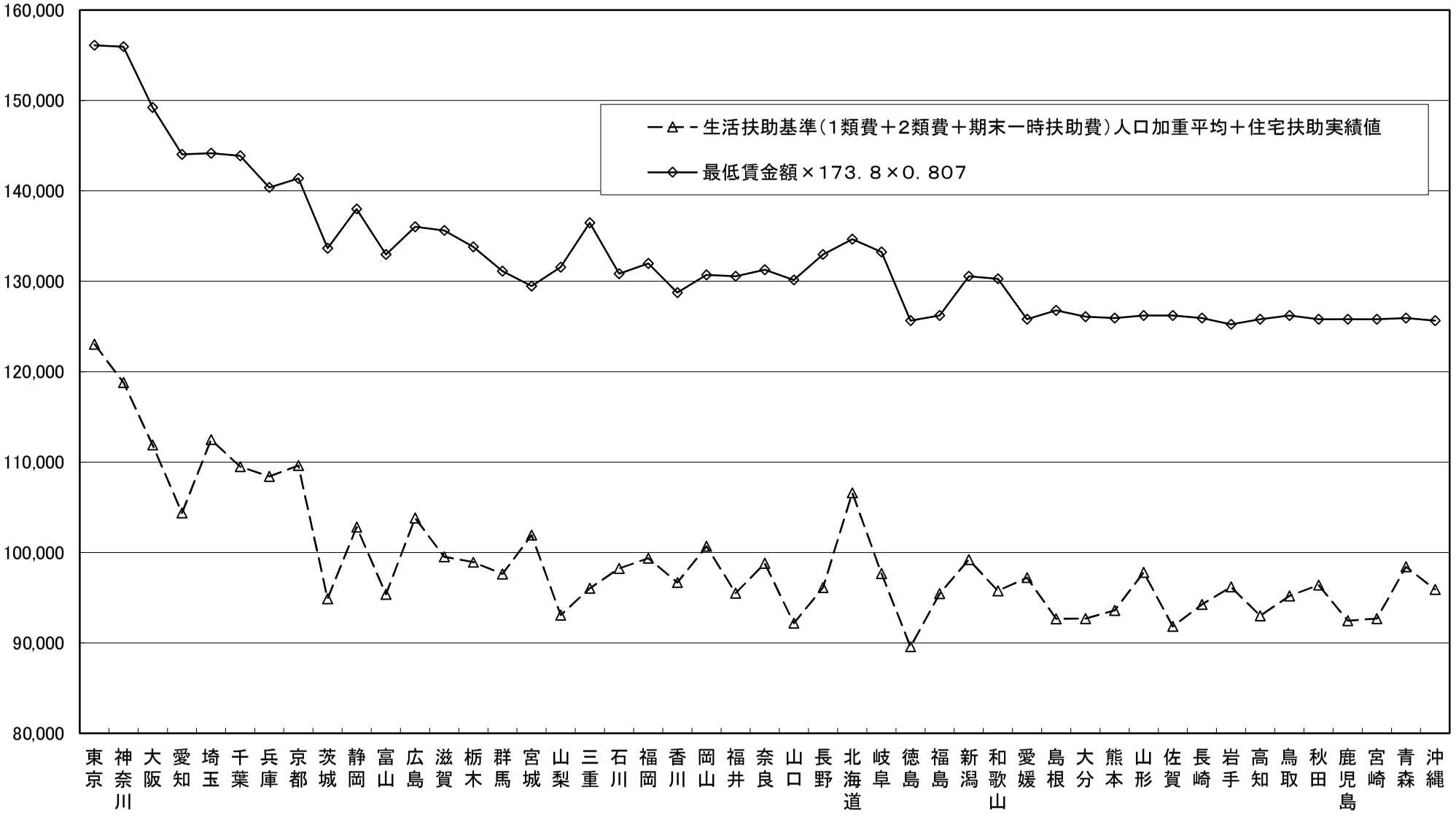

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。
注4）0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

2024年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

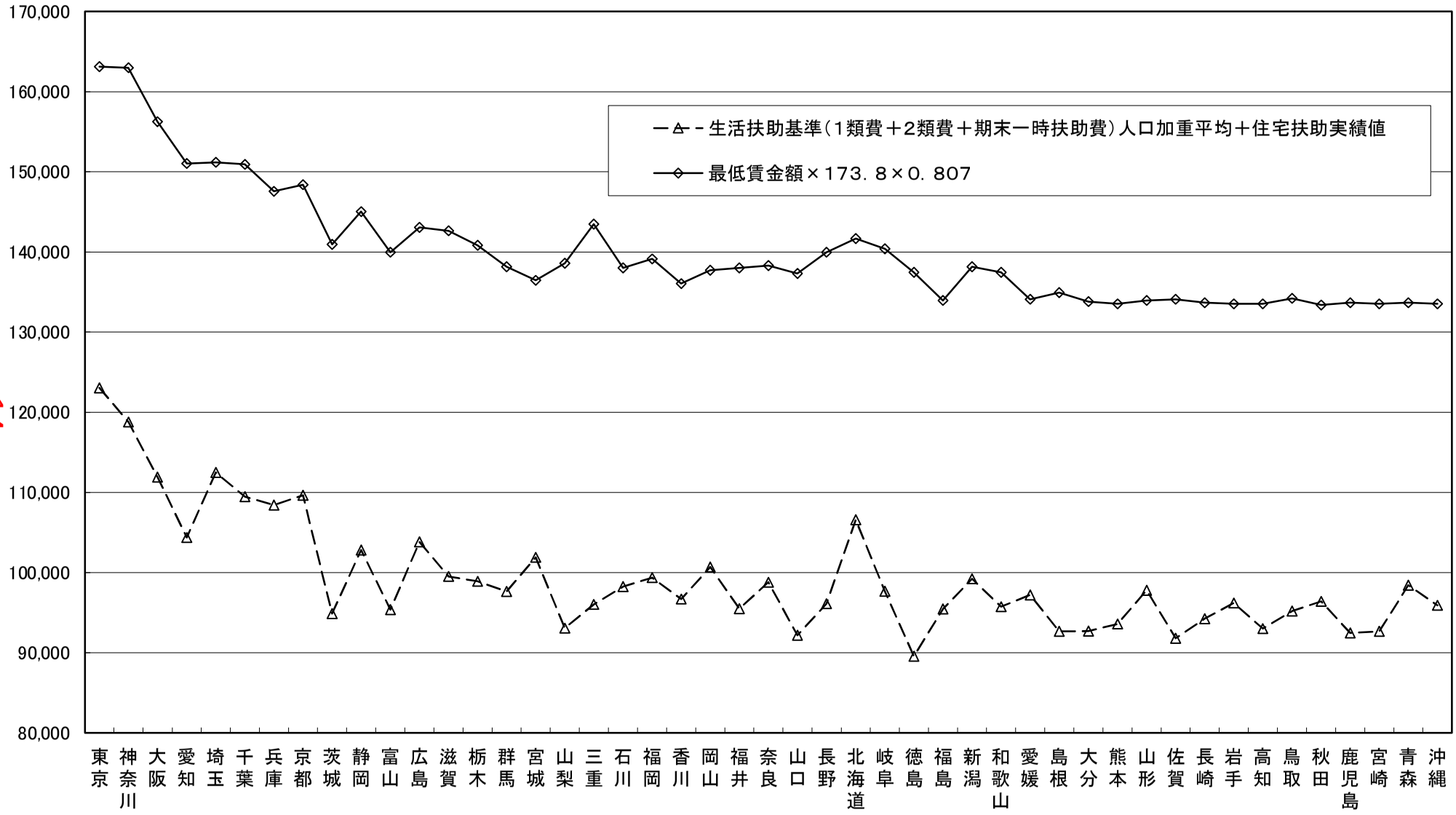

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。
注4）0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度データに基づく乖離額（A）	2024年度地域別最低賃金引上げ額（B）	最新の乖離額（C）（＝A－B）	昨年度の目安小委で示した乖離額（D）	乖離の変動額				
					（E）（＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率の変動（0.807→0.807）による影響額（e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2015～2024年度）

年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)
Ａランク	未満率（%）	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0
	影響率（%）	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0
Ｂランク	未満率（%）	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7
	影響率（%）	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5
Ｃランク	未満率（%）	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5
	影響率（%）	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6
Ｄランク	未満率（%）	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	―	―
	影響率（%）	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	―	―
計	未満率（%）	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
	影響率（%）	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成27～令和６年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
４　各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より３ランクとなっている。
５　各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（2024年）

未満率（全国加重平均） 1.8%
影響率（全国加重平均） 23.2%

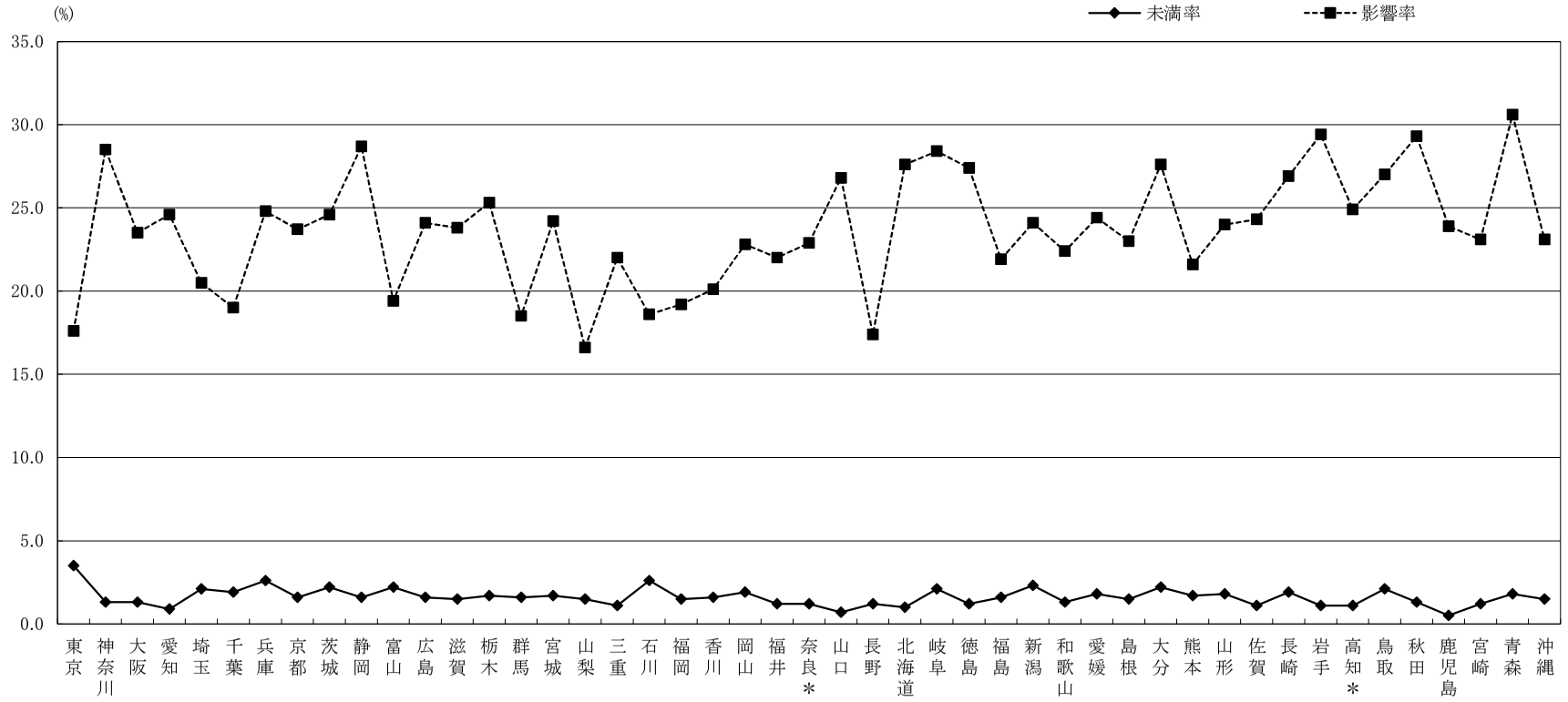

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良＊	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知＊	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	3.5	1.3	1.3	0.9	2.1	1.9	2.6	1.6	2.2	1.6	2.2	1.6	1.5	1.7	1.6	1.7	1.5	1.1	2.6	1.5	1.6	1.9	1.2	1.2	0.7	1.2	1.0	2.1	1.2	1.6	2.3	1.3	1.8	1.5	2.2	1.7	1.8	1.1	1.9	1.1	1.1	2.1	1.3	0.5	1.2	1.8	1.5	1.8
影響率	17.6	28.5	23.5	24.6	20.5	19.0	24.8	23.7	24.6	28.7	19.4	24.1	23.8	25.3	18.5	24.2	16.6	22.0	18.6	19.2	20.1	22.8	22.0	22.9	26.8	17.4	27.6	28.4	27.4	21.9	24.1	22.4	24.4	23.0	27.6	21.6	24.0	24.3	26.9	29.4	24.9	27.0	29.3	23.9	23.1	30.6	23.1	23.2

資料出所　厚生労働省「令和６年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、2024年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
　　表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2）賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（2024年）

未満率（全国加重平均） 2.2%
影響率（全国加重平均） 8.8%

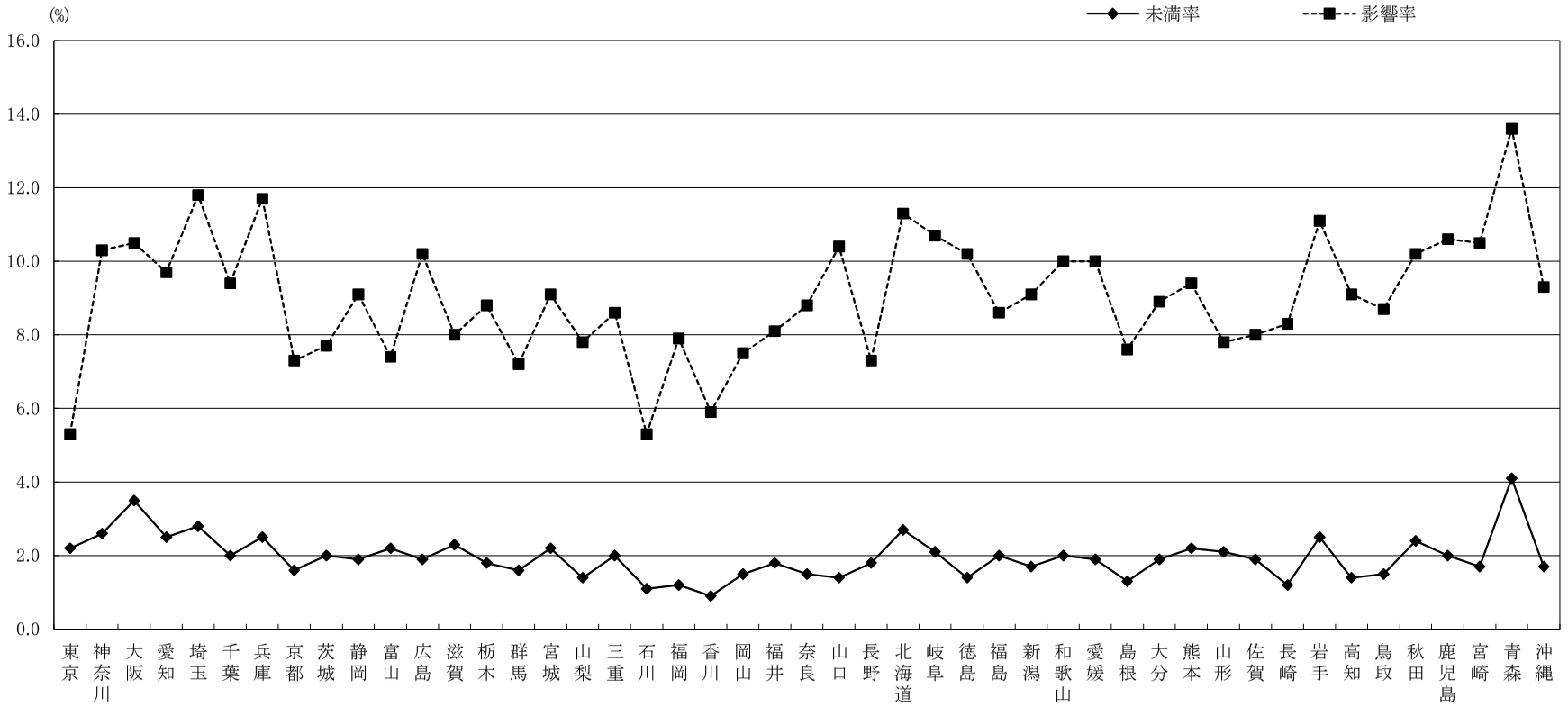

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	2.2	2.6	3.5	2.5	2.8	2.0	2.5	1.6	2.0	1.9	2.2	1.9	2.3	1.8	1.6	2.2	1.4	2.0	1.1	1.2	0.9	1.5	1.8	1.5	1.4	1.8	2.7	2.1	1.4	2.0	1.7	2.0	1.9	1.3	1.9	2.2	2.1	1.9	1.2	2.5	1.4	1.5	2.4	2.0	1.7	4.1	1.7	2.2
影響率	5.3	10.3	10.5	9.7	11.8	9.4	11.7	7.3	7.7	9.1	7.4	10.2	8.0	8.8	7.2	9.1	7.8	8.6	5.3	7.9	5.9	7.5	8.1	8.8	10.4	7.3	11.3	10.7	10.2	8.6	9.1	10.0	10.0	7.6	8.9	9.4	7.8	8.0	8.3	11.1	9.1	8.7	10.2	10.6	10.5	13.6	9.3	8.8

資料出所　厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年１月～６月）

○　2025年６月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
１月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
２月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
３月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
４月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
５月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
６月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
（注）下線は前月からの主な変更点

連合　春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第７回（最終）回答集計結果（７月３日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

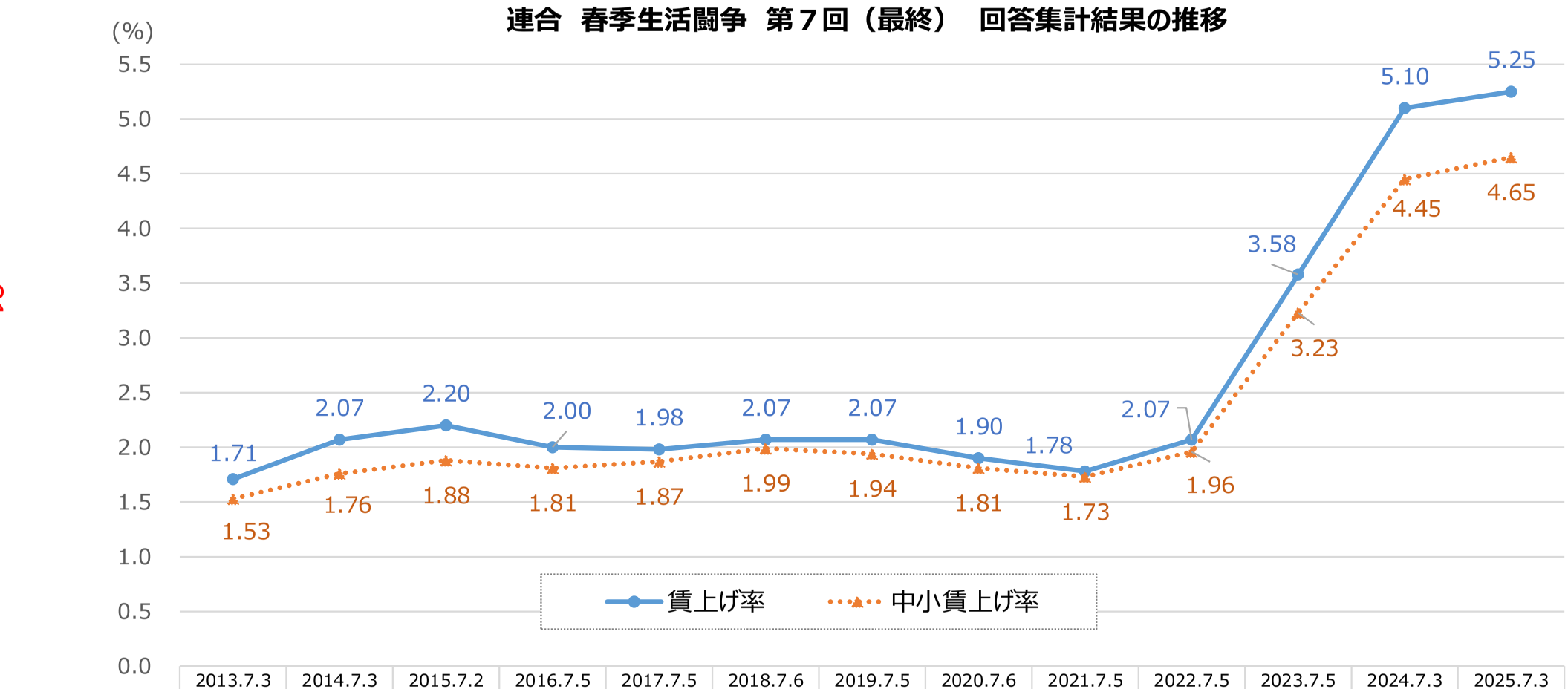

	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65

（資料出所）連合「2025春季生活闘争第７回（最終）回答集計結果」（2025年７月３日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連　春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第１回集計）、中小企業4.35%（第１回集計）となっている。

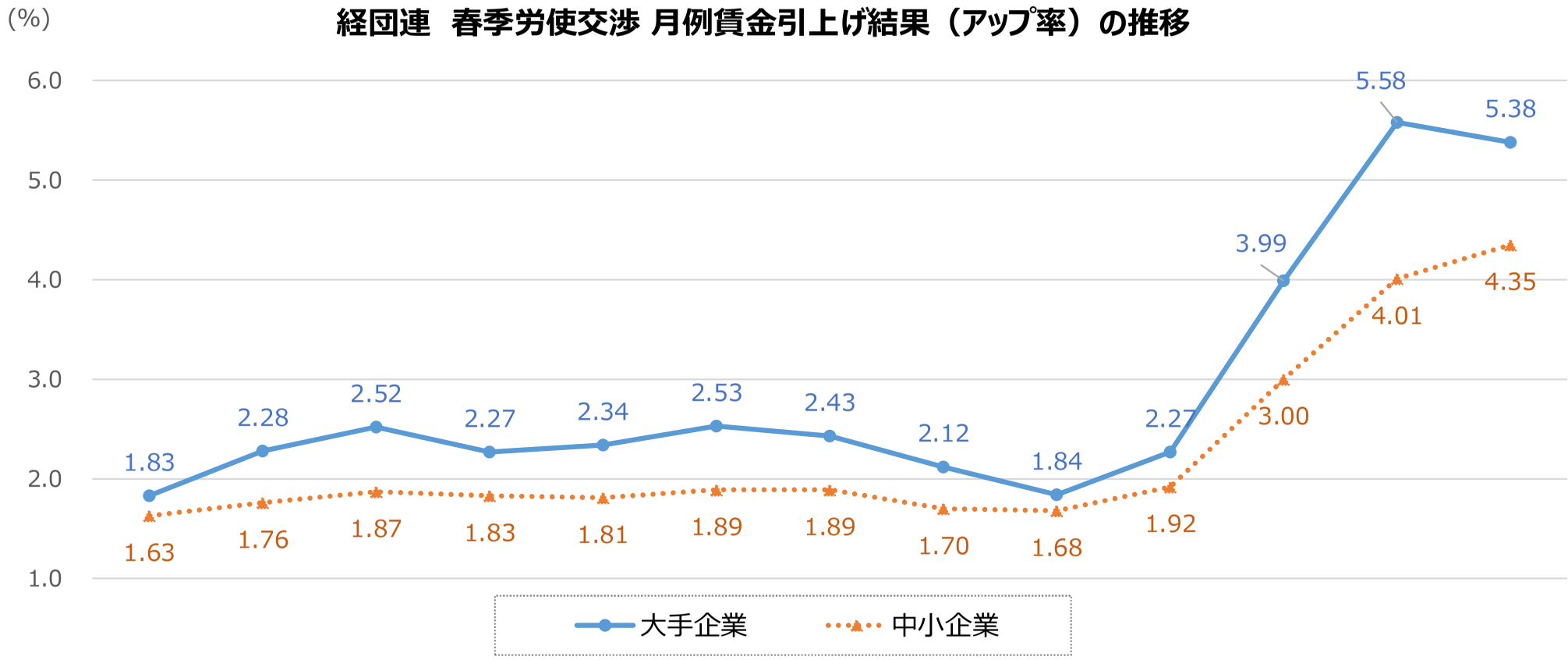

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）　2024年までは最終集計結果、2025年は第１回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

○ 2020年９月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

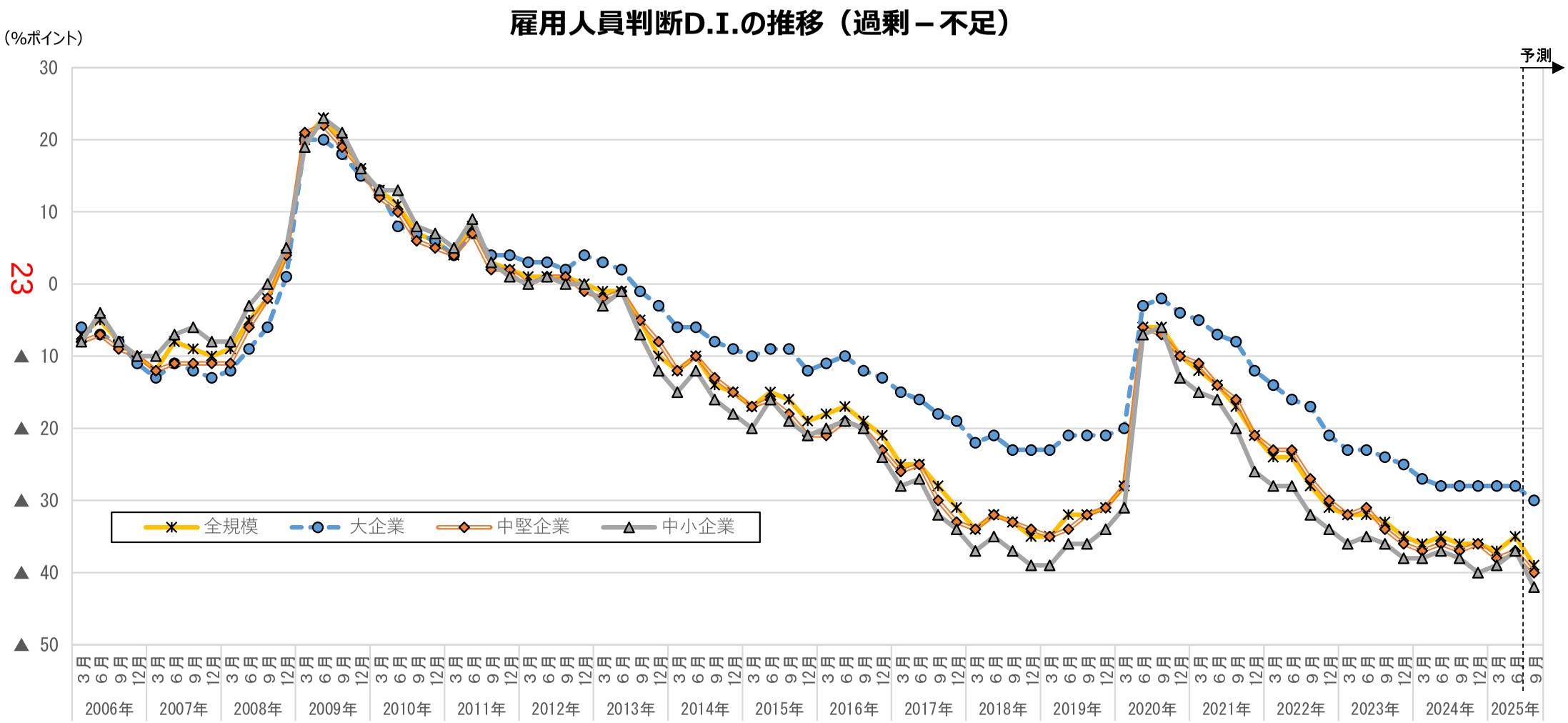

（資料出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）１．全産業の数値。
２．大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金１億円以上10億円未満、中小企業：資本金２千万円以上１億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

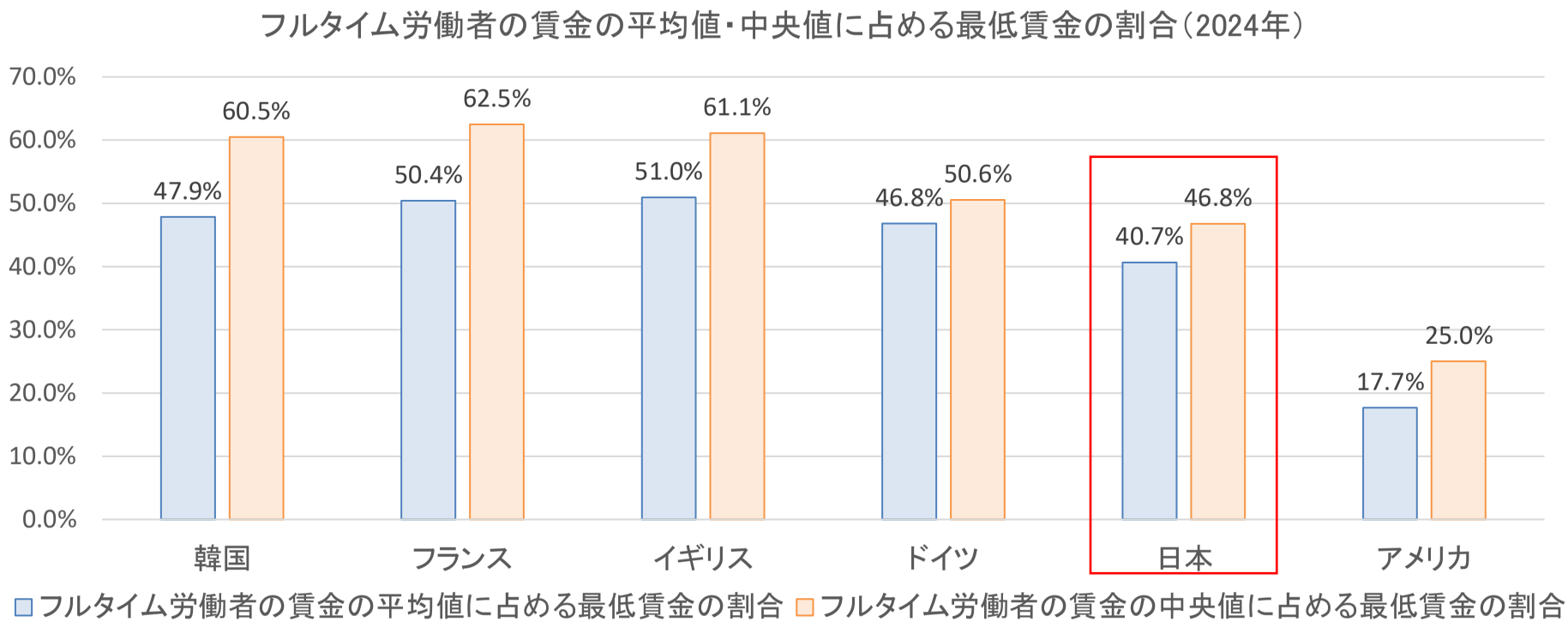

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年４～６月期頃から特にＡランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

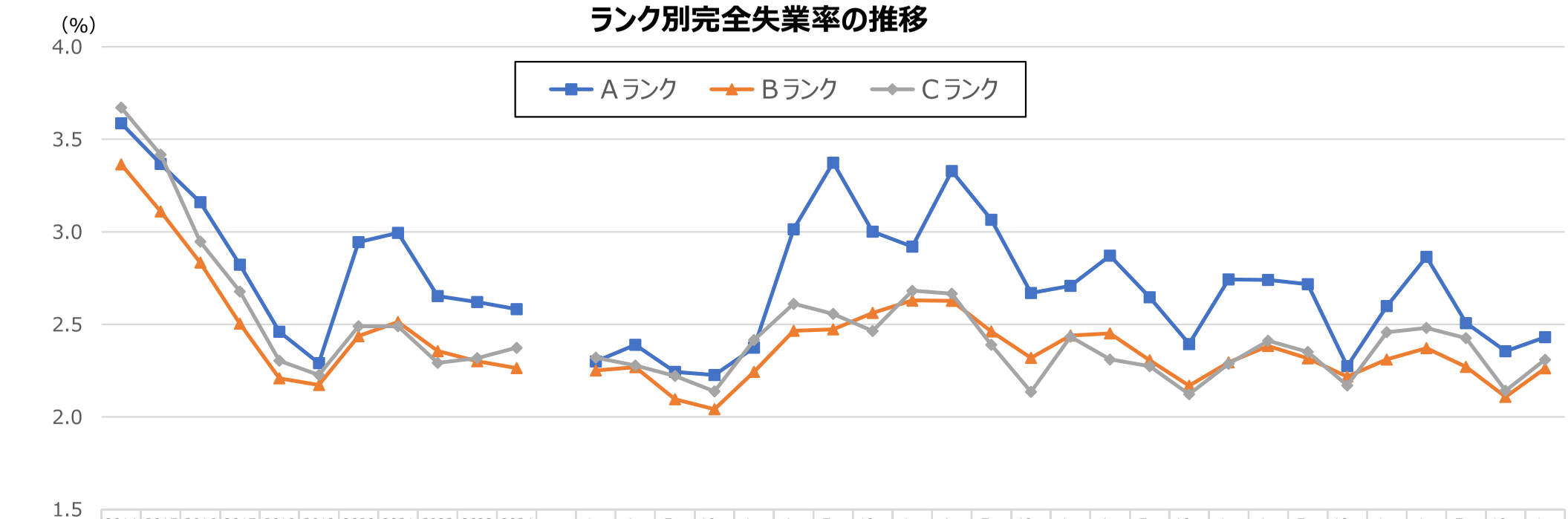

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
													2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年
Aランク	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6		2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	2.9	2.5	2.4	2.4
Bランク	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3		2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.5	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.1	2.3
Cランク	3.7	3.4	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4		2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.4	2.3	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.2	2.5	2.5	2.4	2.1	2.3

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

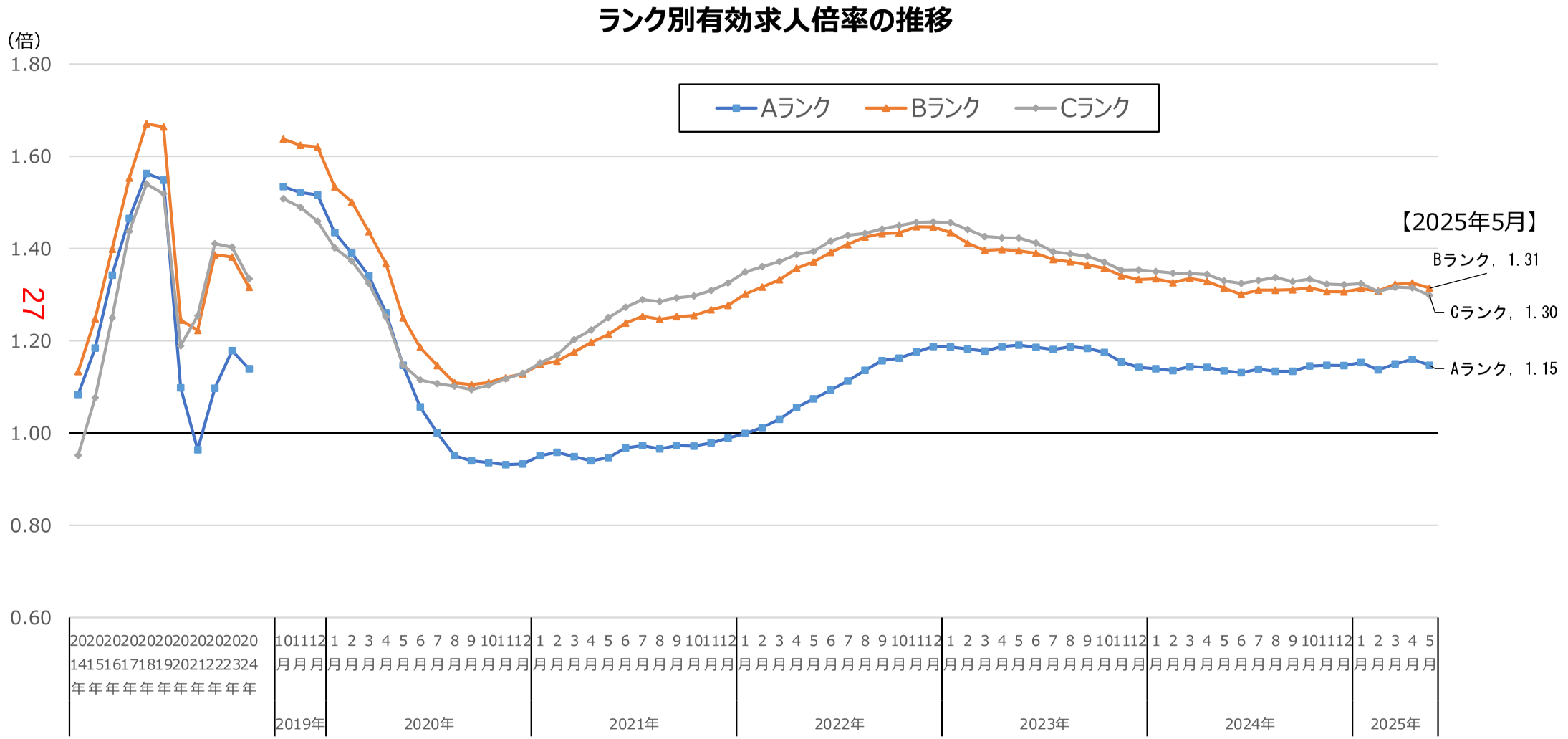

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年４月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

ランク別新規求人数の推移

（2020年１月＝100）

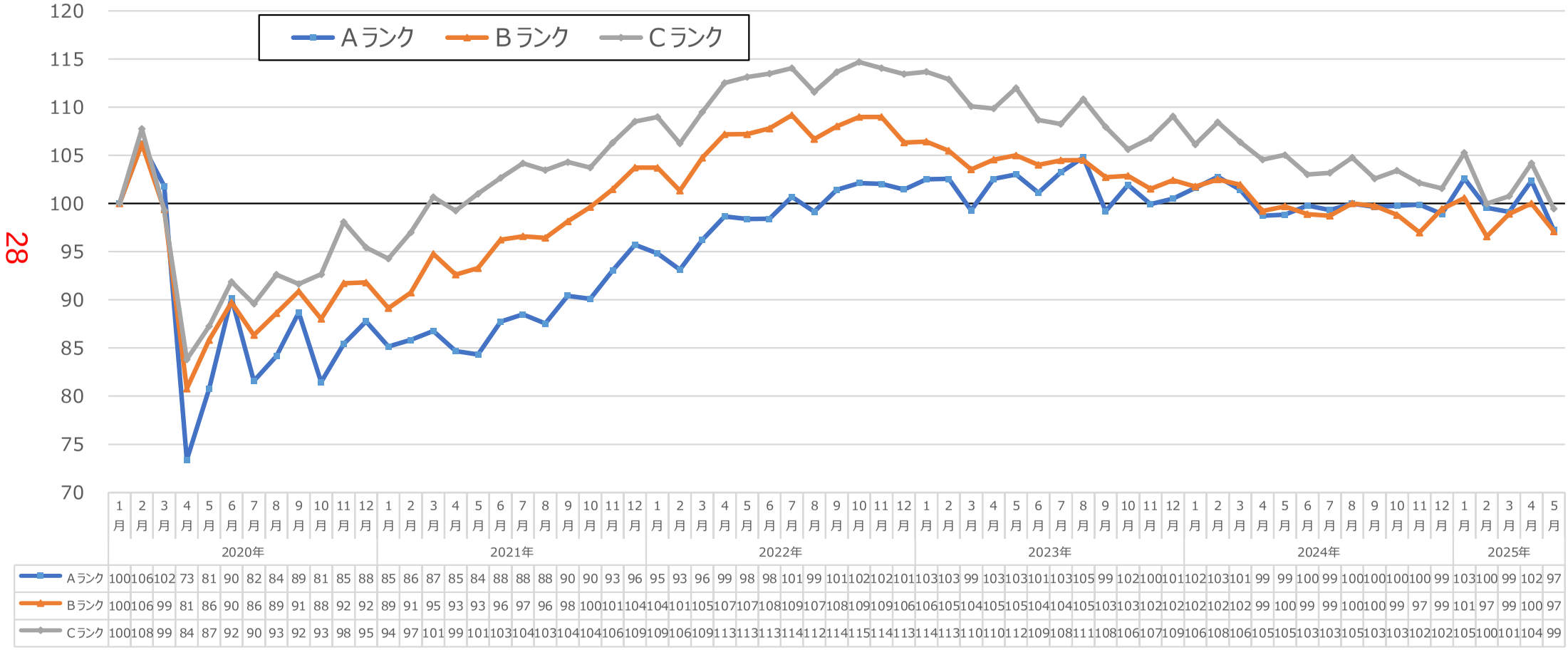

| | 2020年 | | | | | | | | | | | | 2021年 | | | | | | | | | | | | 2022年 | | | | | | | | | | | | 2023年 | | | | | | | | | | | | 2024年 | | | | | | | | | | | | 2025年 | | | | |
|---|---|---

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年４～６月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。

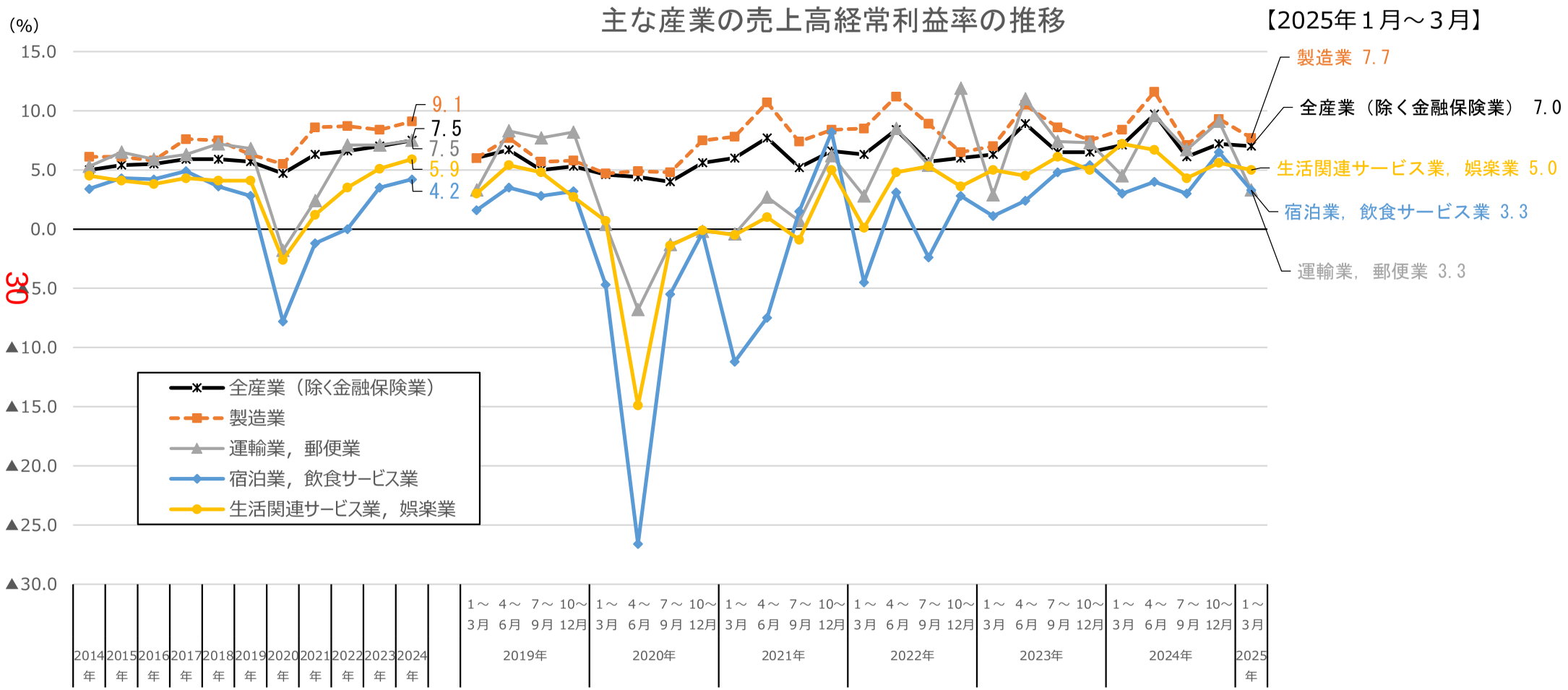

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
　　２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

（参考）売上高経常利益率の推移（詳細）

（単位：%）	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年
								1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全産業（除く金融保険業）	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
製造業	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	7.7
非製造業	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8
農林水産業	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	24.7
建設業	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	11.6
電気業	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	1.7
ガス・熱供給・水道業	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6
情報通信業	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0
運輸業、郵便業	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3
卸売業・小売業	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9
サービス業	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7
宿泊業、飲食サービス業	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9
教育、学習支援業	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4
医療、福祉業	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4
職業紹介・労働者派遣業	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6
その他のサービス業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注）１．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断ＤＩの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断ＤＩの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。

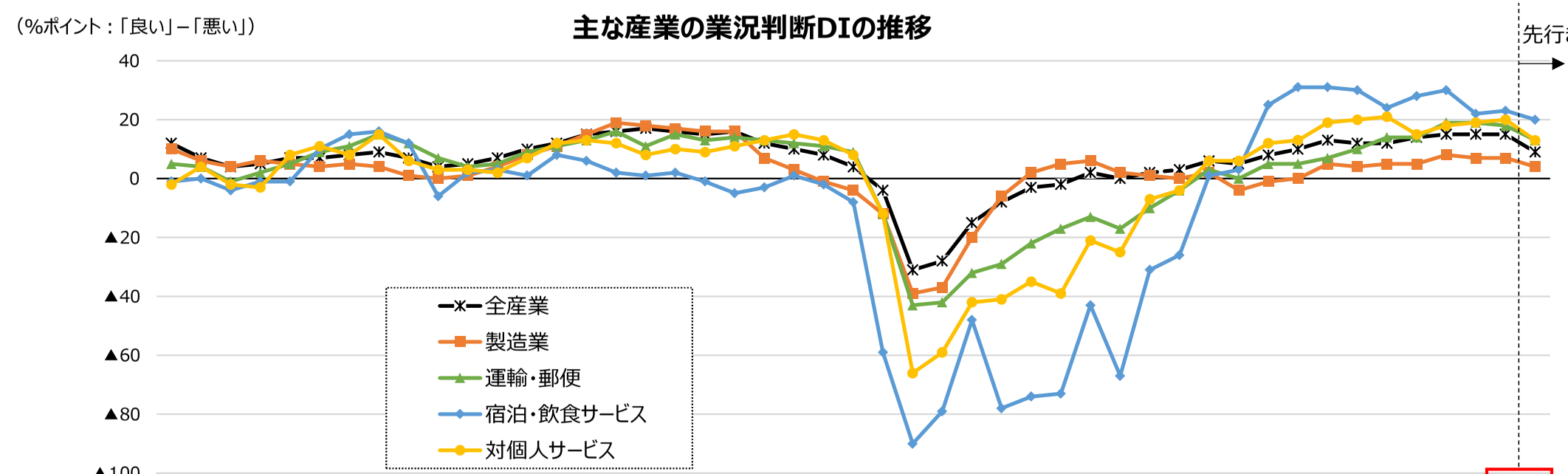

	2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年	
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月
全産業	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲3	▲2	▲1	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	10	13	12	12	14	15	15	15	9
製造業	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲1	▲3	▲3	▲2	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	0	5	4	5	5	8	7	7	4
運輸・郵便	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲1	▲4	▲4	▲3	▲2	▲2	▲1	▲1	▲1	▲1	▲4	3	0	5	5	7	10	14	14	19	19	18	13
宿泊・飲食サービス	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲5	▲9	▲7	▲4	▲7	▲7	▲7	▲4	▲6	▲3	▲2	1	3	25	31	31	30	24	28	30	22	23	20
対個人サービス	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲1	▲6	▲5	▲4	▲4	▲3	▲3	▲2	▲2	▲7	▲4	6	6	12	13	19	20	21	15	18	19	20	13

（資料出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
（注）１．調査対象は、資本金２千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業，純粋持株会社」を除く）。
２．2025年９月の数値は、2025年６月調査による「先行き（３か月後）の状況」の数値。
３．「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に減少傾向にあったが、直近では上昇傾向にある。

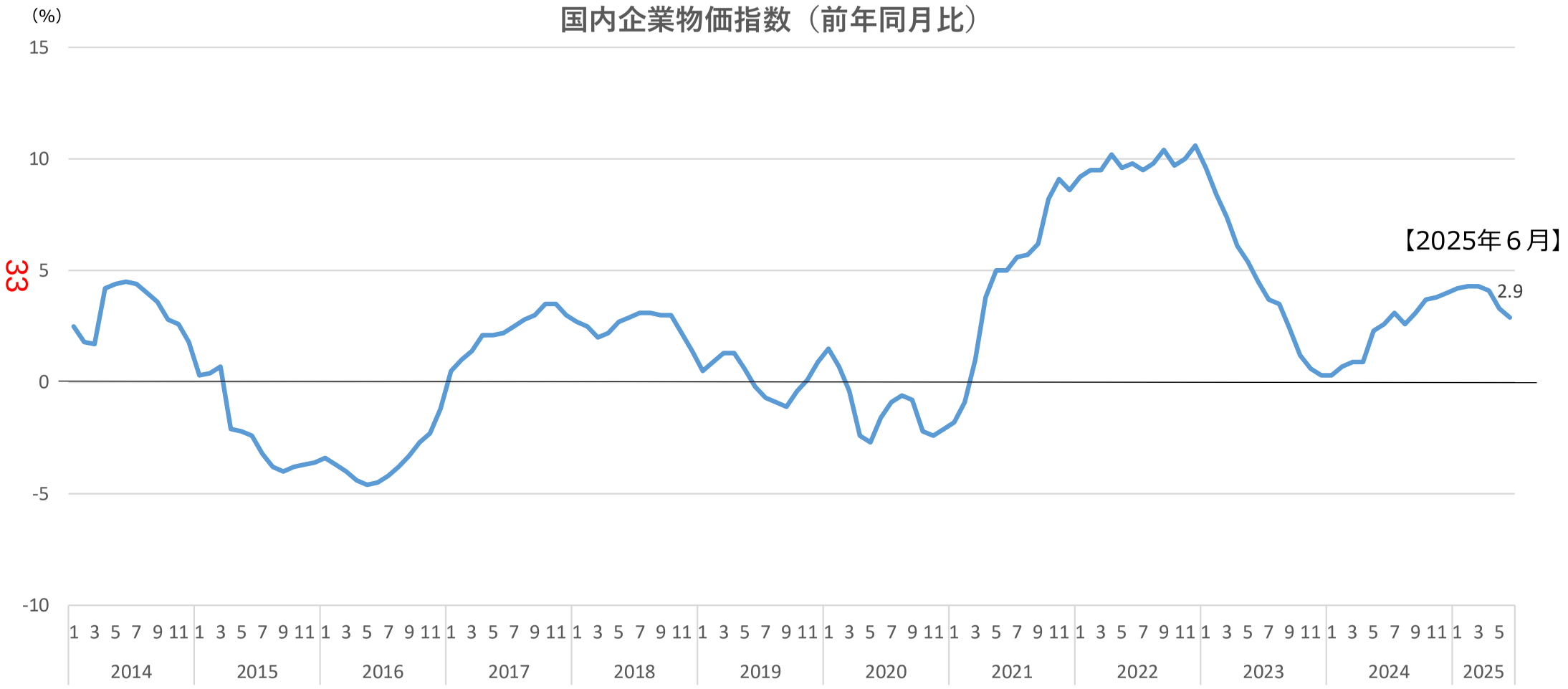

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2025年６月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース･前年同月比が縮小した。2025年６月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。

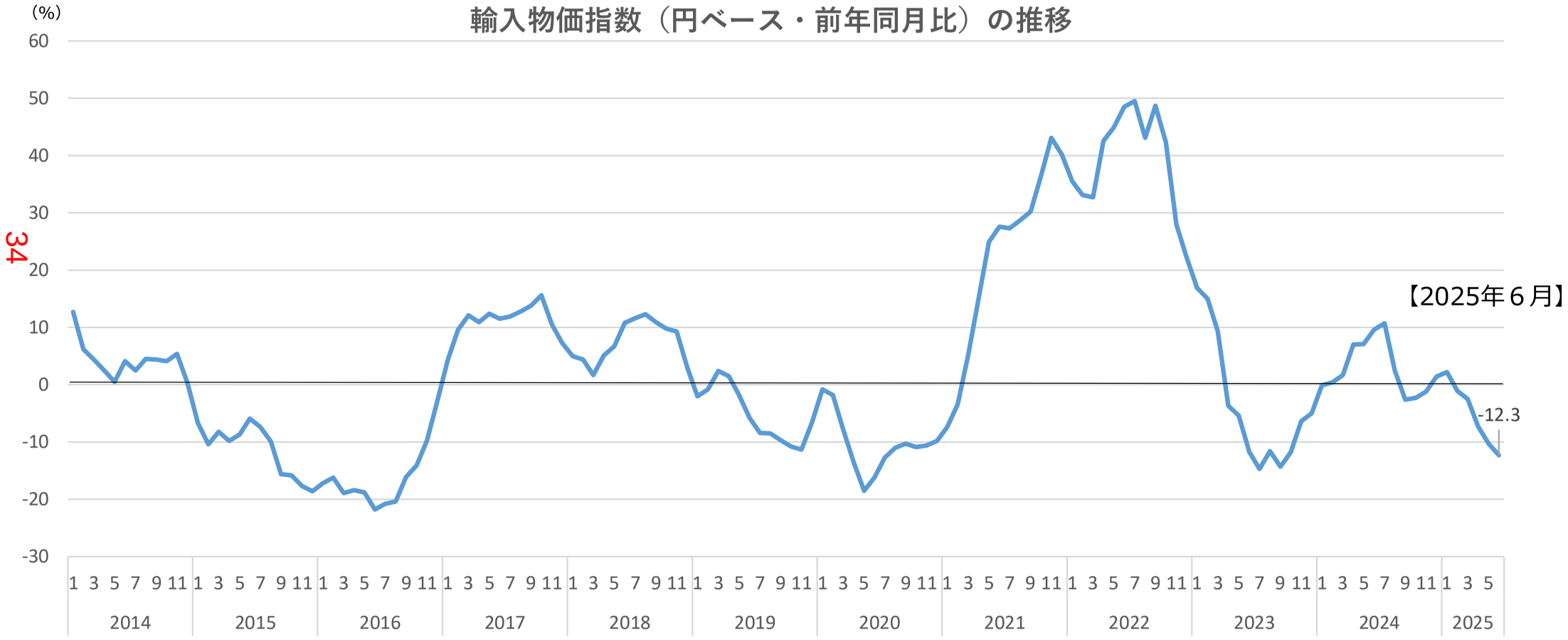

（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注） 2025年６月速報値。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○　労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

（単位：％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数（単位：社）
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	〃　10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	〃　１億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	〃　1,000万円～１億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	〃　1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

資料出所　財務省「法人企業統計」

35

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

３　各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

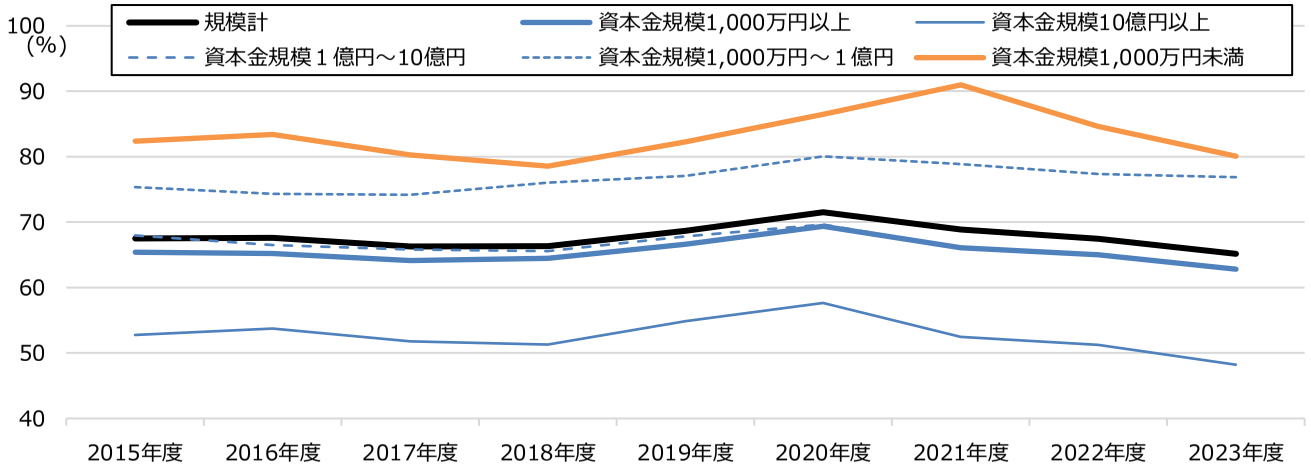

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

○　消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※　家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ＆A（回答）」、 総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today　No.128「実感」する消費者物価とは」（2018年４月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2025年６月の消費者物価指数の「総合」は＋3.3%、「生鮮食品を除く総合」は＋3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋3.4%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋3.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

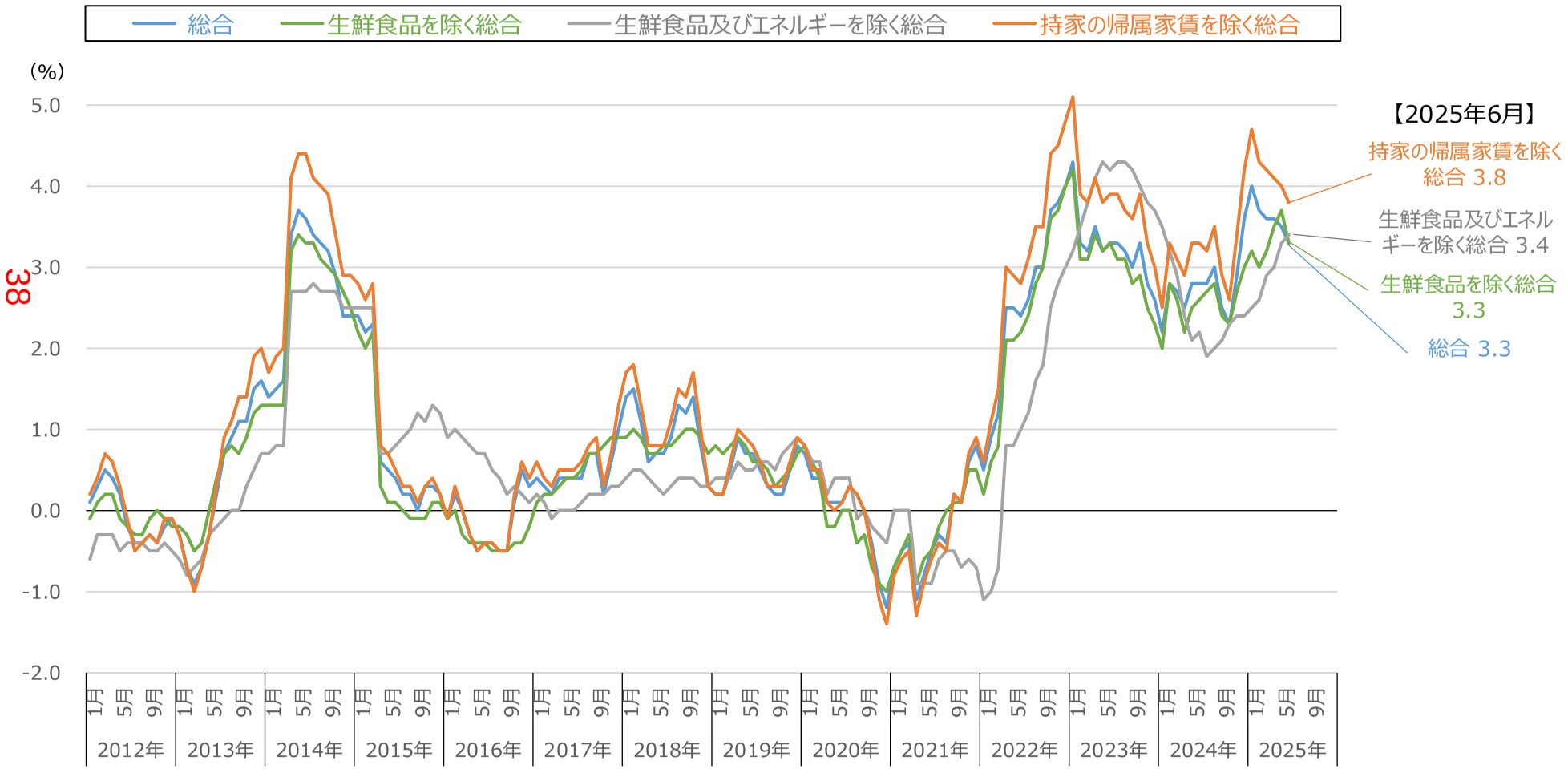

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

○　消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年６月に＋3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。

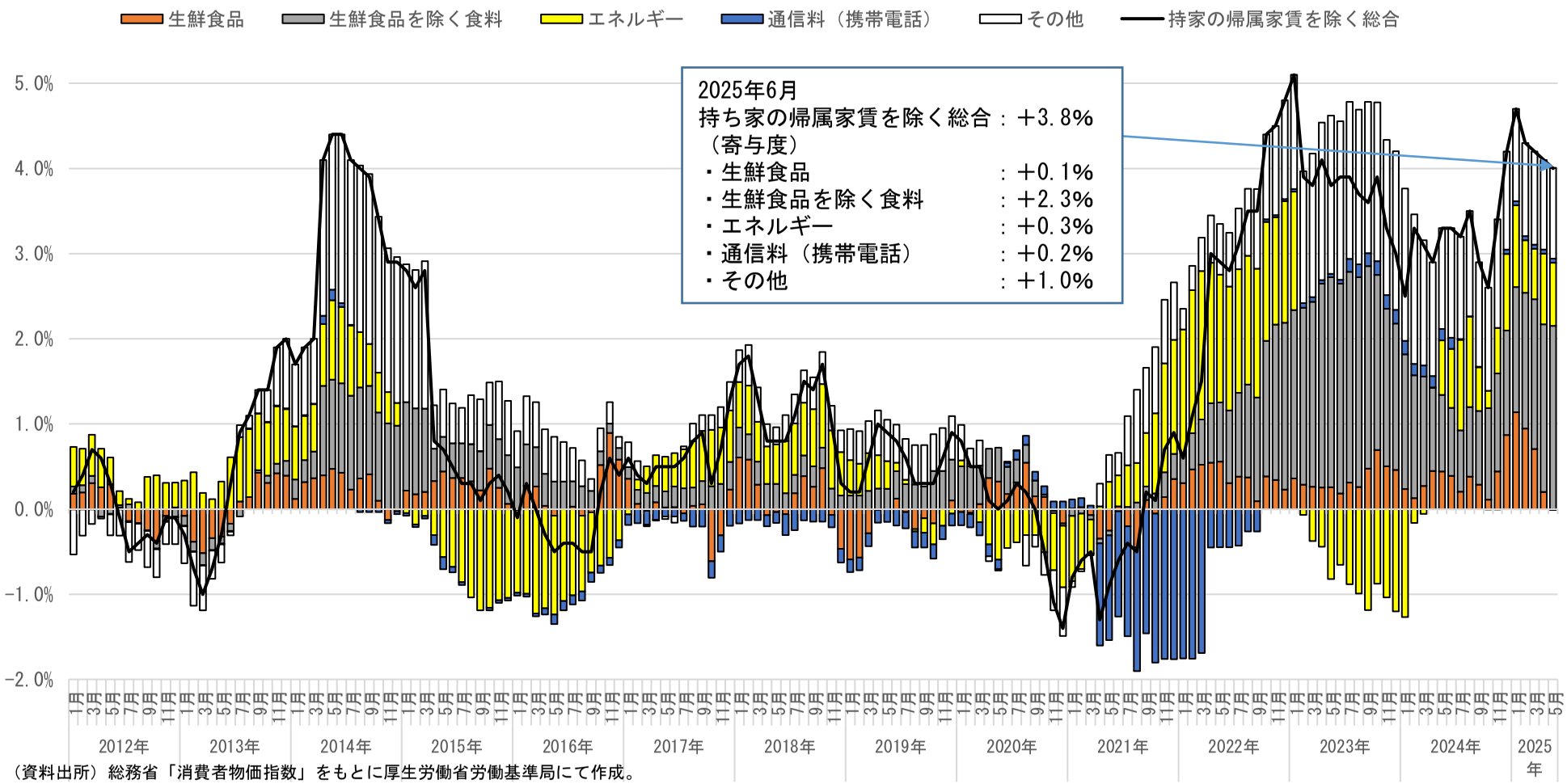

（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
２．「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
３．「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○　消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年６月では、「基礎的支出項目」は＋4.6%、「選択的支出項目」は＋2.5%となっている。

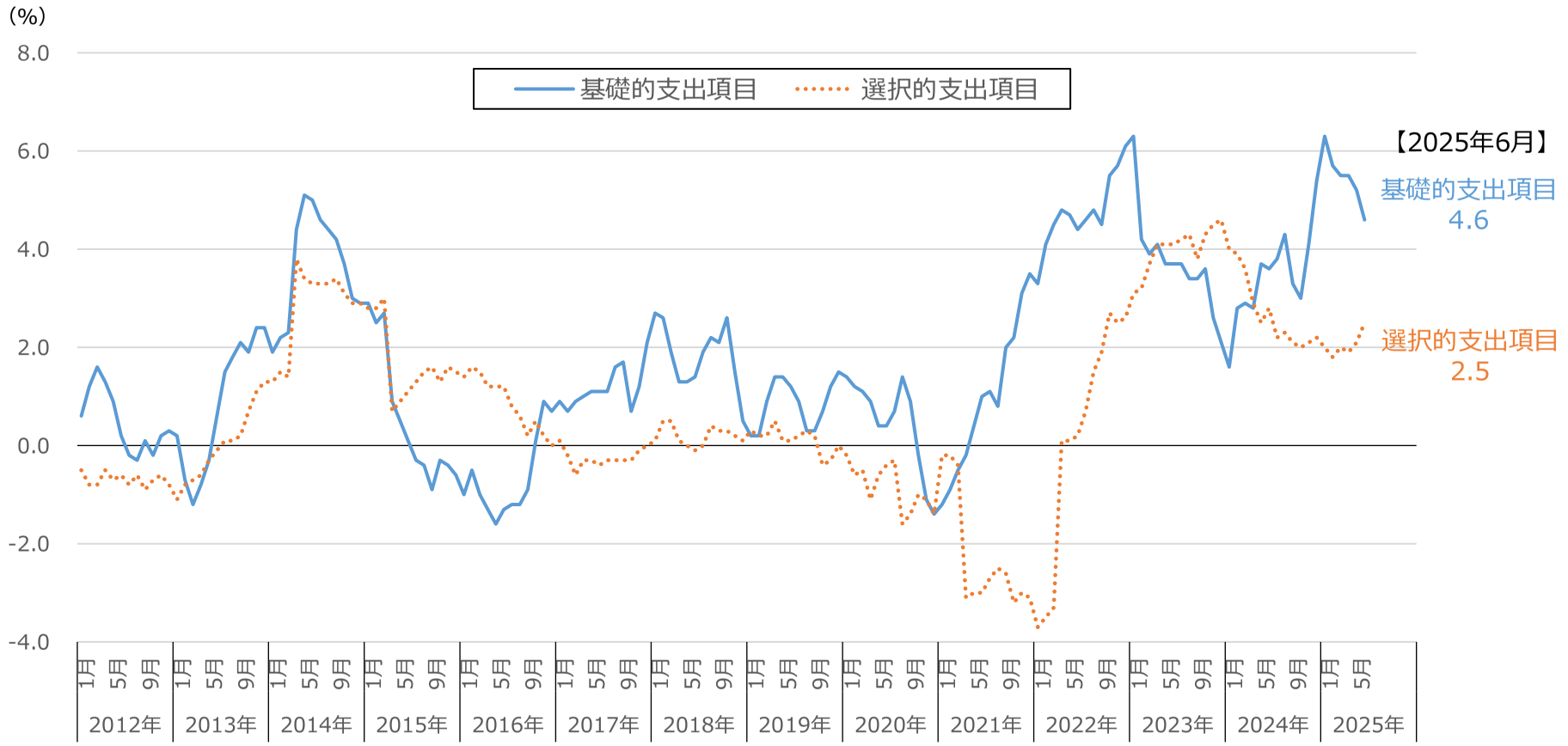

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
　　選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
　　２．支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
　　３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○　消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年６月では、「１か月に１回程度以上の購入」は＋4.2%、「１か月に１回程度未満の購入」は＋3.6%となっている。

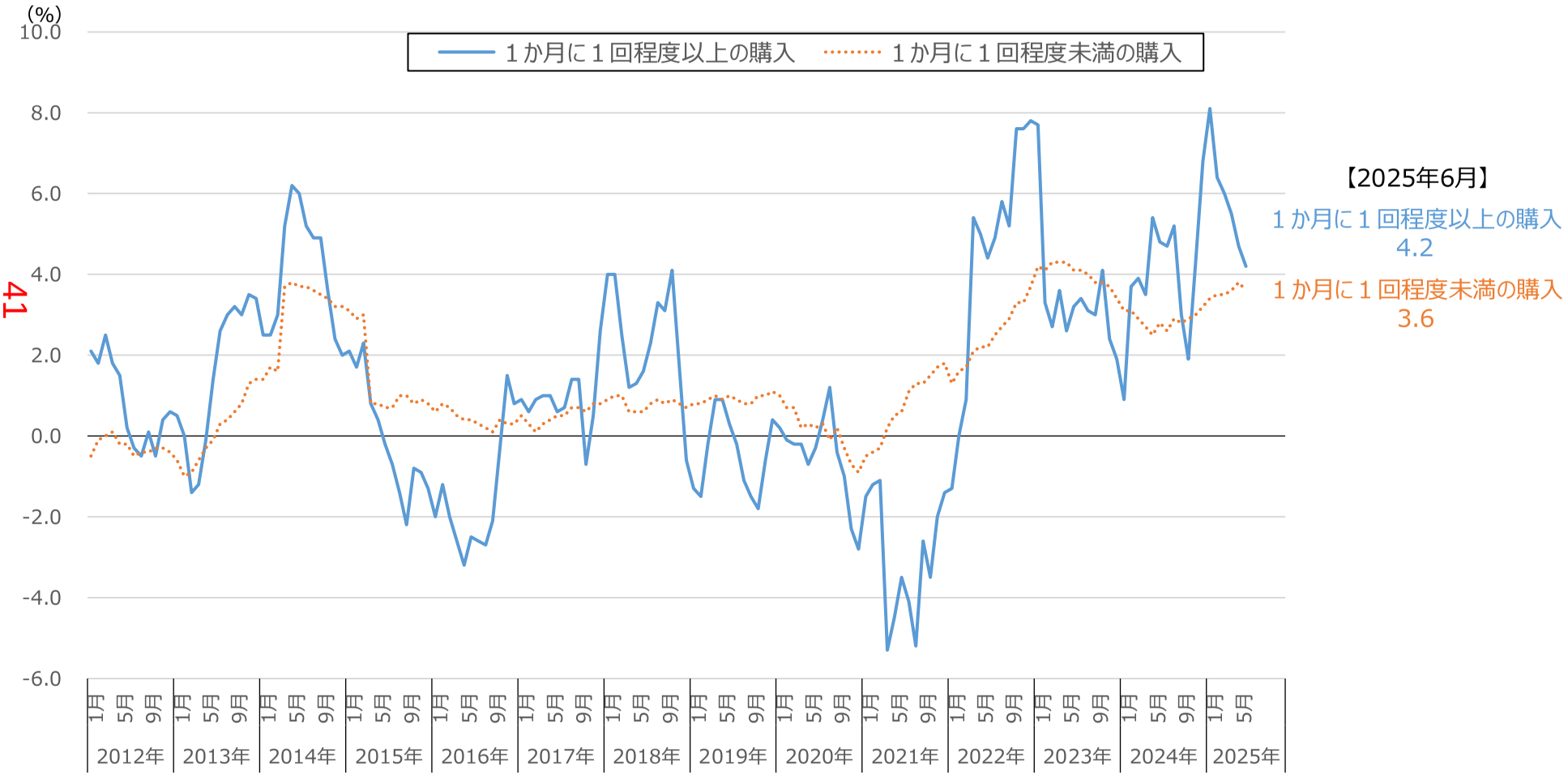

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
　　２．購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○　電気･ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
電気･ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-	-

資料出所　総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス料金支援　値引き単価>

42

酷暑乗り切り緊急支援（2024年８～10月使用分）

2024年８・９月使用分　低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1㎥当たり17.5円

2024年10月使用分　低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1㎥当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年１～３月使用分）

2025年１・２月使用分　低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、
都市ガス料金は1㎥当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年３月使用分　低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、
都市ガス料金は1㎥当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万㎥未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%～4.7%で推移し、2024年10月～2025年６月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

（単位：%）

	2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均
	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	6月	
全　国	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9
Ａランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.7	3.8
Ｂランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.5	3.9
Ｃランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9	4.1

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
　　２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
　　３　各ランクは、2023年度からの適用区分である。

43

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○　購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

（単位：%）

	2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均
	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	
頻繁に購入	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）「2024年10月～2025年６月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数（食料関係）の対前年上昇率の推移

○ 食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率については、直近では持家の帰属家賃を除く総合を上回って推移している。

（単位：%）

	ウェイト（１万分比）	2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	
食料	2626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4
生鮮食品	396	2.1	8.7	17.3	21.9	18.8	13.9	3.9	△ 0.1	1.6	9.8
生鮮食品を除く食料	2230	3.8	4.2	4.4	5.1	5.6	6.2	7.0	7.7	8.2	5.8
穀類	214	13.5	15.0	15.2	18.4	21.9	25.4	27.4	28.7	29.0	21.6
（参考）持家の帰属家賃を除く総合	8420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）「2024年10月～2025年６月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

倒産の動向

倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】

【長期的な推移】

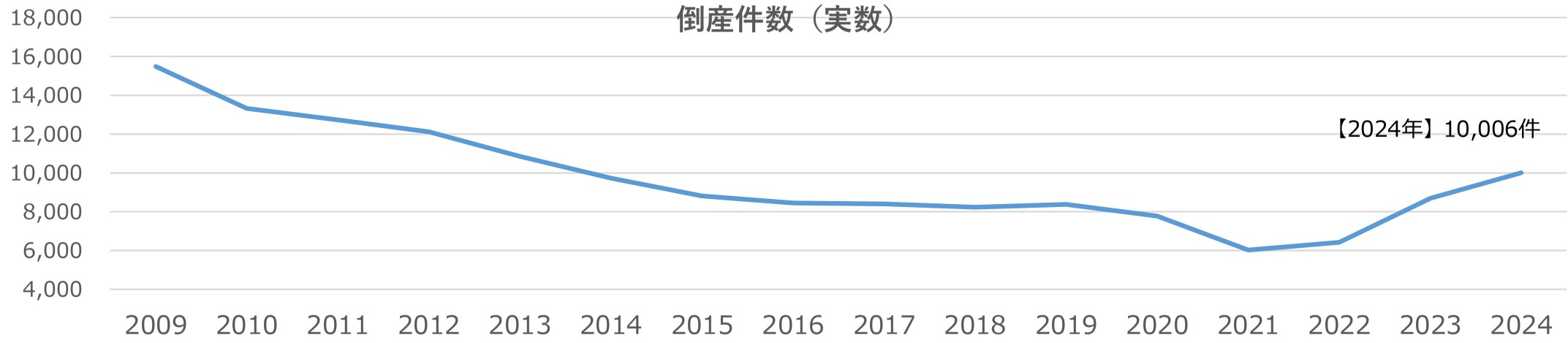

（資料出所）東京商工リサーチ

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237

（資料出所）中小企業庁ホームページ「倒産の状況」（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/）
（注）1．中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
2．倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
3．負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約１割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

49

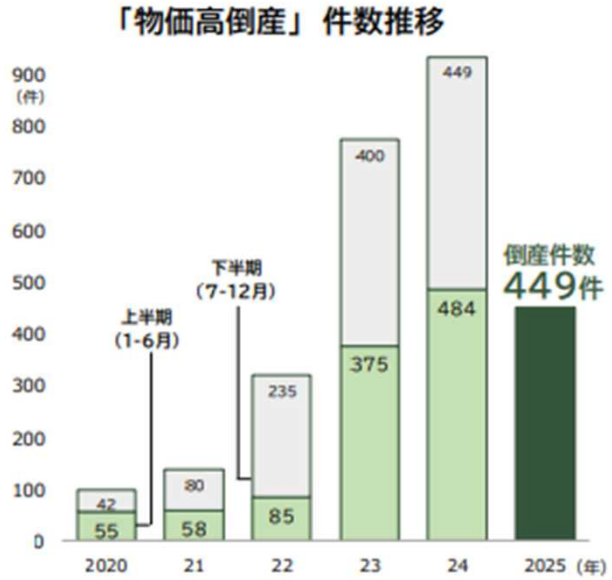

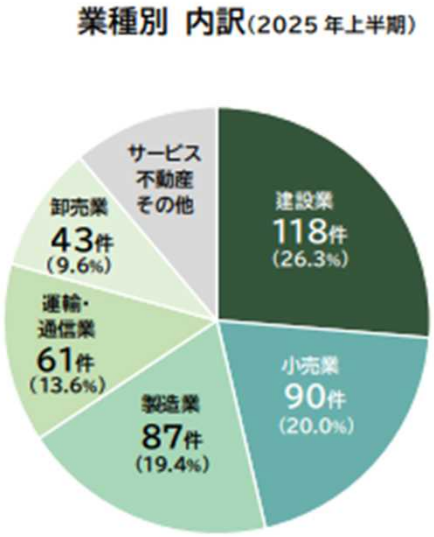

（資料出所）帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年報）」、「全国企業倒産集計（2025年上半期報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○　人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

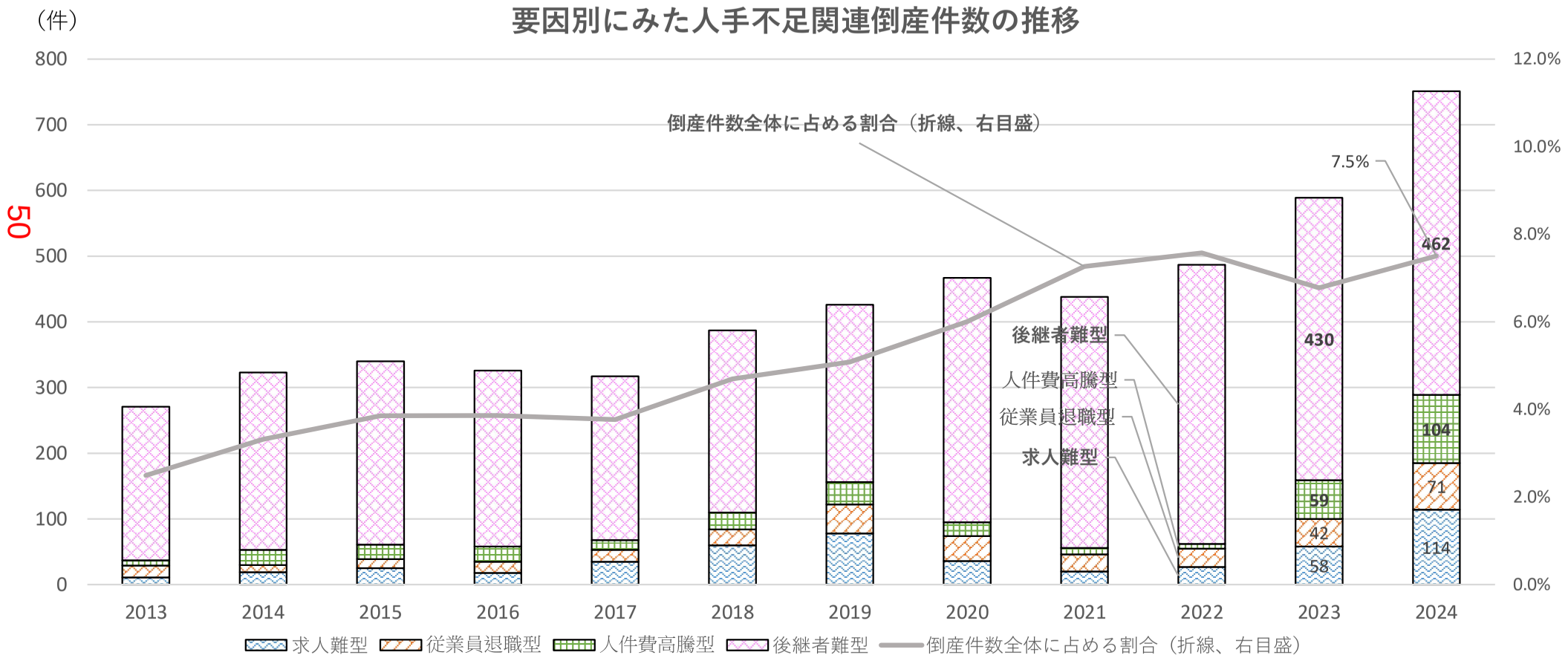

資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）負債額1,000万円以上を集計したもの。

2024年度全国加重平均51円引上げ後の状況

最低賃金の影響率の推移

○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。

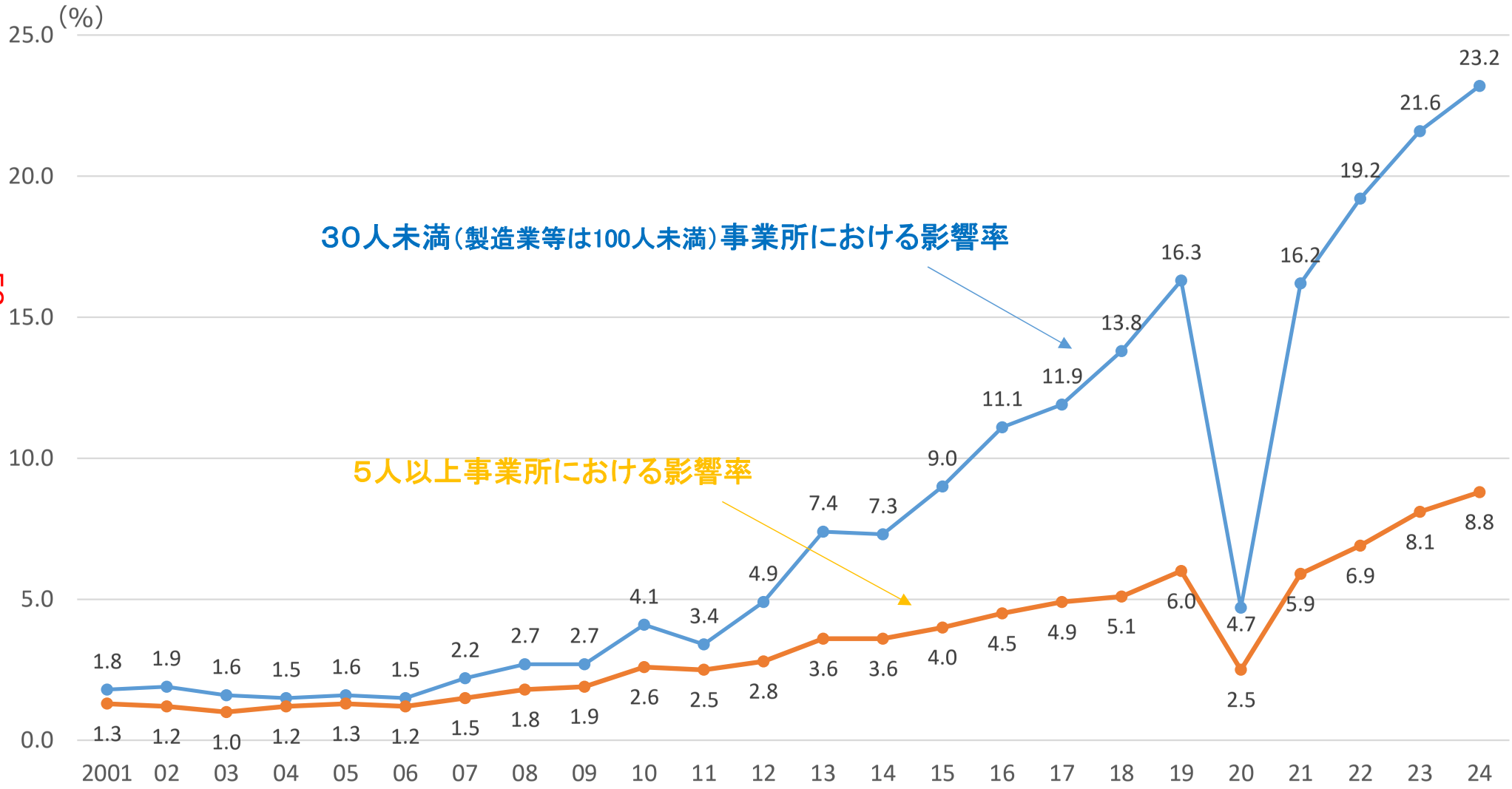

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（注）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」（注）調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。

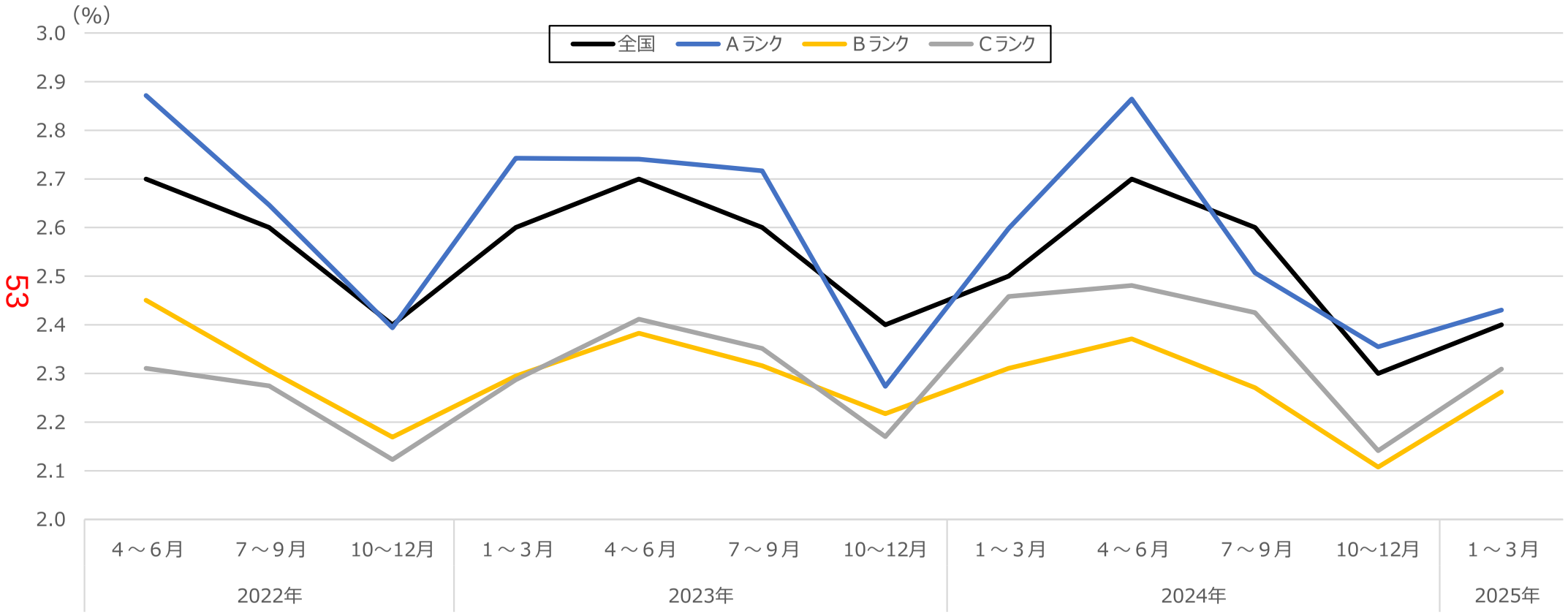

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果による。
２．ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。

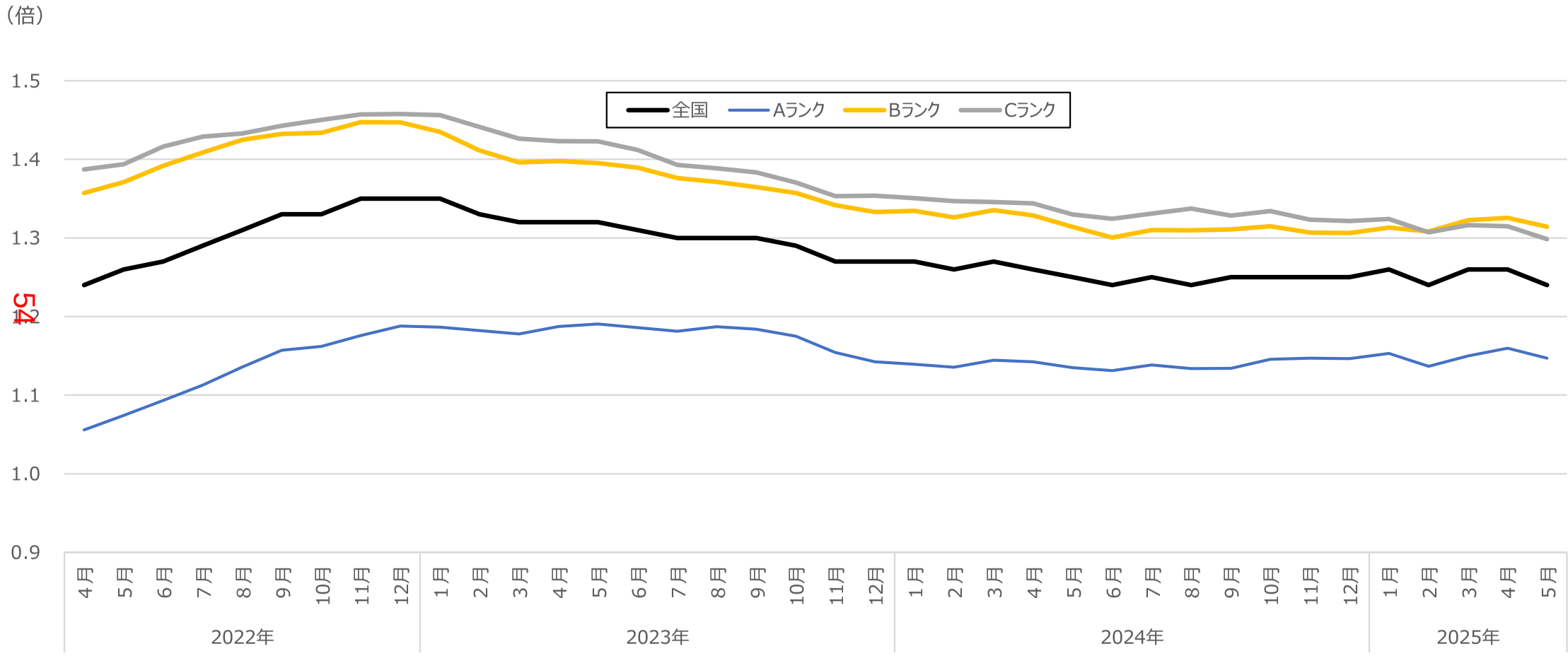

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Ａランクでは増加しているが、Ｂ・Ｃランクでは減少傾向にある。

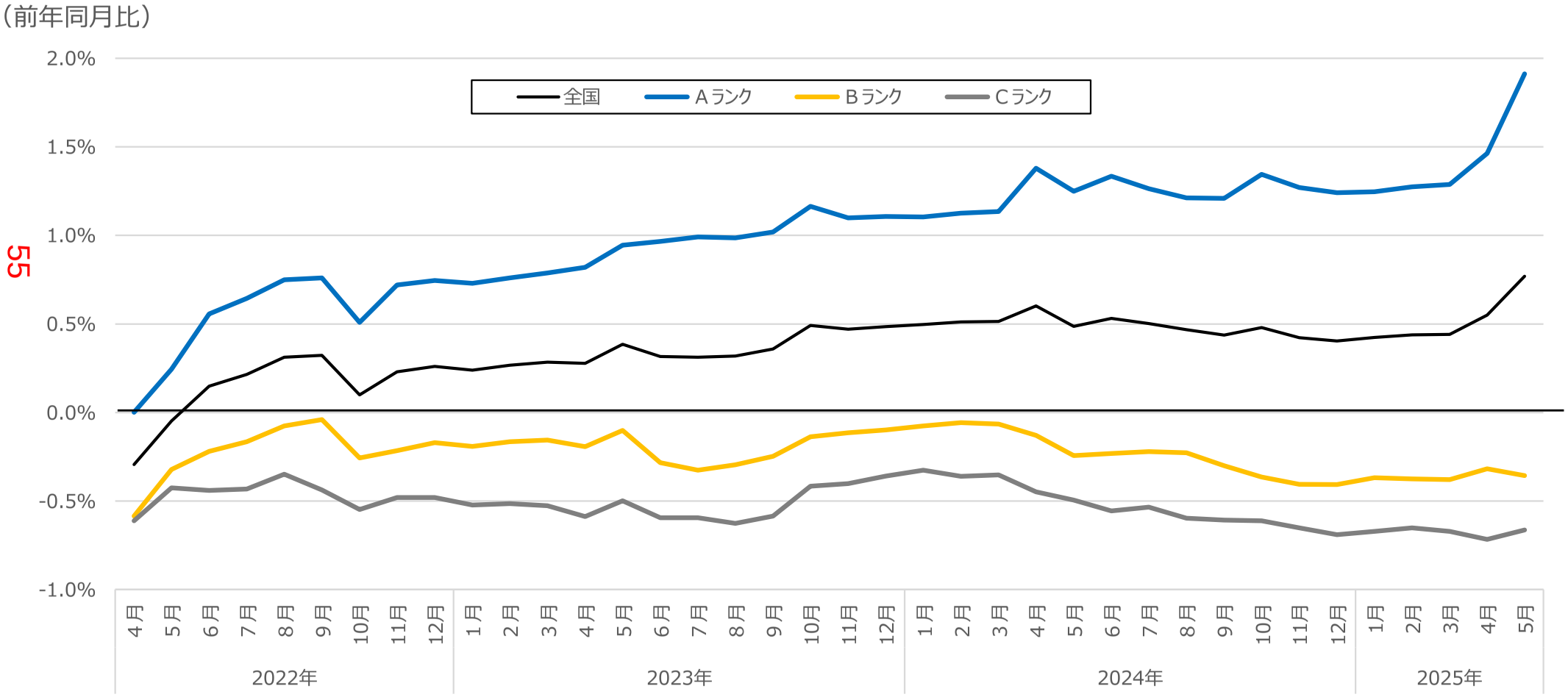

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

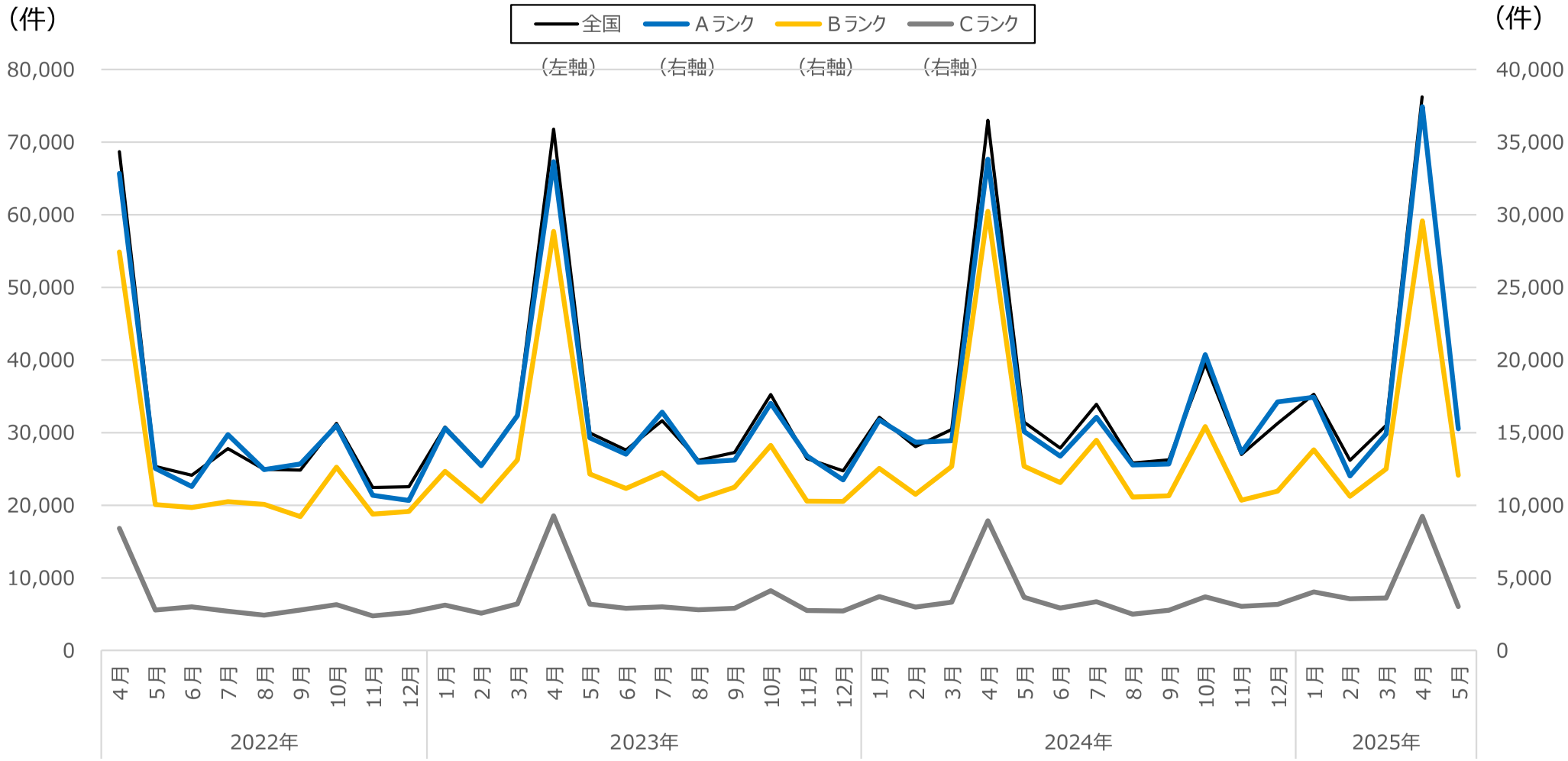

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。

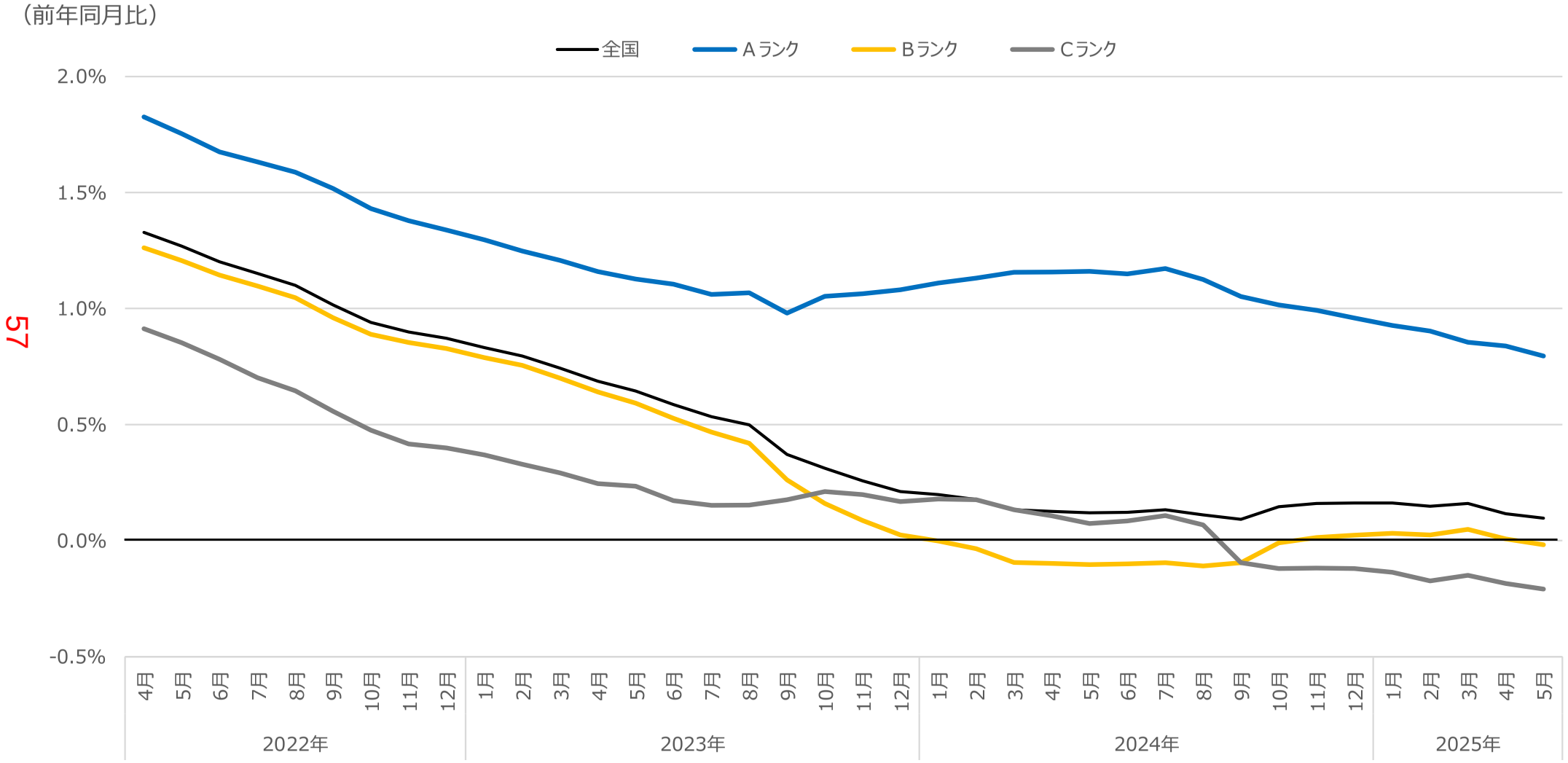

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。

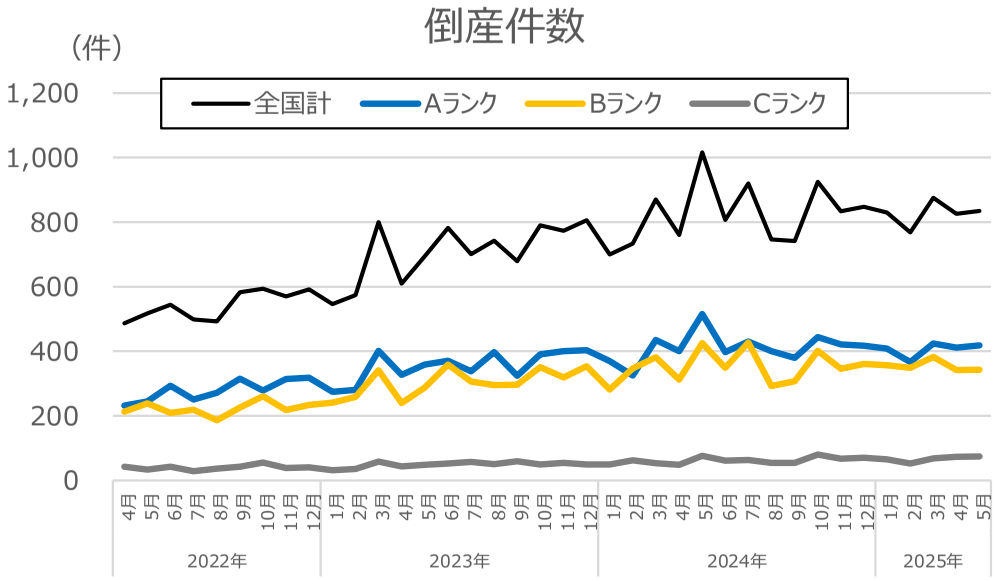

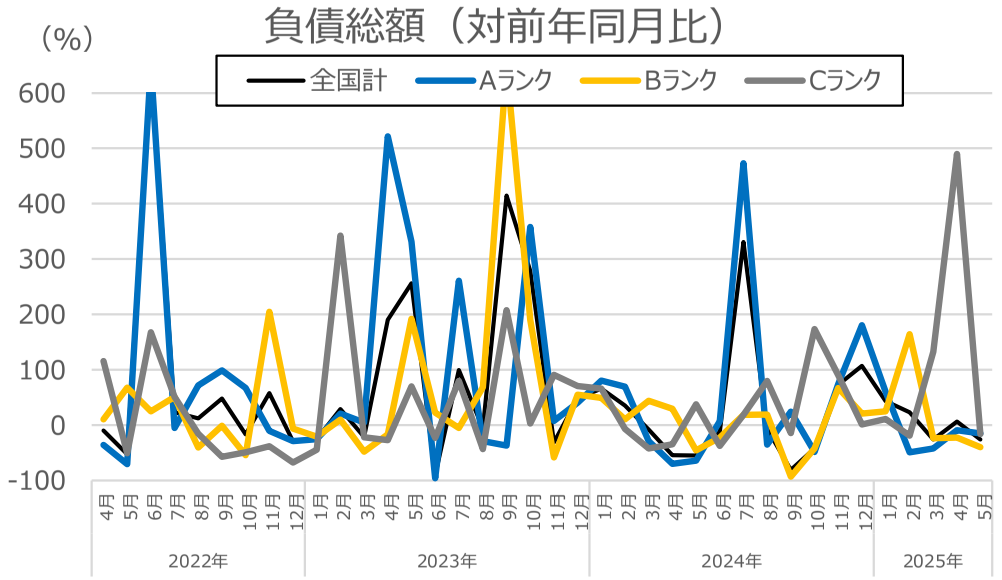

※以下の値は600%を超える。
2022年4月　全国計:1,669%、Aランク：4,445%、 2023年9月　Bランク：1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年	2024年度
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	最賃引上げ額
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	56

低 ← → 高

出所：総務省「労働力調査」　都道府県別完全失業率（モデル推計値）

有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2022年												2023年												2024年												2025年					2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	51
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.00	50
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.20	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	55
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.22	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.17	1.19	1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	59
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	50
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	54
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	55
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	55
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	52
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.19	50
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30	50
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	50
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	50
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.76	1.79	1.80	1.76	1.75	1.77	1.76	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	50
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.91	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.93	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.90	0.92	0.89	50
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.45	1.44	1.50	1.43	54
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	50
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.64	1.66	1.64	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.66	1.65	51
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77	1.75	1.77	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72	53
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	50
長野県	1.43	1.48	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.55	1.58	1.60	1.60	1.55	1.50	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.31	1.30	1.30	1.28	1.29	1.30	1.29	1.27	50
岐阜県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.69	1.68	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.58	1.59	1.59	1.58	1.59	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.57	1.56	1.53	1.52	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.45	1.43	1.43	51
静岡県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	50
愛知県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.26	1.25	1.26	1.27	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	50
三重県	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.13	1.14	1.17	1.19	1.17	1.16	50
滋賀県	0.98	1.01	1.05	1.06	1.07	1.09	1.11	1.12	1.13	1.15	1.19	1.20	1.19	1.17	1.13	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00	0.98	0.99	1.00	0.99	0.99	0.99	1.00	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	50
京都府	1.12	1.12	1.14	1.16	1.17	1.20	1.20	1.21	1.22	1.24	1.25	1.26	1.25	1.23	1.21	1.22	1.23	1.23	1.22	1.23	1.22	1.22	1.19	1.17	1.18	1.18	1.21	1.21	1.19	1.19	1.20	1.22	1.24	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.29	1.29	1.29	50
大阪府	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.22	1.25	1.27	1.29	1.29	1.30	1.31	1.31	1.30	1.30	1.32	1.32	1.32	1.30	1.31	1.29	1.28	1.25	1.23	1.23	1.21	1.22	1.22	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.21	1.23	1.23	1.21	50
兵庫県	0.93	0.95	0.96	0.98	1.00	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.06	1.06	1.05	1.01	1.01	1.03	1.03	1.02	1.01	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.00	0.99	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	0.99	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	51
奈良県	1.19	1.19	1.22	1.25	1.24	1.26	1.25	1.25	1.27	1.24	1.24	1.21	1.20	1.19	1.18	1.14	1.16	1.16	1.17	1.18	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.12	1.11	1.13	1.14	1.15	1.17	1.17	1.18	1.20	1.16	1.16	1.19	1.19	50
和歌山県	1.16	1.13	1.12	1.14	1.14	1.15	1.16	1.14	1.16	1.18	1.18	1.15	1.15	1.16	1.15	1.16	1.16	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.10	1.11	1.13	1.15	1.13	1.14	1.11	1.13	1.13	1.14	1.13	1.12	1.13	1.13	1.13	1.11	1.12	1.14	1.15	51
鳥取県	1.42	1.45	1.47	1.50	1.47	1.51	1.53	1.56	1.57	1.59	1.58	1.57	1.51	1.49	1.48	1.48	1.45	1.45	1.38	1.40	1.38	1.34	1.28	1.27	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.25	1.26	1.25	1.27	1.30	1.29	1.31	1.35	1.35	1.35	1.34	1.28	57
島根県	1.61	1.64	1.66	1.69	1.73	1.73	1.76	1.74	1.73	1.74	1.73	1.69	1.68	1.67	1.61	1.60	1.59	1.56	1.54	1.53	1.50	1.48	1.45	1.49	1.48	1.47	1.49	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.43	1.42	1.40	1.38	1.38	1.36	1.40	1.43	1.40	58
岡山県	1.43	1.44	1.46	1.49	1.48	1.53	1.55	1.57	1.55	1.55	1.60	1.60	1.58	1.57	1.56	1.54	1.56	1.58	1.55	1.54	1.55	1.54	1.51	1.49	1.50	1.48	1.48	1.47	1.45	1.40	1.42	1.43	1.44	1.42	1.41	1.41	1.46	1.46	1.48	1.49	1.48	50
広島県	1.42	1.46	1.49	1.50	1.51	1.53	1.56	1.59	1.61	1.61	1.63	1.63	1.62	1.55	1.56	1.57	1.57	1.57	1.54	1.54	1.53	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.52	1.49	1.44	1.43	1.44	1.43	1.42	1.43	1.40	1.38	1.40	1.44	1.46	1.48	1.45	50
山口県	1.43	1.47	1.50	1.53	1.50	1.52	1.53	1.55	1.58	1.55	1.58	1.56	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.49	1.49	1.50	1.50	1.50	1.49	1.47	1.48	1.48	1.45	1.45	1.47	1.50	1.46	1.45	1.41	1.40	1.40	1.45	1.47	1.46	1.45	51
徳島県	1.25	1.27	1.28	1.26	1.27	1.23	1.30	1.29	1.29	1.29	1.30	1.29	1.22	1.21	1.21	1.23	1.22	1.21	1.22	1.20	1.19	1.19	1.18	1.17	1.19	1.20	1.19	1.17	1.16	1.14	1.14	1.14	1.14	1.13	1.14	1.14	1.12	1.14	1.16	1.16	1.19	84
香川県	1.52	1.53	1.52	1.51	1.44	1.49	1.50	1.52	1.52	1.54	1.57	1.55	1.54	1.50	1.49	1.44	1.43	1.45	1.45	1.44	1.43	1.39	1.38	1.38	1.39	1.41	1.42	1.44	1.44	1.43	1.44	1.44	1.46	1.46	1.46	1.45	1.48	1.51	1.51	1.53	1.52	52
愛媛県	1.35	1.34	1.35	1.40	1.42	1.45	1.46	1.47	1.47	1.47	1.46	1.47	1.46	1.41	1.39	1.38	1.40	1.39	1.37	1.37	1.36	1.36	1.33	1.34	1.34	1.34	1.37	1.37	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.36	1.36	1.41	1.41	59
高知県	1.15	1.15	1.15	1.16	1.18	1.19	1.20	1.21	1.22	1.22	1.22	1.22	1.24	1.25	1.21	1.19	1.18	1.18	1.16	1.17	1.16	1.15	1.13	1.11	1.09	1.09	1.11	1.10	1.06	1.06	1.09	1.09	1.09	1.11	1.11	1.12	1.13	1.12	1.15	1.12	1.14	55
福岡県	1.09	1.08	1.08	1.10	1.14	1.19	1.20	1.21	1.22	1.23	1.25	1.25	1.26	1.27	1.27	1.27	1.27	1.26	1.23	1.22	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.20	1.20	1.20	1.18	1.16	1.15	1.19	1.18	1.19	1.18	1.17	1.19	1.18	1.20	1.17	1.14	51
佐賀県	1.28	1.30	1.34	1.34	1.34	1.34	1.36	1.34	1.36	1.34	1.37	1.41	1.39	1.40	1.37	1.37	1.37	1.38	1.38	1.36	1.35	1.33	1.35	1.32	1.31	1.30	1.31	1.32	1.31	1.29	1.28	1.31	1.29	1.30	1.29	1.30	1.28	1.23	1.25	1.28	1.25	56
長崎県	1.16	1.18	1.18	1.19	1.17	1.17	1.17	1.17	1.18	1.20	1.22	1.22	1.25	1.23	1.23	1.24	1.24	1.22	1.19	1.23	1.23	1.22	1.20	1.20	1.19	1.19	1.20	1.20	1.19	1.19	1.18	1.20	1.19	1.19	1.18	1.19	1.18	1.13	1.14	1.14	1.13	55
熊本県	1.37	1.39	1.39	1.39	1.41	1.44	1.45	1.43	1.43	1.43	1.42	1.41	1.42	1.42	1.39	1.37	1.35	1.34	1.32	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.27	1.25	1.25	1.26	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.23	1.21	1.18	1.21	1.19	1.21	1.22	1.23	54
大分県	1.27	1.28	1.28	1.31	1.34	1.36	1.37	1.39	1.42	1.42	1.42	1.42	1.43	1.43	1.44	1.44	1.44	1.44	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.39	1.39	1.38	1.36	1.34	1.32	1.31	1.33	1.36	1.35	1.38	1.37	1.38	1.36	1.34	1.31	1.32	1.31	55
宮崎県	1.40	1.39	1.41	1.40	1.41	1.43	1.43	1.45	1.47	1.47	1.45	1.42	1.44	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.42	1.40	1.34	1.34	1.36	1.35	1.33	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.30	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	55
鹿児島県	1.32	1.34	1.35	1.36	1.36	1.35	1.38	1.36	1.36	1.36	1.33	1.36	1.33	1.29	1.26	1.22	1.23	1.23	1.22	1.20	1.21	1.19	1.16	1.18	1.18	1.20	1.18	1.19	1.17	1.15	1.14	1.14	1.13	1.12	1.11	1.11	1.09	1.08	1.11	1.10	1.11	56
沖縄県	0.79	0.80	0.80	0.83	0.85	0.89	0.89	0.93	0.94	0.97	1.00	1.00	1.02	1.00	1.01	1.05	1.07	1.08	1.08	1.07	1.06	1.04	1.02	1.02	1.02	1.03	1.03	1.02	0.99	0.97	0.99	0.99	0.99	1.01	0.99	0.99	0.97	0.96	0.95	0.97	0.96	56

出所：厚生労働省「職業安定業務統計」　都道府県（受理地）別有効求人倍率（季節調整値）（パートタイムを含む一般）

低 ←　→ 高

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年					2024年度最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	51
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	50
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	55
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	59
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	50
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	54
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	55
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	55
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	52
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	50
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	50
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%	50
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	50
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	50
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	50
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	54
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	50
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	51
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	53
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	50
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	50
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	51
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	50
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	50
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	50
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	50
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	50
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	50
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	51
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	50
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	51
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	57
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	58
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	50
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	50
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	51
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	84
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	52
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	59
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%	55
福岡県	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	51
佐賀県	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	56
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	55
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	54
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-1.3%	-0.6%	55
宮崎県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.9%	55
鹿児島県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	56
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	56

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低←　→高

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年				2024年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	最賃引上げ額
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	51
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	50
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	55
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	59
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	50
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	54
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	55
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	55
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	52
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	50
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	50
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	50
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	50
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	50
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	50
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	54
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	50
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	51
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	53
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	50
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	50
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	51
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	50
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	50
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	50
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	50
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	50
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	50
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	51
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	50
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	51
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	57
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	58
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	50
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	50
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%	51
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-27.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	-43.3%	49.1%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-29.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%	84
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	75.9%	-4.8%	21.9%	-18.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	-2.6%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.6%	-8.6%	-11.2%	52
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-41.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	59
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	55
福岡県	5.9%	13.9%	6.3%	-15.9%	1.2%	-13.6%	17.3%	-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-6.4%	-11.8%	51
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.4%	15.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-21.0%	4.6%	56
長崎県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	7.7%	33.1%	10.8%	-6.5%	55
熊本県	6.4%	28.9%	-2.4%	33.9%	39.4%	-10.4%	24.0%	50.8%	25.7%	15.3%	-14.2%	-9.0%	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	-37.1%	54
大分県	16.8%	-33.2%	-8.1%	-5.1%	45.0%	11.9%	-27.8%	60.6%	25.4%	11.4%	19.5%	-36.6%	0.0%	47.4%	15.4%	12.4%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	-30.4%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	4.6%	-12.8%	1.5%	55
宮崎県	24.3%	0.7%	146.3%	3.0%	6.4%	13.1%	5.2%	5.6%	15.8%	16.9%	18.1%	47.2%	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	55
鹿児島県	-17.2%	0.9%	30.2%	42.0%	19.1%	40.7%	12.1%	15.0%	7.9%	19.0%	-1.7%	-16.7%	48.1%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6%	-34.7%	11.2%	-13.7%	5.0%	-14.1%	7.2%	-1.6%	-25.8%	16.4%	-27.0%	-27.0%	-13.7%	56
沖縄県	1.7%	-1.7%	2.5%	-9.4%	37.6%	19.2%	39.1%	11.0%	-23.8%	49.1%	-3.3%	9.1%	10.7%	55.1%	3.0%	-13.2%	-3.8%	-8.9%	-29.1%	21.0%	-9.5%	20.7%	18.1%	-23.0%	-5.9%	-19.4%	9.4%	29.3%	13.9%	56

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　資格喪失者数うち事業主都合

低←　→高

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年					2024年度最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	51
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	50
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	55
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	59
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	50
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	54
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	55
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	55
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	52
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	50
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	50
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	50
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	50
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	50
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	50
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	54
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	50
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	51
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	53
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	50
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	50
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	51
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	50
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	50
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	50
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	50
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	50
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	50
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	51
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	50
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	51
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	57
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	58
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	50
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	50
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	51
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	84
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	52
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	59
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	55
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	51
佐賀県	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	56
長崎県	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	55
熊本県	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	54
大分県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	55
宮崎県	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	55
鹿児島県	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	56
沖縄県	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	56

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」　都道府県労働局別適用状況　月末被保険者数を基に集計

低 ←　→ 高

最賃近傍雇用者構成比（2024年）

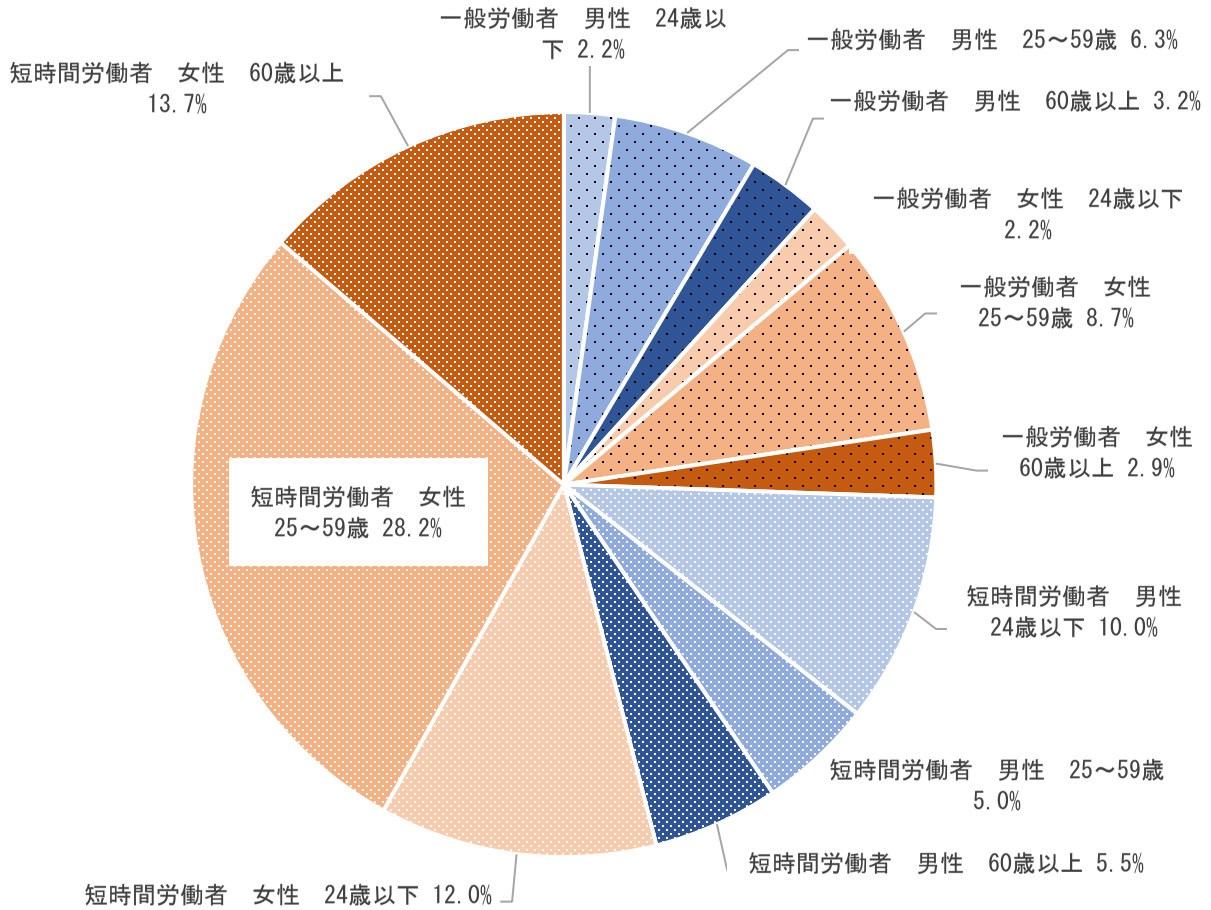

（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年６月の１時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

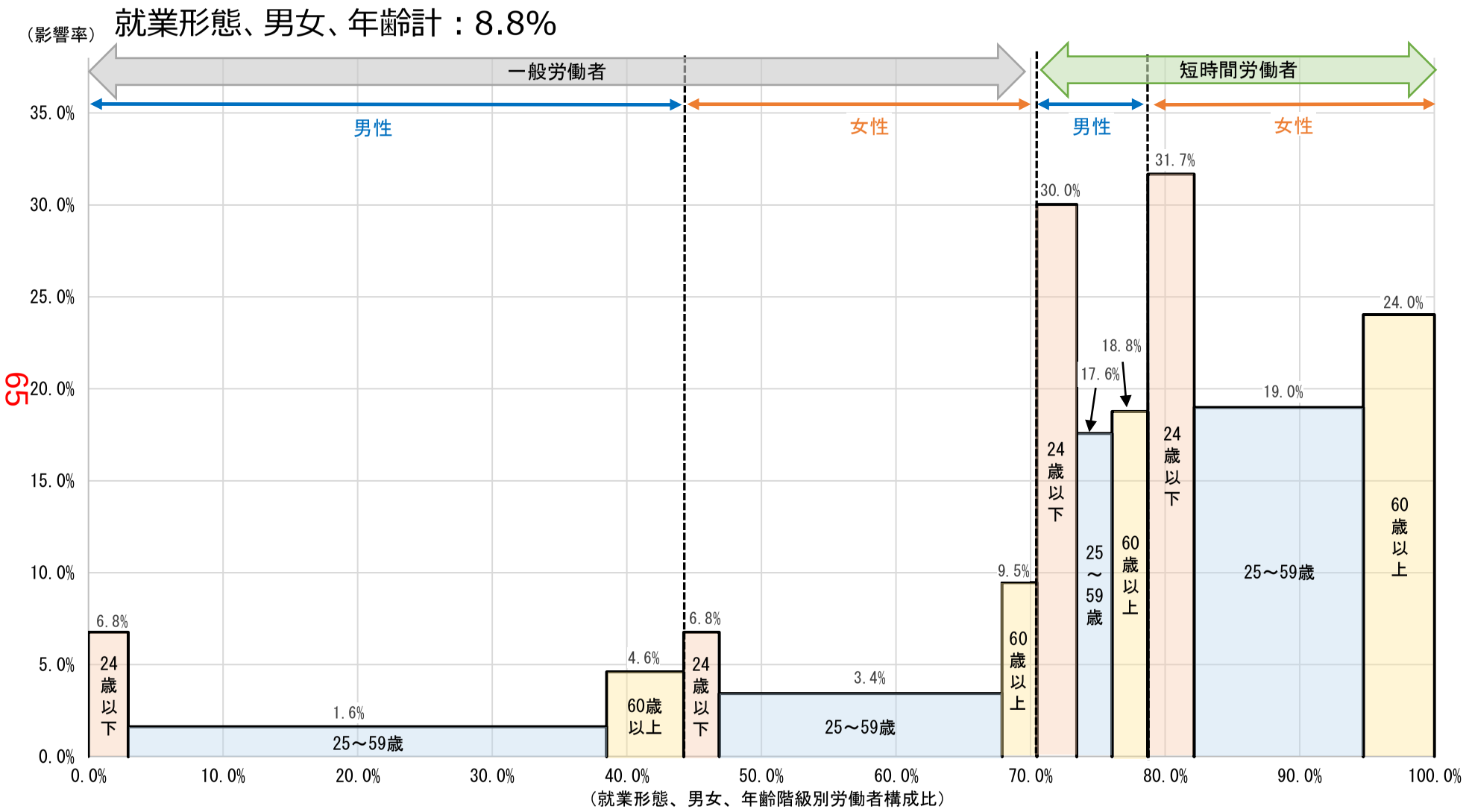

（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。

２．縦軸の「影響率」は、2024年６月の１時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

３．横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

４．各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

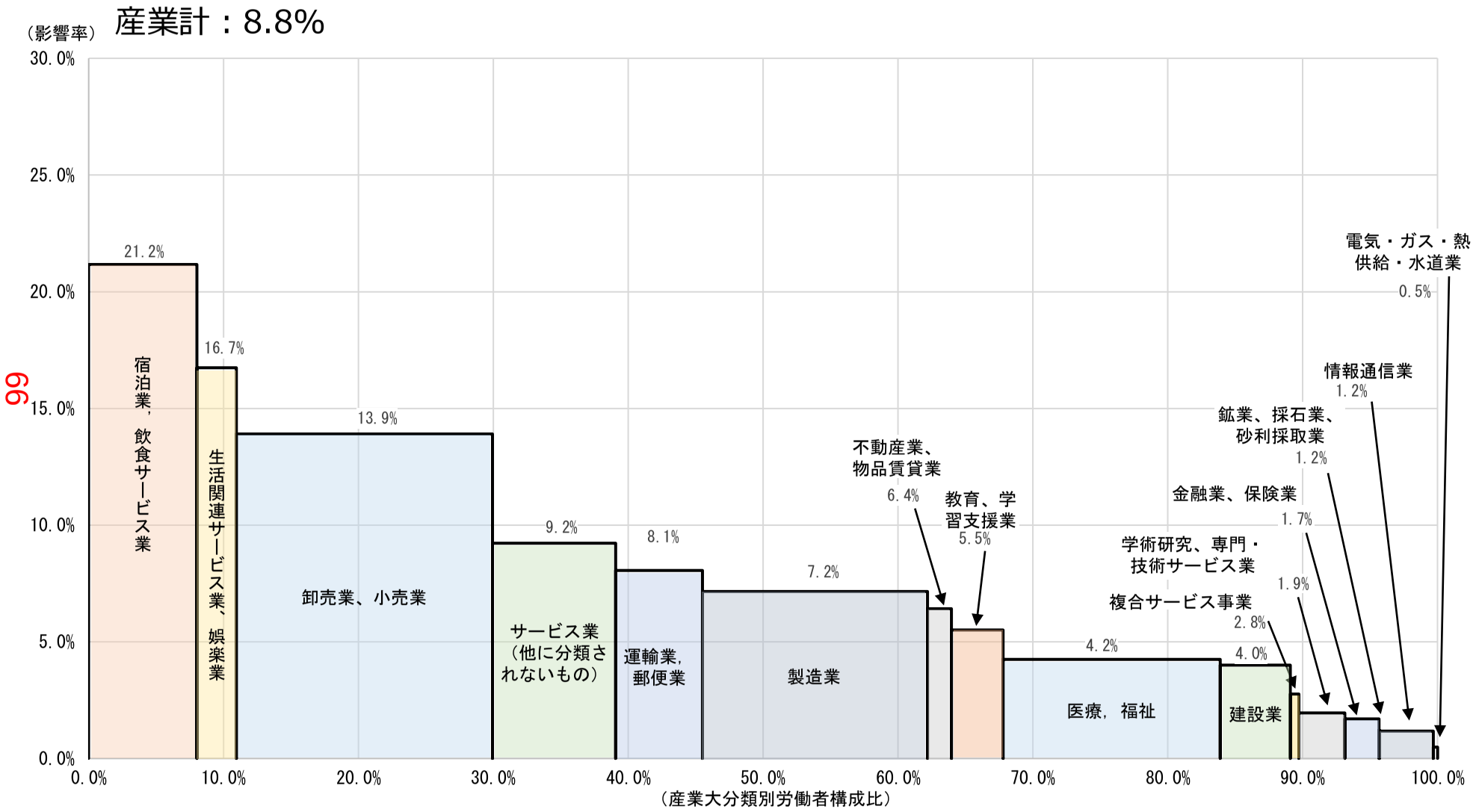

（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2024年６月の１時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
４．各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）

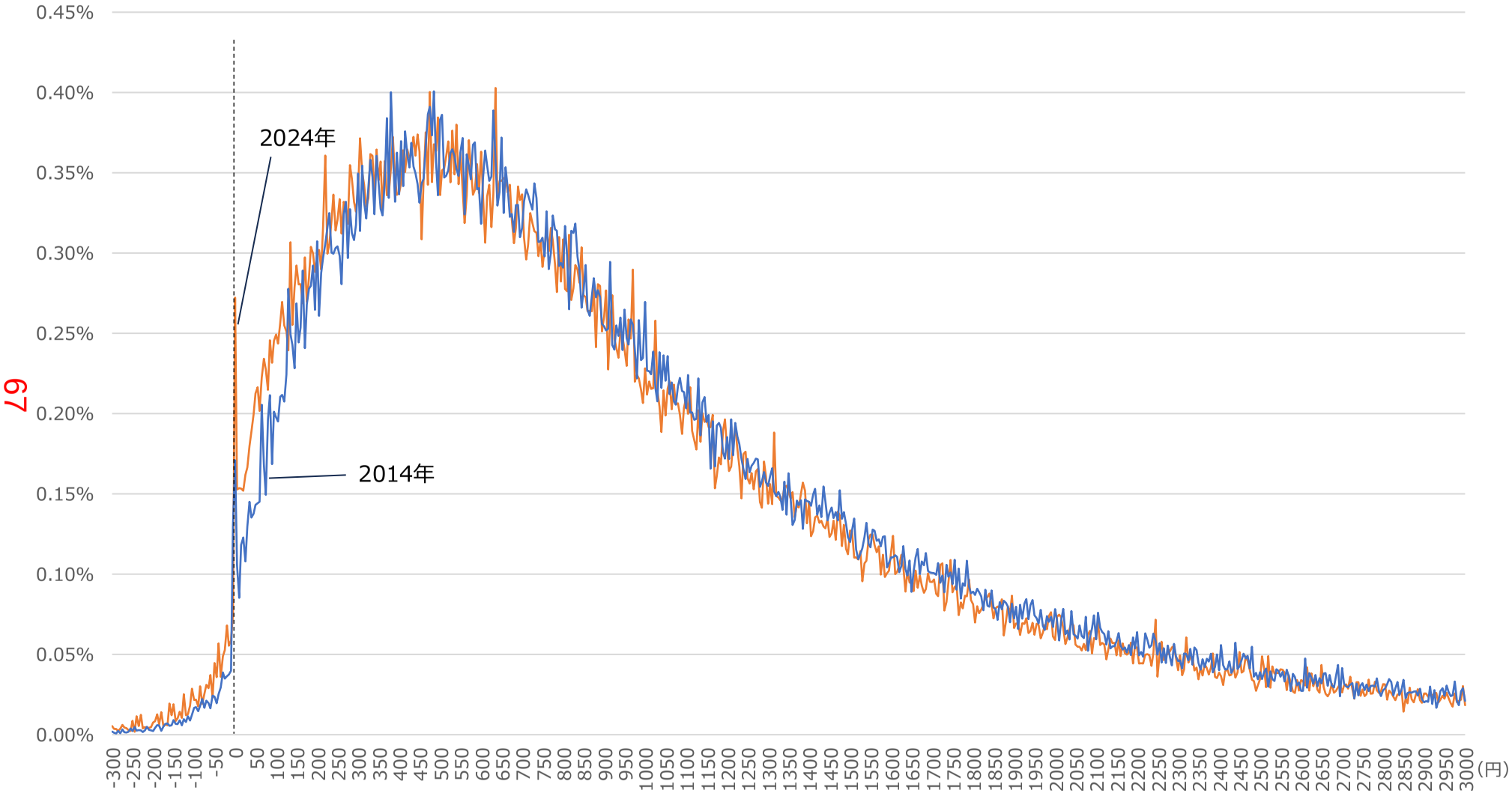

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

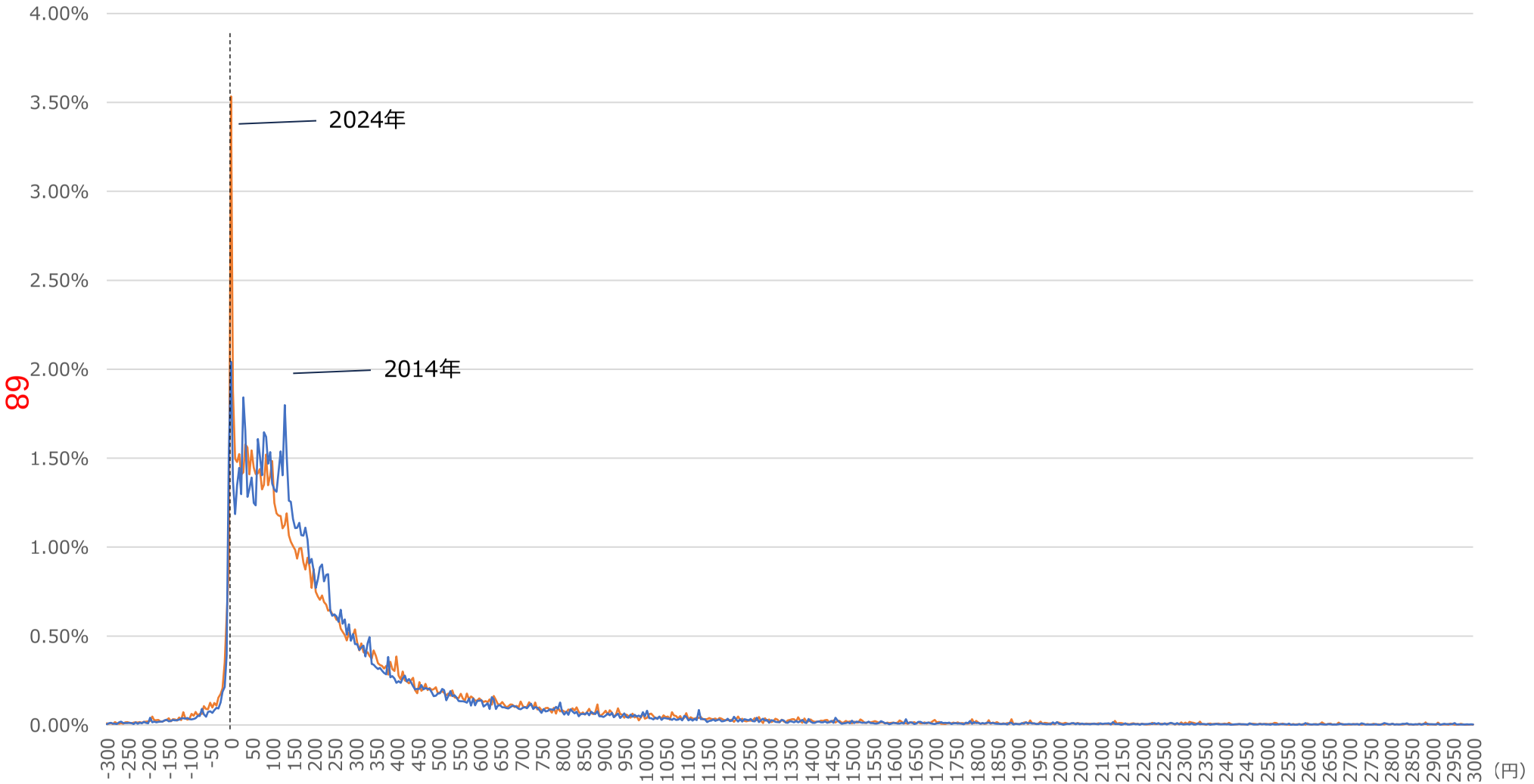

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

主要統計資料

都道府県統計資料編

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1　各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	１人当たり県民所得（2021年度）			標準生計費（月額、2024年４月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、2024年)					
			指数	順位	４人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		（千円）	（東京=100）	（位）	（円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）
Aランク	東　京	5,761	100.0	1	265,670	100.0	2	209.5	100.0	4	206.6	100.0	3
	神奈川	3,199	55.5	10	253,520	95.4	6	208.4	99.5	6	202.2	97.9	5
	大　阪	3,051	53.0	18	199,970	75.3	34	213.9	102.1	1	209.1	101.2	2
	愛　知	3,597	62.4	2	215,450	81.1	17	211.4	100.9	3	201.3	97.4	6
	埼　玉	3,049	52.9	19	272,540	102.6	1	204.3	97.5	9	206.6	100.0	3
	千　葉	3,059	53.1	17	223,240	84.0	14	200.3	95.6	15	185.9	90.0	24
Bランク	兵　庫	2,997	52.0	21	188,330	70.9	39	203.6	97.2	10	190.1	92.0	19
	京　都	3,026	52.5	20	237,440	89.4	7	198.9	94.9	17	192.7	93.3	15
	茨　城	3,438	59.7	3	196,542	74.0	37	201.3	96.1	12	192.8	93.3	14
	静　岡	3,314	57.5	4	211,611	79.7	23	204.8	97.8	8	198.5	96.1	9
	富　山	3,291	57.1	6	233,420	87.9	8	191.7	91.5	31	184.3	89.2	26
	広　島	3,179	55.2	12	226,880	85.4	11	194.2	92.7	25	214.4	103.8	1
	滋　賀	3,161	54.9	13	263,980	99.4	3	202.9	96.8	11	199.8	96.7	7
	栃　木	3,307	57.4	5	197,992	74.5	35	199.6	95.3	16	192.9	93.4	13
	群　馬	3,187	55.3	11	261,980	98.6	4	209.2	99.9	5	194.3	94.0	10
	宮　城	2,865	49.7	28	209,902	79.0	27	194.9	93.0	22	173.7	84.1	43
	山　梨	3,243	56.3	8	211,390	79.6	24	197.8	94.4	18	199.7	96.7	8
	三　重	3,111	54.0	14	172,910	65.1	45	194.2	92.7	25	194.1	93.9	11
	石　川	2,963	51.4	22	225,080	84.7	13	196.3	93.7	19	179.8	87.0	34
	福　岡	2,733	47.4	37	220,430	83.0	15	192.3	91.8	29	191.6	92.7	16
	香　川	2,851	49.5	31	214,726	80.8	19	212.1	101.2	2	178.1	86.2	36
	岡　山	2,743	47.6	36	215,330	81.1	18	195.2	93.2	21	191.6	92.7	16
	福　井	3,263	56.6	7	187,740	70.7	40	189.6	90.5	35	181.3	87.8	32
	奈　良	2,549	44.2	44	202,900	76.4	33	188.0	89.7	37	177.1	85.7	37
	山　口	2,960	51.4	23	196,520	74.0	38	200.6	95.8	14	180.7	87.5	33
	長　野	2,949	51.2	24	204,750	77.1	32	192.2	91.7	30	181.8	88.0	30
	北海道	2,811	48.8	32	227,000	85.4	10	194.4	92.8	24	186.2	90.1	23
	岐　阜	3,092	53.7	15	212,160	79.9	22	194.9	93.0	22	191.6	92.7	16
	徳　島	3,202	55.6	9	215,540	81.1	16	195.8	93.5	20	176.0	85.2	40
	福　島	2,921	50.7	25	205,190	77.2	30	184.5	88.1	43	177.0	85.7	39
	新　潟	2,919	50.7	26	226,690	85.3	12	191.4	91.4	33	187.4	90.7	20
	和歌山	3,084	53.5	16	174,616	65.7	44	207.4	99.0	7	193.6	93.7	12
	愛　媛	2,670	46.3	40	164,940	62.1	47	186.8	89.2	41	182.0	88.1	29
	島　根	2,909	50.5	27	213,250	80.3	21	187.7	89.6	38	187.1	90.6	21
Cランク	大　分	2,769	48.1	33	209,910	79.0	26	200.9	95.9	13	177.1	85.7	37
	熊　本	2,746	47.7	34	256,617	96.6	5	190.8	91.1	34	179.2	86.7	35
	山　形	2,861	49.7	29	209,610	78.9	29	184.3	88.0	44	173.3	83.9	44
	佐　賀	2,744	47.6	35	209,780	79.0	28	192.5	91.9	28	182.3	88.2	28
	長　崎	2,571	44.6	43	231,770	87.2	9	185.6	88.6	42	185.5	89.8	25
	岩　手	2,685	46.6	39	176,430	66.4	43	191.7	91.5	31	174.4	84.4	41
	高　知	2,653	46.1	41	214,230	80.6	20	189.3	90.4	36	181.6	87.9	31
	鳥　取	2,507	43.5	45	205,140	77.2	31	176.2	84.1	46	171.3	82.9	47
	秋　田	2,689	46.7	38	185,945	70.0	41	187.4	89.5	40	174.1	84.3	42
	鹿児島	2,605	45.2	42	172,030	64.8	46	193.1	92.2	27	186.7	90.4	22
	宮　崎	2,409	41.8	46	197,590	74.4	36	187.5	89.5	39	171.8	83.2	46
	青　森	2,858	49.6	30	184,360	69.4	42	181.6	86.7	45	173.2	83.8	45
	沖　縄	2,258	39.2	47	210,850	79.4	25	170.0	81.1	47	183.4	88.8	27
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

（注）１　各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。
　　２　各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
　　３　１人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。

2　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東　京	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13
	神奈川	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11
	大　阪	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05
	愛　知	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26
	埼　玉	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17
	千　葉	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22
Bランク	兵　庫	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14
	京　都	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23
	茨　城	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53
	静　岡	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27
	富　山	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57
	広　島	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33
	滋　賀	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25
	栃　木	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26
	群　馬	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44
	宮　城	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25
	山　梨	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49
	三　重	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38
	石　川	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43
	福　岡	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09
	香　川	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60
	岡　山	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45
	福　井	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90
	奈　良	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32
	山　口	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70
	長　野	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45
	北海道	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07
	岐　阜	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58
	徳　島	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27
	福　島	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41
	新　潟	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49
	和歌山	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23
	愛　媛	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46
	島　根	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59
Cランク	大　分	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53
	熊　本	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39
	山　形	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47
	佐　賀	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48
	長　崎	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36
	岩　手	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28
	高　知	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15
	鳥　取	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45
	秋　田	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42
	鹿児島	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25
	宮　崎	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41
	青　森	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25
	沖　縄	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2　各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年1～3月
Aランク	東　京	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.5
	神奈川	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.3
	大　阪	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	2.8
	愛　知	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0
	埼　玉	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7	2.6
	千　葉	3.0	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.5	2.2
Bランク	兵　庫	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4
	京　都	3.3	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.4	2.2	2.6
	茨　城	3.2	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.1
	静　岡	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3
	富　山	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	広　島	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	2.3
	滋　賀	2.5	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
	栃　木	3.1	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1
	群　馬	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.0	1.8
	宮　城	3.8	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.2	3.1
	山　梨	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.5
	三　重	2.3	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9
	石　川	2.3	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8
	福　岡	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7
	香　川	2.8	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.8	1.5
	岡　山	3.2	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.6	2.4	2.3	2.5	2.6
	福　井	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2
	奈　良	3.1	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.3
	山　口	2.7	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.5
	長　野	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.8	1.8
	北海道	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.6
	岐　阜	2.5	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	2.0
	徳　島	3.0	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4
	福　島	3.2	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6
	新　潟	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	2.2
	和歌山	2.6	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.4
	愛　媛	2.8	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1
	島　根	2.6	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7
Cランク	大　分	3.2	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	2.0	2.4	2.4	2.1
	熊　本	3.4	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5
	山　形	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	1.8
	佐　賀	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.3	1.4	1.9
	長　崎	3.1	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.0
	岩　手	3.0	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4
	高　知	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.5
	鳥　取	2.7	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.1
	秋　田	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	3.0
	鹿児島	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.0
	宮　崎	3.2	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.2
	青　森	4.0	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.1	3.3
	沖　縄	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	2.8

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）１　数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

２　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要

３　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4　賃金・労働時間の実情と推移

(1)　賃金

イ　定期給与の推移

（単位：円）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神奈川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
	千葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
Bランク	兵庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988
	富山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
	山梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262
	三重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
	福岡	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香川	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡山	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福井	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈良	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山口	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長野	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北海道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐阜	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳島	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福島	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新潟	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和歌山	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
	愛媛	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
	島根	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
Cランク	大分	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊本	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長崎	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
	岩手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿児島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）　事業所規模５人以上の数値である。

ロ　パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年３月	令和７年４月	令和７年５月
Aランク	東京	1,217	1,238	1,236	1,267	1,296	1,309	1,308	1,342
	神奈川	1,236	1,256	1,271	1,303	1,340	1,376	1,384	1,378
	大阪	1,158	1,167	1,187	1,218	1,262	1,286	1,305	1,316
	愛知	1,149	1,158	1,176	1,206	1,249	1,277	1,275	1,275
	埼玉	1,146	1,155	1,177	1,208	1,251	1,287	1,292	1,277
	千葉	1,158	1,168	1,182	1,210	1,255	1,286	1,294	1,292
Bランク	兵庫	1,134	1,151	1,160	1,187	1,229	1,260	1,256	1,268
	京都	1,118	1,132	1,139	1,173	1,225	1,257	1,256	1,262
	茨城	1,066	1,078	1,094	1,130	1,180	1,236	1,222	1,220
	静岡	1,093	1,103	1,122	1,156	1,205	1,256	1,242	1,236
	富山	1,040	1,050	1,063	1,095	1,141	1,183	1,176	1,167
	広島	1,037	1,042	1,057	1,096	1,145	1,190	1,184	1,188
	滋賀	1,078	1,082	1,101	1,129	1,181	1,231	1,244	1,243
	栃木	1,069	1,075	1,091	1,125	1,174	1,197	1,199	1,210
	群馬	1,052	1,056	1,071	1,100	1,136	1,176	1,175	1,176
	宮城	1,025	1,037	1,052	1,084	1,131	1,178	1,162	1,179
	山梨	1,045	1,050	1,073	1,107	1,152	1,199	1,186	1,195
	三重	1,069	1,073	1,098	1,129	1,179	1,224	1,214	1,228
	石川	1,028	1,023	1,041	1,074	1,124	1,171	1,160	1,166
	福岡	1,030	1,065	1,079	1,118	1,165	1,218	1,189	1,228
	香川	1,024	1,032	1,048	1,078	1,125	1,177	1,169	1,157
	岡山	1,024	1,030	1,049	1,074	1,124	1,162	1,153	1,156
	福井	1,005	1,013	1,036	1,074	1,120	1,160	1,152	1,169
	奈良	1,076	1,092	1,106	1,138	1,183	1,211	1,229	1,219
	山口	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,184	1,150	1,155
	長野	1,022	1,025	1,047	1,080	1,125	1,163	1,167	1,160
	北海道	1,010	1,024	1,049	1,084	1,137	1,190	1,172	1,175
	岐阜	1,047	1,054	1,075	1,102	1,150	1,186	1,199	1,197
	徳島	1,041	1,053	1,064	1,095	1,133	1,181	1,185	1,196
	福島	1,000	993	1,009	1,040	1,083	1,129	1,127	1,122
	新潟	1,001	1,007	1,024	1,061	1,107	1,149	1,146	1,140
	和歌山	1,034	1,043	1,054	1,086	1,132	1,189	1,161	1,176
	愛媛	988	997	1,017	1,050	1,099	1,138	1,141	1,146
	島根	982	990	1,004	1,036	1,086	1,133	1,110	1,122
Cランク	大分	967	980	1,000	1,038	1,088	1,144	1,125	1,127
	熊本	990	1,005	1,029	1,065	1,117	1,155	1,160	1,167
	山形	973	974	992	1,021	1,068	1,122	1,109	1,120
	佐賀	972	981	1,004	1,036	1,088	1,127	1,110	1,120
	長崎	961	976	991	1,027	1,081	1,135	1,123	1,122
	岩手	945	947	969	1,008	1,050	1,116	1,094	1,083
	高知	971	982	997	1,035	1,089	1,165	1,115	1,141
	鳥取	987	989	1,006	1,037	1,095	1,137	1,110	1,129
	秋田	938	956	977	1,007	1,057	1,131	1,111	1,105
	鹿児島	955	973	993	1,031	1,083	1,125	1,115	1,126
	宮崎	946	960	989	1,027	1,070	1,113	1,108	1,119
	青森	928	942	960	990	1,044	1,098	1,085	1,089
	沖縄	1,010	1,030	1,048	1,087	1,142	1,313	1,181	1,205
	全国	1,082	1,092	1,110	1,145	1,192	1,230	1,226	1,235

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を１募集賃金として算出している。

ハ　パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年３月	令和７年４月	令和７年５月
Aランク	東京	1,157	1,176	1,180	1,209	1,241	1,259	1,258	1,282
	神奈川	1,163	1,184	1,199	1,231	1,273	1,307	1,315	1,310
	大阪	1,099	1,108	1,129	1,163	1,209	1,238	1,248	1,259
	愛知	1,070	1,079	1,099	1,127	1,174	1,203	1,204	1,200
	埼玉	1,083	1,090	1,112	1,145	1,191	1,225	1,228	1,222
	千葉	1,097	1,106	1,123	1,151	1,196	1,228	1,234	1,237
Bランク	兵庫	1,071	1,086	1,100	1,130	1,171	1,206	1,200	1,214
	京都	1,057	1,069	1,080	1,113	1,166	1,199	1,198	1,202
	茨城	1,003	1,017	1,034	1,070	1,119	1,169	1,160	1,163
	静岡	1,034	1,043	1,064	1,096	1,143	1,194	1,179	1,176
	富山	983	996	1,011	1,043	1,088	1,129	1,120	1,112
	広島	987	993	1,011	1,049	1,095	1,137	1,136	1,140
	滋賀	1,024	1,028	1,047	1,076	1,125	1,181	1,189	1,178
	栃木	1,011	1,017	1,034	1,066	1,114	1,142	1,143	1,151
	群馬	990	995	1,013	1,041	1,079	1,115	1,118	1,116
	宮城	974	982	1,000	1,034	1,081	1,127	1,108	1,126
	山梨	983	987	1,012	1,043	1,089	1,136	1,120	1,128
	三重	1,013	1,017	1,043	1,072	1,120	1,162	1,153	1,171
	石川	970	970	991	1,023	1,069	1,116	1,105	1,108
	福岡	973	1,001	1,018	1,053	1,100	1,144	1,127	1,147
	香川	968	974	989	1,019	1,067	1,116	1,111	1,095
	岡山	968	975	996	1,022	1,072	1,107	1,101	1,103
	福井	955	963	984	1,021	1,065	1,105	1,094	1,108
	奈良	1,015	1,030	1,044	1,078	1,123	1,151	1,165	1,154
	山口	958	964	989	1,024	1,074	1,131	1,100	1,103
	長野	971	976	998	1,030	1,074	1,113	1,115	1,116
	北海道	969	982	1,007	1,043	1,094	1,143	1,129	1,130
	岐阜	988	996	1,017	1,045	1,092	1,129	1,139	1,137
	徳島	970	982	997	1,029	1,068	1,122	1,120	1,126
	福島	950	944	964	995	1,037	1,087	1,081	1,072
	新潟	954	960	977	1,012	1,058	1,104	1,093	1,088
	和歌山	977	986	1,002	1,033	1,079	1,131	1,107	1,124
	愛媛	936	945	969	1,001	1,048	1,087	1,091	1,091
	島根	932	942	958	988	1,038	1,083	1,065	1,077
Cランク	大分	924	934	957	994	1,042	1,097	1,078	1,079
	熊本	935	949	975	1,009	1,058	1,100	1,103	1,106
	山形	923	928	948	974	1,022	1,074	1,063	1,077
	佐賀	925	936	958	989	1,039	1,084	1,068	1,075
	長崎	917	934	951	985	1,037	1,088	1,078	1,077
	岩手	901	906	928	963	1,007	1,073	1,052	1,042
	高知	930	942	958	995	1,044	1,112	1,070	1,091
	鳥取	935	941	961	993	1,049	1,090	1,072	1,087
	秋田	900	917	941	968	1,018	1,088	1,072	1,062
	鹿児島	909	925	948	984	1,032	1,075	1,063	1,075
	宮崎	902	916	946	982	1,026	1,067	1,063	1,070
	青森	893	906	927	956	1,007	1,062	1,047	1,051
	沖縄	957	973	994	1,029	1,084	1,257	1,127	1,136
	全国	1,025	1,035	1,054	1,089	1,136	1,175	1,171	1,177

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。
なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を１募集賃金として算出している。

(2)　労働時間

常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模５人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6
	神奈川	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5
	大阪	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3
	愛知	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0
	埼玉	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1
	千葉	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5
Bランク	兵庫	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2
	京都	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6
	茨城	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0
	静岡	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4
	富山	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3
	広島	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2
	滋賀	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5
	栃木	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3
	群馬	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3
	宮城	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0
	山梨	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8
	三重	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2
	石川	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1
	福岡	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3
	香川	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6
	岡山	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5
	福井	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1
	奈良	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6
	山口	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7
	長野	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9
	北海道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0
	岐阜	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5
	徳島	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9
	福島	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0
	新潟	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6
	和歌山	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1
	愛媛	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3
	島根	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2
Cランク	大分	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊本	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2
	山形	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1
	佐賀	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6
	長崎	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7
	岩手	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8
	高知	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7
	鳥取	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6
	秋田	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3
	鹿児島	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3
	宮崎	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5
	青森	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6
	沖縄	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）　事業所規模５人以上の数値である。

5　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：%）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
												1月	2月	3月	4月	5月
Aランク	東京	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	4.0	3.3	3.4	4.0	3.9
	神奈川	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	4.7	4.1	4.1	3.7	3.9
	大阪	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	4.8	4.2	4.4	4.5	4.2
	愛知	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	5.1	4.5	4.3	3.9	4.2
	埼玉	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	4.4	3.9	3.9	3.6	3.6
	千葉	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	4.2	3.9	3.8	3.4	3.5
Bランク	兵庫	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	4.8	4.4	4.0	4.0	4.3
	京都	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	5.1	4.6	4.4	4.3	4.0
	茨城	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	4.8	4.9	4.5	4.1	4.3
	静岡	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	5.0	4.5	4.2	3.7	3.7
	富山	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	4.3	4.0	4.3	3.9	3.9
	広島	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	4.5	4.3	4.5	4.7	4.2
	滋賀	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	4.1	3.7	3.5	3.3	3.4
	栃木	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	4.7	4.2	4.1	4.0	3.3
	群馬	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	4.3	4.3	4.2	3.7	3.4
	宮城	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	5.0	4.4	4.4	4.3	4.1
	山梨	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	5.0	4.2	4.4	4.0	4.0
	三重	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	4.2	4.3	4.2	3.6	3.5
	石川	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	4.4	4.6	4.6	4.4	3.9
	福岡	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	4.8	4.3	4.3	4.0	4.3
	香川	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	4.4	4.1	3.8	4.0	3.0
	岡山	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	4.7	4.3	4.4	4.3	4.0
	福井	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	5.5	4.7	4.9	4.3	3.7
	奈良	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	5.2	4.6	4.4	3.6	3.3
	山口	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	4.8	4.2	4.7	3.9	3.7
	長野	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5
	北海道	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	4.3	3.9	4.2	4.3	4.1
	岐阜	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	5.6	5.0	4.8	4.3	4.8
	徳島	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	4.5	4.1	3.9	3.6	3.6
	福島	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	4.2	4.0	4.1	3.6	3.7
	新潟	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3
	和歌山	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	4.1	4.2	4.5	4.5	4.2
	愛媛	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	4.1	4.0	4.3	3.6	3.4
	島根	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.1
Cランク	大分	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	4.6	4.1	4.1	4.0	3.8
	熊本	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	5.1	4.6	4.6	3.9	3.7
	山形	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	5.2	4.5	4.3	4.0	3.7
	佐賀	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.7	4.6	4.7	4.8	5.0
	長崎	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	5.4	4.6	4.6	4.6	4.4
	岩手	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	4.3	3.9	4.1	3.8	3.7
	高知	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	5.1	4.3	4.6	4.4	4.2
	鳥取	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	4.0	4.2	4.0	3.8	3.5
	秋田	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	4.8	4.5	3.8	3.4	3.3
	鹿児島	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	6.2	5.1	4.9	4.7	4.4
	宮崎	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	5.2	5.0	4.7	4.4	4.3
	青森	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	4.9	4.5	4.3	4.1	4.1
	沖縄	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	5.6	5.1	5.0	4.4	4.0

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）1　数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2)　消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	全　国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Aランク	東　京	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	104.9
	神奈川	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	104.0
	大　阪	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.0	99.4
	愛　知	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	99.1
	埼　玉	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	101.3	101.3
	千　葉	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	101.1	100.9
Bランク	兵　庫	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.0	99.1
	京　都	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.7	101.2
	茨　城	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	99.0	98.4
	静　岡	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	99.9
	富　山	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	98.8	98.9
	広　島	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	99.0	99.0
	滋　賀	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.0
	栃　木	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	98.5	98.5
	群　馬	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	96.5	96.7
	宮　城	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	100.1	100.8
	山　梨	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.6	98.9
	三　重	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	98.2	98.2
	石　川	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.8	100.3
	福　岡	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.7	98.5
	香　川	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	99.1
	岡　山	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.7
	福　井	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	98.7	98.9
	奈　良	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	96.6	98.3
	山　口	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.5
	長　野	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.4	98.5
	北海道	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.7
	岐　阜	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8
	徳　島	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	99.2
	福　島	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6
	新　潟	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	98.7	98.2
	和歌山	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	97.9
	愛　媛	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.8	99.0
	島　根	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2
Cランク	大　分	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.3	97.6
	熊　本	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	98.9	99.8
	山　形	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.9	101.3
	佐　賀	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8
	長　崎	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.7	100.0
	岩　手	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.7	99.8
	高　知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	100.0	99.9
	鳥　取	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	98.3	98.2
	秋　田	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.2
	鹿児島	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	96.1	96.5
	宮　崎	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	98.2
	青　森	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	98.3	98.5
	沖　縄	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	100.5	100.7

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）1　各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2　指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2)　消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	全　国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Aランク	東　京	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0
	神奈川	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3
	大　阪	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3
	愛　知	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1
	埼　玉	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3
	千　葉	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2
Bランク	兵　庫	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2
	京　都	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1
	茨　城	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5
	静　岡	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3
	富　山	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6
	広　島	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7
	滋　賀	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6
	栃　木	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6
	群　馬	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2
	宮　城	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6
	山　梨	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7
	三　重	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7
	石　川	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5
	福　岡	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0
	香　川	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6
	岡　山	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7
	福　井	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3
	奈　良	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1
	山　口	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9
	長　野	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9
	北海道	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9
	岐　阜	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1
	徳　島	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3
	福　島	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8
	新　潟	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0
	和歌山	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2
	愛　媛	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6
	島　根	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0
Cランク	大　分	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4
	熊　本	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4
	山　形	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4
	佐　賀	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7
	長　崎	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3
	岩　手	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0
	高　知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0
	鳥　取	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9
	秋　田	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2
	鹿児島	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4
	宮　崎	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0
	青　森	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5
	沖　縄	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

６　消費支出額の推移

(1)　１月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	276,514	262,047	277,592	277,332	279,319	280,260	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614	195,742
	神奈川	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	272,943	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625	186,580
	大阪	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	232,032	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950	157,152
	愛知	243,795	236,692	221,606	249,640	254,012	252,735	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435	167,746
	埼玉	269,795	257,407	238,081	249,555	255,697	273,497	192,711	178,910	167,929	182,007	186,486	196,867
	千葉	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	229,018	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131	173,618
Bランク	兵庫	225,195	195,776	241,334	244,944	221,983	218,241	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898	159,594
	京都	226,956	217,123	229,655	244,352	247,571	250,958	154,068	145,396	151,760	168,619	177,289	183,519
	茨城	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	270,029	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260	184,588
	静岡	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	243,591	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470	172,245
	富山	257,579	262,443	265,734	264,279	264,541	286,405	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150	183,352
	広島	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	235,142	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396	164,230
	滋賀	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	261,720	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030	183,241
	栃木	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	284,819	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995	188,626
	群馬	220,919	244,909	246,285	257,081	252,685	258,233	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210	170,645
	宮城	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	234,560	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366	176,806
	山梨	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	242,950	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211	172,657
	三重	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	243,206	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609	162,499
	石川	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	262,394	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352	169,023
	福岡	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	233,333	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859	161,787
	香川	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	248,910	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125	168,198
	岡山	238,047	205,392	206,621	237,183	249,763	264,115	167,489	144,157	143,266	166,061	173,179	184,917
	福井	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	245,958	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882	167,742
	奈良	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	271,052	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197	179,509
	山口	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	229,133	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489	169,380
	長野	282,190	232,057	251,065	235,092	262,284	268,343	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876	178,499
	北海道	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	234,854	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110	166,067
	岐阜	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	245,523	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343	159,149
	徳島	220,490	233,981	227,113	234,076	253,435	234,728	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108	160,083
	福島	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	248,721	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212	170,421
	新潟	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	218,285	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065	154,738
	和歌山	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	231,942	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970	159,675
	愛媛	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	231,961	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236	149,730
	島根	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	247,231	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321	180,793
Cランク	大分	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	240,292	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146	163,121
	熊本	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	229,100	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793	170,761
	山形	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	254,785	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489	173,762
	佐賀	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	210,801	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387	153,742
	長崎	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	235,153	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533	161,124
	岩手	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	268,175	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803	182,470
	高知	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	240,214	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348	163,445
	鳥取	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	235,310	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574	170,712
	秋田	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	237,634	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922	165,971
	鹿児島	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	256,513	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237	172,160
	宮崎	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	215,172	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499	147,433
	青森	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	226,112	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687	157,540
	沖縄	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	199,249	125,720	123,851	132,966	140,785	146,182	139,845
全国計		249,704	233,568	235,120	244,231	247,322	250,929	164,650	155,025	156,747	163,917	166,744	170,342

資料出所　総務省「家計調査」

（注）１．各都道府県の数値は都道県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

２．「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2)　１月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	295,158	199,660	182,575	200,556	202,889	195,557	200,830
	神奈川	299,782	278,380	248,706	259,721	287,940	273,383	189,979	178,581	166,921	172,383	190,276	173,598
	大阪	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	254,603	160,019	147,814	147,513	154,345	163,829	162,993
	愛知	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	255,346	172,652	164,563	153,119	170,581	176,459	165,170
	埼玉	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	337,033	196,578	206,347	179,767	200,451	190,235	218,926
	千葉	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	291,846	171,510	170,133	166,839	186,742	178,427	197,211
Bランク	兵庫	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	234,079	163,873	139,673	180,349	155,711	165,864	165,519
	京都	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	263,534	156,476	154,234	171,472	161,892	210,390	185,883
	茨城	283,640	271,934	283,178	280,446	295,271	303,931	172,618	174,088	182,411	183,726	183,119	195,374
	静岡	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	265,288	165,018	163,594	166,345	173,791	175,450	176,467
	富山	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	325,963	171,219	167,253	178,308	175,777	182,851	192,746
	広島	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	242,778	163,924	158,429	142,690	159,759	167,593	161,852
	滋賀	300,600	273,248	273,492	302,772	265,738	268,342	166,743	158,288	182,328	191,490	176,377	180,506
	栃木	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	292,499	182,053	170,579	181,956	180,311	194,906	186,113
	群馬	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	321,244	152,579	180,036	167,684	192,703	182,761	191,298
	宮城	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	269,494	164,996	146,933	157,338	146,551	180,377	195,511
	山梨	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	314,447	178,639	144,223	152,045	184,957	174,925	196,914
	三重	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	276,591	179,007	152,142	173,163	163,095	196,968	166,187
	石川	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	277,579	179,348	163,006	162,232	164,788	177,491	168,929
	福岡	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	242,776	159,757	163,866	159,057	157,414	179,017	157,700
	香川	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	274,960	177,303	157,913	163,931	172,096	176,672	178,606
	岡山	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	282,301	173,657	156,488	152,073	168,809	172,975	187,370
	福井	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	273,982	171,760	156,660	158,372	161,346	163,622	176,122
	奈良	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	317,075	186,850	188,842	186,317	171,256	185,884	192,966
	山口	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	262,012	172,472	161,769	168,531	185,431	159,565	176,248
	長野	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	288,705	187,578	156,042	182,081	167,666	182,066	180,441
	北海道	259,400	252,685	230,308	241,186	294,841	254,429	163,407	171,534	149,287	163,352	187,224	170,378
	岐阜	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	266,531	175,191	173,909	186,049	190,932	189,542	163,729
	徳島	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	283,556	179,154	162,325	173,801	171,518	186,038	173,533
	福島	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	267,668	173,229	152,489	186,175	171,260	189,131	172,420
	新潟	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	247,389	159,039	150,224	173,458	174,185	171,755	167,553
	和歌山	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	248,882	153,951	169,404	136,853	169,165	165,626	162,353
	愛媛	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	245,527	150,222	139,577	146,328	150,039	134,841	144,930
	島根	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	248,525	158,517	169,925	166,393	163,751	170,088	174,430
Cランク	大分	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	266,753	144,930	162,458	167,546	167,661	196,172	172,188
	熊本	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	286,323	171,253	185,230	161,532	155,367	161,543	189,622
	山形	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	273,263	165,157	175,515	179,507	158,242	171,662	177,503
	佐賀	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	269,177	200,659	158,350	167,499	152,556	161,175	171,273
	長崎	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	289,014	182,238	148,952	155,117	159,484	165,621	183,895
	岩手	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	306,546	171,972	153,031	179,970	167,585	176,801	193,490
	高知	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	270,462	162,982	155,980	170,800	174,276	165,166	174,582
	鳥取	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	249,722	177,836	149,846	148,310	171,324	166,559	177,920
	秋田	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	271,886	166,843	177,662	157,358	177,088	171,212	174,415
	鹿児島	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	285,837	165,549	156,117	176,798	163,560	161,326	177,610
	宮崎	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	248,438	149,242	152,834	148,727	162,478	177,062	157,126
	青森	268,359	249,053	237,527	233,006	248,362	249,710	156,245	147,268	156,621	151,354	161,670	160,852
	沖縄	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	234,420	142,042	137,293	149,549	160,488	155,990	150,691
全国計		280,531	262,359	263,907	273,417	272,285	275,568	173,978	163,655	166,246	172,924	173,251	176,054

資料出所　総務省「家計調査」

（注）１．各都道府県の数値は都道県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

２．「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7　労働者数等の推移

(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（%）					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	812	806	800	797	810	861	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6	6.4
	神奈川	303	302	299	306	309	310	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8	0.4
	大阪	394	394	394	379	382	389	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6	1.9
	愛知	320	319	318	318	316	327	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4	3.3
	埼玉	214	215	214	222	224	225	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1	0.7
	千葉	172	172	172	177	179	187	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2	4.3
Bランク	兵庫	182	180	178	182	183	189	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5	3.2
	京都	95	95	96	95	95	96	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3	0.7
	茨城	99	98	98	102	102	104	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1	2.5
	静岡	141	141	141	142	144	144	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9	0.0
	富山	42	42	42	43	44	44	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1	△ 0.6
	広島	107	107	107	112	115	111	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6	△ 2.9
	滋賀	51	50	50	50	52	53	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6	2.7
	栃木	70	70	71	74	74	72	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6	△ 2.4
	群馬	73	71	72	73	75	76	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9	0.5
	宮城	80	80	80	77	79	84	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1	6.9
	山梨	29	29	29	29	28	28	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5	△ 2.1
	三重	65	65	66	67	69	69	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6	0.5
	石川	44	43	42	43	43	44	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4	2.1
	福岡	180	182	182	187	190	196	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5	3.3
	香川	35	34	34	35	36	35	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	△ 0.8
	岡山	68	68	67	68	70	72	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	2.8
	福井	30	30	30	30	31	30	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	△ 2.9
	奈良	39	39	39	39	39	36	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	△ 7.5
	山口	49	48	48	47	47	49	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	2.9
	長野	74	75	76	76	77	78	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	0.4
	北海道	179	180	179	181	182	180	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4	△ 1.3
	岐阜	68	68	67	68	68	72	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3	6.0
	徳島	23	24	25	24	24	24	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2	0.4
	福島	66	66	65	67	67	67	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4	△ 0.8
	新潟	82	82	81	83	83	82	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5	△ 1.4
	和歌山	29	29	28	29	28	29	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4	3.5
	愛媛	46	45	45	46	46	46	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8	△ 0.3
	島根	24	23	23	24	24	25	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9	2.3
Cランク	大分	38	38	38	37	38	38	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3	△ 0.7
	熊本	58	57	56	56	56	59	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	5.4
	山形	38	38	38	39	39	38	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9	△ 3.5
	佐賀	28	28	28	29	29	30	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9	3.5
	長崎	43	42	42	41	40	41	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	2.1
	岩手	42	42	42	41	42	42	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2	△ 0.1
	高知	23	23	23	23	23	22	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8	△ 3.6
	鳥取	18	18	18	19	19	19	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0	1.3
	秋田	33	33	32	32	32	31	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.8
	鹿児島	53	53	53	57	58	55	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6	△ 5.6
	宮崎	35	35	34	35	36	37	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9	1.8
	青森	42	42	42	40	41	40	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	△ 1.2
	沖縄	47	47	48	49	49	50	2.2	0.8	1.0	2.1	0.7	1.0
全国計		5,078	5,130	5,189	5,134	5,228	5,081	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9	1.2

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模５人以上の数値である。

２　全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、全国計の前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。なお、全国計の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

３　各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

４　ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（%）				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	1,039	1,056	1,065	1,081	1,099	1.0	1.6	0.9	1.5	1.6
	神奈川	226	228	229	232	235	1.3	1.0	0.8	0.9	1.6
	大阪	370	373	375	377	379	0.7	0.9	0.4	0.5	0.6
	愛知	293	294	294	295	297	0.5	0.4	0.1	0.1	0.7
	埼玉	156	159	159	159	161	1.5	1.7	0.2	0.3	0.8
	千葉	126	128	128	129	130	1.5	1.3	0.2	0.4	1.0
Bランク	兵庫	143	144	143	143	143	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	京都	77	77	77	77	77	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1
	茨城	81	82	82	82	82	0.9	1.0	0.6	0.3	△ 0.2
	静岡	118	119	119	119	119	0.2	0.5	0.1	0.1	△ 0.2
	富山	37	37	37	37	36	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3
	広島	102	103	102	102	102	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6
	滋賀	40	40	40	40	40	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5
	栃木	58	59	59	59	59	0.8	1.0	0.3	0.6	△ 0.1
	群馬	63	63	64	64	64	0.8	0.2	1.1	0.7	0.4
	宮城	74	74	73	73	73	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5
	山梨	23	23	23	23	23	0.7	0.6	0.6	0.0	0.3
	三重	51	51	51	51	51	0.1	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2
	石川	39	39	38	38	38	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3
	福岡	177	178	177	177	178	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3
	香川	33	32	32	32	32	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2
	岡山	61	60	60	60	60	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1
	福井	26	26	26	26	26	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0
	奈良	25	25	25	25	25	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	山口	41	41	40	40	40	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5
	長野	64	64	64	64	64	0.2	0.3	0.1	0.2	△ 0.0
	北海道	157	157	156	155	155	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
	岐阜	61	61	61	61	60	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5
	徳島	20	20	20	20	20	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3
	福島	58	58	58	57	56	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3
	新潟	73	73	72	72	71	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9
	和歌山	24	25	24	24	24	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
	愛媛	41	41	40	40	39	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5
	島根	21	20	20	20	20	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7
Cランク	大分	33	33	33	33	33	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3
	熊本	50	50	50	50	50	0.7	0.7	0.1	0.4	0.2
	山形	32	32	32	32	32	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2
	佐賀	24	24	24	24	24	0.4	0.2	△ 0.4	0.2	0.1
	長崎	37	37	36	36	36	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5
	岩手	37	37	36	36	36	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4
	高知	20	20	19	19	19	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9
	鳥取	16	16	16	16	16	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9
	秋田	29	29	29	28	28	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4
	鹿児島	46	46	46	46	46	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5
	宮崎	30	30	30	30	30	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2
	青森	36	35	35	35	34	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5
	沖縄	44	45	45	45	45	2.0	1.2	0.2	0.0	0.7
全国計		4,430	4,461	4,469	4,484	4,506	0.7	0.7	0.2	0.4	0.5

資料出所　厚生労働省「雇用保険事業月報」

（注）1　労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）

2　一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3　被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。

4　一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

5　ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（%）				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
Aランク	東京	816	823	833	838	845	0.7	0.9	1.2	0.6	0.8
	神奈川	505	500	503	508	518	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0	2.1
	大阪	463	463	465	467	474	0.7	0.0	0.6	0.4	1.5
	愛知	414	417	418	422	422	0.0	0.6	0.4	0.8	0.1
	埼玉	396	399	403	404	407	△ 0.2	0.7	1.0	0.4	0.6
	千葉	337	338	339	342	344	0.2	0.1	0.4	0.8	0.7
Bランク	兵庫	275	276	277	278	279	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
	京都	136	135	134	135	135	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.7	0.5	0.3
	茨城	153	152	152	152	153	0.0	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6
	静岡	198	198	197	197	197	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1	△ 0.3
	富山	56	56	55	55	55	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.4
	広島	145	145	145	145	145	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.2
	滋賀	76	75	76	78	77	△ 0.5	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.6
	栃木	103	102	103	104	105	△ 1.0	△ 0.9	1.0	1.1	0.7
	群馬	103	103	103	103	104	0.0	△ 0.1	0.0	0.4	0.3
	宮城	122	122	121	122	123	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	1.0	0.6
	山梨	44	44	44	44	45	△ 2.7	0.7	△ 0.9	1.4	0.2
	三重	96	95	94	93	92	△ 2.8	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5
	石川	61	61	60	61	60	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.2	△ 0.2
	福岡	262	262	262	263	265	0.4	0.1	0.1	0.2	0.9
	香川	49	49	48	48	48	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0
	岡山	97	97	97	98	98	0.4	0.1	0.3	0.5	0.6
	福井	42	42	41	41	41	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0
	奈良	66	66	66	66	66	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.6	1.2
	山口	69	68	67	67	66	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8	△ 1.0	△ 0.3
	長野	114	112	111	111	111	△ 0.5	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4
	北海道	263	261	260	264	265	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3
	岐阜	109	109	108	107	107	0.2	0.2	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.1
	徳島	36	36	36	35	35	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.6	0.0
	福島	97	97	96	95	95	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.3
	新潟	117	116	116	116	115	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.4
	和歌山	48	46	46	46	46	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1
	愛媛	68	68	68	67	67	△ 0.3	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 0.9
	島根	35	35	37	35	33	△ 4.4	1.4	5.4	△ 4.9	△ 5.1
Cランク	大分	59	59	59	58	57	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.9
	熊本	91	91	91	91	91	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0
	山形	58	58	58	57	57	△ 1.5	△ 0.2	0.7	△ 0.9	△ 1.4
	佐賀	44	44	44	44	43	3.1	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8
	長崎	67	66	66	65	65	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3
	岩手	66	64	64	63	62	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.8
	高知	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.4	0.0
	鳥取	30	30	30	28	28	2.1	0.7	△ 0.7	△ 4.7	0.7
	秋田	49	49	47	47	47	△ 1.4	△ 0.2	△ 2.7	△ 1.3	0.6
	鹿児島	80	80	80	79	79	△ 0.5	0.1	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.3
	宮崎	56	55	54	54	54	0.2	△ 1.8	△ 2.2	0.0	0.2
	青森	65	64	63	63	63	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5
	沖縄	74	74	75	76	77	0.4	0.5	0.8	1.7	1.2
全国計		6,710	6,713	6,723	6,747	6,781	△ 0.6	0.0	0.1	0.4	0.5

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

（注）1　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3　全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4　ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5　前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

資料３

佐賀労働局賃金室作成資料

２　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1)　監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
2015　年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
2016　年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017　年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018　年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019　年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020　年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021　年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022　年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023　年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024　年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025　年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2

（注）各年とも１月～３月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（経年）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況			最低賃金未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	法第４条違反事業場数	違反率	最賃額を知っている	最賃が適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最賃額未満労働者数	最賃額未満労働者の比率
	(A)	(B)	(B)/(A)				(C)	(D)	(D)/(C)
年	件	件	%	件	件	件	人	人	%
H24	186	6	3.2	1	5	0	3,538	22	0.6
H25	193	13	6.7	5	6	2	1,290	29	2.2
H26	201	15	7.5	5	10	0	1,620	32	2.0
H27	182	18	9.9	6	11	1	1,261	33	2.6
H28	160	17	10.6	5	11	1	1,756	23	1.3
H29	204	21	10.3	2	18	1	1,276	37	2.9
H30	186	12	6.5	5	6	1	1,271	27	2.1
R1	232	21	9.1	12	7	2	1,666	59	3.5
R2	192	22	11.5	10	12	0	1,410	52	3.7
R3	208	22	10.6	7	15	0	1,440	36	2.5
R4	206	16	7.8	9	6	1	1,221	42	3.4
R5	212	21	9.9	15	5	1	1,865	39	2.1
R6	210	10	4.8	8	1	1	1,988	25	1.3
R7	272	19	7.0	15	4	0	2,024	39	1.9

求人賃金(職業別)

佐賀労働局

2025年 6月度	求人賃金(常用)		求人賃金(パート)	
	賃金上限(月給)	賃金下限(月給)	賃金上限(時給)	賃金下限(時給)
職業計	259,157	202,705	1,170	1,078
A管理的職業従事者	295,929	243,214	#DIV/0!	#DIV/0!
B専門的・技術的職業従事者	287,146	219,163	1,381	1,223
07製造技術者(開発)	271,429	200,000	960	960
08製造技術者(開発を除く)	284,270	213,784	956	956
09建築・土木・測量技術者	388,640	254,547	1,550	1,125
10情報処理・通信技術者	385,759	206,090	1,288	1,188
11その他の技術者	263,771	191,350	1,100	1,100
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	451,258	348,659	2,456	2,279
13保健師，助産師，看護師	247,218	207,745	1,368	1,195
14医療技術者	272,362	222,712	1,477	1,266
15その他の保健医療従事者	292,922	215,026	1,206	1,100
16社会福祉専門職業従事者	235,761	200,666	1,193	1,080
22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	462,278	198,559		
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	256,873	196,565	1,501	1,284
C事務従事者	246,020	185,807	1,153	1,062
25一般事務従事者	229,667	180,999	1,152	1,067
26会計事務従事者	248,314	193,615	1,209	1,034
27生産関連事務従事者	263,292	195,819	1,013	1,013
28営業・販売事務従事者	307,182	197,091	1,158	1,000
29外勤事務従事者				
30運輸・郵便事務従事者	231,502	195,466	1,200	1,153
31事務用機器操作員	422,300	190,900	956	956
D販売従事者	254,294	200,281	1,056	1,008
32商品販売従事者	220,428	180,727	1,057	1,012
33販売類似職業従事者	309,933	199,833	1,040	968
34営業職業従事者	272,605	211,832		
Eサービス職業従事者	218,270	187,099	1,127	1,039
35家庭生活支援サービス職業従事者	213,680	200,720	1,000	956
36介護サービス職業従事者	212,763	185,004	1,134	1,041
37保健医療サービス職業従事者	191,219	170,943	1,169	1,036
38生活衛生サービス職業従事者	265,442	197,526	1,226	1,028
39飲食物調理従事者	213,267	187,405	1,079	1,014
40接客・給仕職業従事者	232,819	196,921	1,116	1,047
41居住施設・ビル等管理人	225,000	176,500	1,092	1,032
42その他のサービス職業従事者	268,046	208,658	1,181	1,106
F保安職業従事者	215,855	188,020	1,301	1,251
G農林漁業従事者	256,661	206,627	1,072	1,052
H生産工程従事者	257,302	194,477	1,083	1,003
49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	270,000	215,000		
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く	252,550	177,200		
51機械組立設備制御・監視従事者	219,330	188,530		
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	261,021	204,179	1,500	1,005
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く	226,420	184,473	1,036	997
54機械組立従事者	250,765	183,353	1,298	1,090
55機械整備・修理従事者	291,457	204,583	1,217	1,017
56製品検査従事者(金属製品)	224,000	179,000		
57製品検査従事者(金属製品を除く)	237,735	188,602	1,033	980
58機械検査従事者	250,000	180,000		
59生産関連・生産類似作業従事者	294,229	206,425	1,319	1,052
I輸送・機械運転従事者	270,679	214,274	1,094	1,046
60鉄道運転従事者				
61自動車運転従事者	270,993	214,000	1,099	1,052
62船舶・航空機運転従事者				
63その他の輸送従事者	231,932	204,519	1,000	1,000
64定置・建設機械運転従事者	293,538	221,559	1,078	978
J建設・採掘従事者	290,162	208,304	1,350	985
65建設躯体工事従事者	343,363	222,747		
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	285,255	208,553	1,200	970
67電気工事従事者	294,854	214,441	1,500	1,000
68土木作業従事者	279,976	202,086		
69採掘従事者				
K運搬・清掃・包装等従事者	219,963	192,217	1,047	1,012
70運搬従事者	228,204	197,825	1,069	1,014
71清掃従事者	195,173	177,379	1,025	1,003
72包装従事者	159,600	159,600	994	966
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	239,087	199,753	1,082	1,040
分類不能の職業				
(IT関連計)	328,835	194,890	1,275	1,111
(IT技術関連小計)	373,264	208,172	1,288	1,188
(IT操作関連小計)	454,167	195,000	956	956
(IT製造関連小計)	245,916	179,848	1,365	1,060
(福祉関連計)	234,129	199,769	1,208	1,092
(介護関連小計)	221,485	190,888	1,141	1,044
(その他小計)	252,153	212,427	1,359	1,198

(注)平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
中小企業庁

1．賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先
・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫
0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2．生産性向上に関する支援

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先
＜先端設備等導入計画の作成等について＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制について＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9：30～12：00、13：00～17：00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦中小企業経営強化税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超１億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先
・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く））

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先　中小企業成長加速化補助金事務局　0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先
・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00　土日祝日及び 12/29～1/3 を除く）

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先
＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会地区事務局　問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会議所地区事務局　03－6634－9307
https://r6.jizokukahojokin.info/

商工会地区

商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先
・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570－666－376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先
・事業承継・M&A 補助金事務局　050-3145-3812

事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3．下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先
・中小企業庁取引課　03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先
＜「宣言」の内容について＞
・中小企業庁企画課　03-3501-1765
＜「宣言」の提出・掲載について＞
（公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先
・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課　優越的地位濫用未然防止対策調査室　03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先
・中小企業庁取引課　03-3501-1669

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先　中小企業庁取引課　03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

４．資金繰りに関する支援

⑲セーフティネット貸付制度

問い合わせ先
・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑳小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先
・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

５．その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉑地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉒人材確保等支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。
雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：５％以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

㉓人材開発支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉔建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉕特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30 万円～240 万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから３年以内に５％賃上げのいずれかを実施した場合、1.5 倍の助成金を支給します。

㉖早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース

中途採用拡大コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。
中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45 歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45 歳以上の者全員を雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。

㉗産業雇用安定助成金
（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し５％以上増加させた場合に助成（上限額 8,635 円／１人１日あたり（１事業主あたり 1,000 万円））します。

㉘働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（３％～７％以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

６．相談窓口

㉙よろず支援拠点

問い合わせ先
・各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉚下請かけこみ寺

問い合わせ先
・（公財）全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉛働き方改革推進支援センター

問い合わせ先
・全国の働き方改革推進支援センター

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉜中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先
・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省ＨＰ　都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省　「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

（R7.6）

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント　賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント　非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円（※2）
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント　労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算
（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

(R7.4)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度　業務改善助成金交付決定実績

令和7年3月末現在

（1） 業務改善助成金決定状況

年度	交付決定件数	交付金額
平成27年度	9件	8,483,000　円
平成28年度	18件	17,433,000　円
平成29年度	14件	20,363,000　円
平成30年度	17件	11,510,000　円
平成31年度	12件	7,414,000　円
令和2年度	17件	14,493,000　円
令和3年度	38件	35,923,000　円
令和4年度	32件	27,144,000　円
令和5年度	213件	269,500,000　円
令和6年度	209件	283,210,000　円

（2） 令和6年度　業務改善助成金交付決定状況（産業分類）

産業分類		事業所数	産業分類		事業所数
M	宿泊業・飲食サービス業	56	A	農業・林業	10
E	製造業	25	O	教育・学習支援業	1
P	医療・福祉	34	B	漁業	1
I	卸売業・小売業	26	D	建設業	17
N	生活関連サービス業・娯楽業	13	R	サービス業・他に分類されないもの	14
L	学術研究・専門・技術サービス業	2	K	不動産業・物品賃貸業	2
H	運輸業・郵送業	5	T	分類不能の産業	2
Q	複合サービス業	1	計		209

（3） 令和6年度 業務改善助成金交付決定状況（業務効率化事業の種類）

事業内容	事業所数	労働能率の増進に資する設備・器具等
システム・ソフトウェア	25	CGLinkシステム、給料計算・年休管理システム、新防犯カメラシステム・デジタル端末・iPad及び無線バーコードリーダー、WEB会議システム、温泉温度管理システム、POSシステムおよびフライヤー用濾過機、POSシステム、作業計測システム、CADシステム、POSレジシステム、スマホオーダーシステム、図面管理システム、POSレジシステム、Airレジシステム、セルフオーダーシステム、ITツール、セルフオーダーシステム、管理システムの内製化に向けた人材教育訓練、受発注システム、K7エバリューションシステムEXBlack
車両	31	貨物自動車、3tダンプ、貨物車(ハイエース)、軽貨物車、2tトラック貨物冷蔵車、軽バン、福祉車両普通車、出荷用車両、車(トヨタタウンエース)、移動販売車、貨物自動車、ユニック付き4tトラック、油圧ショベル、ダブルピックトラック、ミニバックホー、高性能コベルコミニショベル、作業運搬車両と原付自転車、小型重機、ハウス内運搬車、リフト付送迎車両、フォークリフト、作業車、小型中古車両
機　器	144	洗浄機、ラベルプリンター、塩水撹拌機、ドラム式洗濯・乾燥機、機械式カプラ、脱毛機NEQST、手動クレーン、専用門型架台、エアフロープロフィラキシスマスター、集塵機・天秤台・刻印機、全自動洗濯機、乾燥機、美顔器、立体自動包装機、冷凍庫、冷却効率の良い冷蔵庫、オゾン発生器、掃除機、布団乾燥機、圧力鋳込み、真空包装機、冷凍ストッカー、ラベルプリンタ、エアーパックナー、フィルム掛け機、ラジコン式草刈機、手打ち麺ネリ機、うどん生成熟成庫、電子鳩目穴かがりミシン、門型リフト、真空反転自動鋳造機、パン製造機、急速冷凍機、乾燥機、パネルソー、酸素ガス炉自動焼成装置、marbb3ダブル仕様、リフト入浴、自動食洗器、自動珈琲マシーン・コードレス掃除機・冷蔵ショーケース・保冷ショーケース・テーブル等の家具増設、ちりめん乾燥機用熱交換器および送風機、カーボンクリーニングマシン、除湿機、ハイロテーブル、骨密度測定装置、体成分分析器、真空包装機・エレキング・冷凍ショーケース・中華レンジ・業務用冷凍庫・ガスコンロ台・ロータリークッカー・多機能分子調理器、包装豆腐用充填機、寒冷紗・自動潅水機器設備一式・除草シート、味噌用ミンチ機械モーター器具、ナースカート、全自動身長体重測定機、全自動掃除機、衣類乾燥機及びタイムレコーダー、介護用ベッド、蒸気ヒーター式接着機、ホテルパンとフードパントローリー、ミートミンサー、フードミキサー、ラジオ波ラジオスティム機器、ワイヤレスイヤホンマイク、ソフトサーバー及び業務用コーヒーマシン、ターボミックス、6枚扉冷凍庫、乾麺用の自動化設備、容器洗浄機とホイップマシン、脱毛器、ハマチヌメリ血合い取り洗浄機、コールマット・徘徊コールⅢ、コーヒーマシンとオーブンレンジ、IJPコンベア、インクジェットプリンター、エフクリーンシート、ミートチョッパー、ヘルメスS、介護用機械浴、サイバーハロー(トラクター用アタッチメント)、ポータブルタイヤリフト、キュウリ用形状自動選果機、電磁式リフティングマグネット、高圧洗浄機、ブラストチラー、表層散播機、製品保管用のPケース、樽用ラック、全自動高圧蒸気滅菌器、自動量り、酸度測定器、糖度計、作業台及び流し台、ポンプ機械、低床タンク、自動味噌詰め機、ダイレクトジャガード(データ式機織り機)、回転式蒸気窯、門型スカイマックス、コンプレッサー、エアーホース、バイブロコンバクター、自動飯盛り器、スープジャー、お掃除ロボットルンバ、スポット溶接機、リフト付きシャワーキャリー、券売機、ナノバブル発生装置、配膳ロボット、IMOP、トランシーバー、ご飯つぎ器、ipod、
その他	9	受注機能付きホームページの開設、エッセンスオイル＆天然蒸留水の増量に向けた設備の導入、選別部屋の工事、スクリーン壁及び手すり設置工事、内装工事の実施、クリーンルームの導入、プレハブ型物置庫の導入、物置庫前の敷地の舗装、隣接する空き店舗の活用
計	209	

佐賀型賃金 UP 支援チームについて

○概要

県内中小企業の収益力向上や賃金の引上げを支援するため、令和５年 10 月、佐賀型賃金 UP プロジェクトの一環として、国、県、各関係機関により結成。

＜支援内容＞

・経営課題解決のための専門家による個別サポート
・助成金申請手続きの支援
・各種セミナーの開催

＜事業イメージ＞

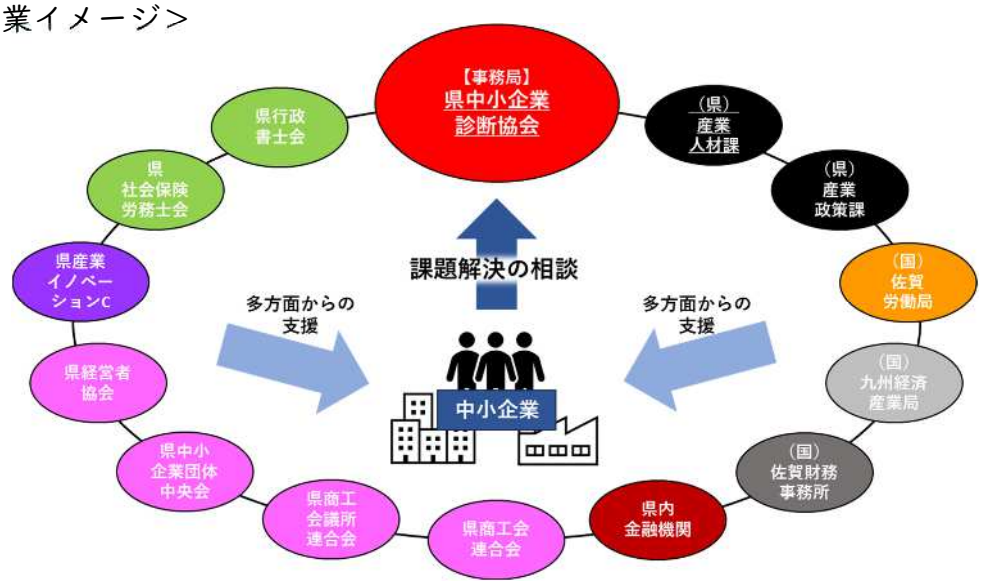

○支援実績

（件数）

支援内容	R5	R6	R7
コーディネーター派遣（訪問企業数）	266	358	98
専門家（中小企業診断士、社会保険労務士）派遣	31	236	35
企業からの問合せ	96	251	196

※R7 年度は 4～5 月の実績

○支援を受けた企業からの声

・ふるさと納税に対応するための大型冷蔵庫導入したことで、販路開拓を考えるきっかけになった。
・販売管理システム（在庫管理システム）の導入により効率性が上がり、残業時間が削減できた。
・IT ツールの導入により業務改善が進み、作業時間の短縮（18 時間から 5 時間に減）につながった。

佐賀型賃金UP支援事業

1.交付決定額

○賃金UP支援枠

年度		申請数	採択数	採択率	交付決定額
R5	第１弾（R5.9）	209件	209件	100.0%	167,700千円
R6	第２弾（R6.2）	577件	556件	96.4%	590,483千円
	第３弾（R6.9）	289件	171件	59.2%	170,962千円
R7	第４弾（R7.2）	316件	134件	42.4%	207,389千円
計		1,391件	1,070件		1,136,534千円

○単身事業者支援枠

年度		申請数	採択数	採択率	交付決定額
R5	第１弾（R5.9）	（第２弾から実施）			
R6	第２弾（R6.2）	108	104	96.3%	59,391千円
	第３弾（R6.9）	52	31	59.6%	14,634千円
R7	第４弾（R7.2）	65	47	72.3%	22,694千円
計		225件	182件		96,719千円

2.補助金活用例

★積算システム導入により業務効率が大幅に向上し、入札増と賃上げに成功。

★自動機器導入で施術効率と顧客満足が向上し、生産性・付加価値・顧客満足の向上を実現。

★樹木粉砕機の導入により処分費削減と副収入創出で売上と生産性が向上。従業員の賃金UPにつながった。

★高性能プリンター導入で工数の大幅削減と商品品質の均一化を実現。コスト削減できたことで賃金UPに貢献。

★コンベクションオーブンの導入と直売所設置で自社製造と販路拡大を実現。原価削減と売上UPに貢献。

3.企業からの声

★デジタル化が進んだ。

★資金的な余裕がなく後回しにしていた設備投資に着手できた。

★ネット通販やふるさと納税に対応できるようになり、売り上げ拡大につながった。

★従業員の負担軽減につながった。

★設備導入によりコスト削減ができ、賃金に還元できて従業員のモチベーションが高まった。

★補助金の存在が、生産性向上につながる設備導入の後押しとなった。

価格転嫁伴走支援事業（価格転嫁伴走支援プロジェクト）

1.事業の概要（R7.6.30現在）

年度		支援事業者数	価格転嫁進展	進展率	事業費	
R6	第１弾（R6.6）	75件	46件	61.3%	24,483千円	・専門家派遣 ・セミナー開催 ・広報事業
R7	第２弾（R7.2）	(140件)	―	―	(49,281千円)	・専門家派遣 ・セミナー開催 ・広報事業 ・ワークショップ開催
計		**(215件)**	**―**	**―**	**(73,764千円)**	

※（　）書きは見込み

2.支援結果（令和６年度）

・75社に対し、延べ263回専門家を派遣（主な業種：製造業、建設業、宿泊・飲食及び小売・卸売業）。

・価格転嫁・価格交渉スキルアップセミナーは県内10か所で実施し、合計214人が参加。

3.伴走支援を行った企業からの声

★価格転嫁を進める方向性で社内調整が進んでいくようになった（製造業）

★主要商品の原価把握ならびに原価計算方法を習得することができた（農業）

★価格交渉を進めることができた。実際に価格交渉を行い、ほとんどの取引先が価格改定に応じてくれた（サービス業）

4.令和７年度の取組

・昨年度に引き続き、専門家派遣、価格転嫁・価格交渉スキルアップセミナーを実施。

★加えて、業種別のワークショップを９月から開催予定。さらなる価格交渉スキル向上の支援を行う。

★令和７年６月30日現在で伴走支援に申込のあった事業者数は63件。

佐賀県型賃金UP支援チーム

1. 中小企業支援実績

①経営相談/労務相談（訪問＋TEL）

企業が抱える悩み相談での課題整理

- 2023年 **26件**
- 2024年 **95件**
- 2025年 **7件**（4，5月）

②中小企業が抱える「経営課題解決支援」

企業が抱える課題に精通した専門家を派遣し解決支援

- 2023年 **12社 31回**
- 2024年 **56社 236回**
- 2025年 **26社 43回**（4，5月）

経営全般30%　製造業21%　販路拡大15%　飲食業16%　売上拡大20%　サービス業14%

③販路拡大セミナー

商品開発・販路拡大・大手小売り店との付き合い方を講義

2024年 県内**3ヶ所**実施 参加者**56名**

①野菜生産法人：東京百貨店取扱い。大手食品卸業者と商談中。
②食品製造業：百貨店等/テナント展開業者と商談中。

2. 賃上げのための補助金紹介/申請支援

①セミナーにて申請ポイント/活用支援紹介

紹介している補助金助成金

- 2023年 県内**6ヶ所** **7回**実施 参加者**112人**
- 2024年 県内**4ヶ所** **6回**実施 参加者**256人**

- 佐賀県中小企業生産性向上支援補助金
- 業務改善助成金
- 佐賀県業務改善サポート補助金
- 多様な人材確保環境整備補助金
- 中小企業省力化補助金

②補助金/助成金申請支援

・補助金/助成金の内容説明
・活用アドバイス
・申請書の作成支援等

- 2023年 **250件**
- 2024年 **522件**
- 2025年 **287件**（4，5月）

価格転嫁伴走支援プロジェクト

1. 県内の価格転嫁を推進するため R6年度実施

①スキルアップセミナー 10回 214名参加

- 価格転嫁の取組の啓発
- 事業者を取り巻く環境（材料高、賃金UP、燃料費高騰）の理解
- 価格転嫁の進め方

②専門家派遣事業 75社 支援実施

- 自社の現状分析、交渉資料作成、価格転嫁の進め方を伴走支援

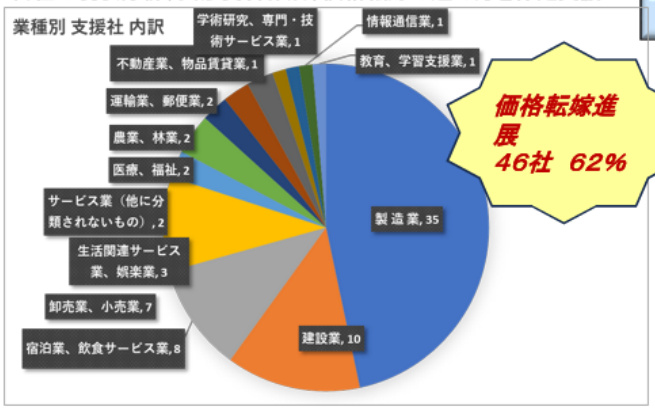

2. 価格転嫁での課題

◆原材料費・人件費・他経費の上昇分すべてを価格転嫁することは難しい→自社での生産性向上、費用削減、付加価値向上

◆取引先自体の仕事量が減っており、価格交渉すると取引を減らされる恐れがある。

◆商品・サービスを値上をすると売上が落ちることが怖い。

事業者固有の状況に応じた価格交渉・利益確保を支援していく必要がある。

3. R7年度取り組み

①スキルアップセミナー 10回予定

- 価格転嫁の必要性を理解（シミュレーション）
- 価格転嫁の進め方
- R6年度価格転嫁した2事例の紹介

②業種別ワークショップセミナー 10回予定

製造（自社製品）・製造（下請け）・建設・飲食など業種別開催
業種固有の価格転嫁の課題・取り組み方を理解・習得

③専門家派遣事業 140社予定

現在、59社申込（新規31社、前年度からの継続28社）

経済産業省

価格転嫁等の取組状況について

2025/07/08

九州経済産業局

1

持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、**中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化**。
- このため、（１）**地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常的に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援**するとともに、（２）**地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化**させるための支援を、**昨年を上回る規模で実施**。

価格転嫁対策の更なる徹底	● 下請法・振興法の一部改正（令和８年１月１日施行）、執行強化 ● 「価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等 ● 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」	**地域の賃金水準の底上げ**
生産性向上や省力化投資等の加速化を支援	● 生産性向上のための支援制度の拡充（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金等） ● 中小企業省力化投資補助金の拡充（一般型・カタログ型） ● 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等	**地域の賃金水準の底上げ**
「売上高100億企業」など、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援	● 中小企業成長加速化補助金の新設（売上高100億企業の創出等を強力に後押し） ● 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充	**地域の賃金水準の引上げ**

2

取引適正化に向けた施策ツール

- **原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇**する中、コスト増を下請中小企業だけでなく**サプライチェーン全体で負担**し、**中小企業においても賃上げできる環境を整備**するためにも、**適切な価格転嫁をはじめ取引適正化**の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、**厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充**を図りつつ、**公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携**の上、取引適正化を強力に進めていく。

１）法律の厳正な執行

①**下請代金法**(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。令和8年1月1日改正施行)
②**下請振興法**(望ましい取引のあり方（振興基準）を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。令和8年1月1日改正施行)
③**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。令和６年11月1日施行。)

２）実態把握・相談対応

①**下請Gメン（R７:330名）**によるヒアリング（年間約10,000件 内九州約800件）
②**知財Gメン**によるヒアリング
③全国47都道府県の**下請かけこみ寺による相談対応**（年間約12,000件）
④全国47都道府県の**よろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置**し相談体制を強化（令和5年7月10日設置）

３）業界への働きかけ

①**業種別ガイドライン**（20業種）**自主行動計画**（29業種・79団体）
②**価格交渉促進月間**(9月、3月)
③取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言する**パートナーシップ構築宣言**(71,000社超)

3

2025年３月　価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年９月より**毎年９月と３月を「価格交渉促進月間」**と設定。2025年３月で**８回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**の実施状況について、中小企業に対して「①**アンケート調査**、②**下請Ｇメンによるヒアリング**」を実施。必要に応じて**大臣名での指導・助言**等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容
中小企業等に、**2024年10月～2025年３月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数　30万社
○調査期間　**2025年４月21日～５月30日**
○回答企業数　**65,725社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ76,894社）
※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社
※参考：**2024年９月**調査：**51,282社**（延べ54,430社）
2024年３月調査：**46,461社**（延べ67,390社）
○回収率　**21.9%**（※回答企業数／配布先の企業数）
※参考：2024年９月調査：**17.1%**、2024年３月調査：**15.5%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

4

価格交渉の状況

- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**３ポイント増**の**31.5%**。
- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）も前回から約**３ポイント増**の**89.2%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→**10.8%**）。
  - ➢ **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつある**ものの、引き続き、受注企業の意に反して**交渉が行われなかった者が約１割**。引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近６か月間における価格交渉の状況

※「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

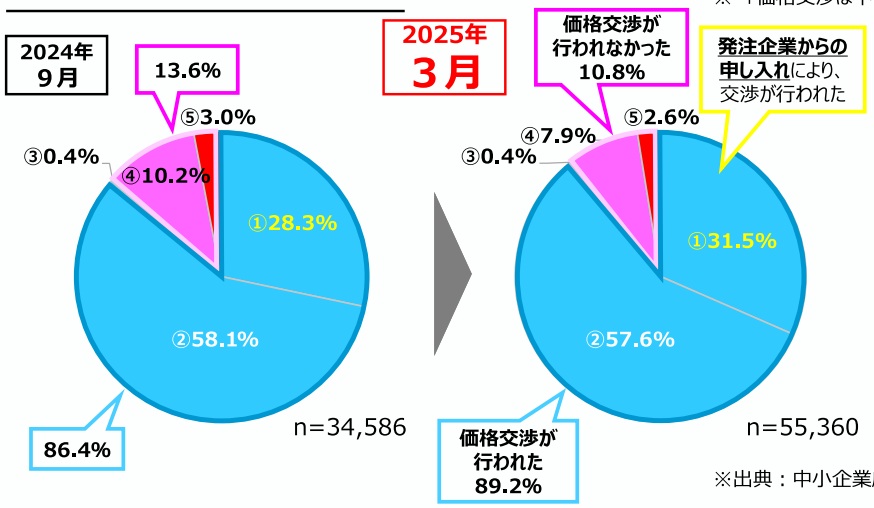

①	**発注企業から、交渉の申し入れ**があり、**価格交渉が行われた**。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、**価格交渉が行われた**。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、**発注減少や取引停止を恐れ**、発注企業からの**申し入れを辞退**した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、**発注減少や取引停止を恐れ**、**交渉を申し出なかった**。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、**受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった**。

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

価格転嫁の状況【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率**は**52.4%**。昨年９月より**約３ポイント増加**（前回49.7%→**52.4%**）。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合（①②③④）は、前回から**約３ポイント増**の**83.1%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合（⑤⑥）は**減少**（前回20.1%→**16.9%**）。
  - ➢ **価格転嫁の状況は改善してはいる**が、引き続き、転嫁できない企業と**二極分離の状態**。転嫁が困難な企業への**対策が重要**。

直近６か月間における価格転嫁の状況

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

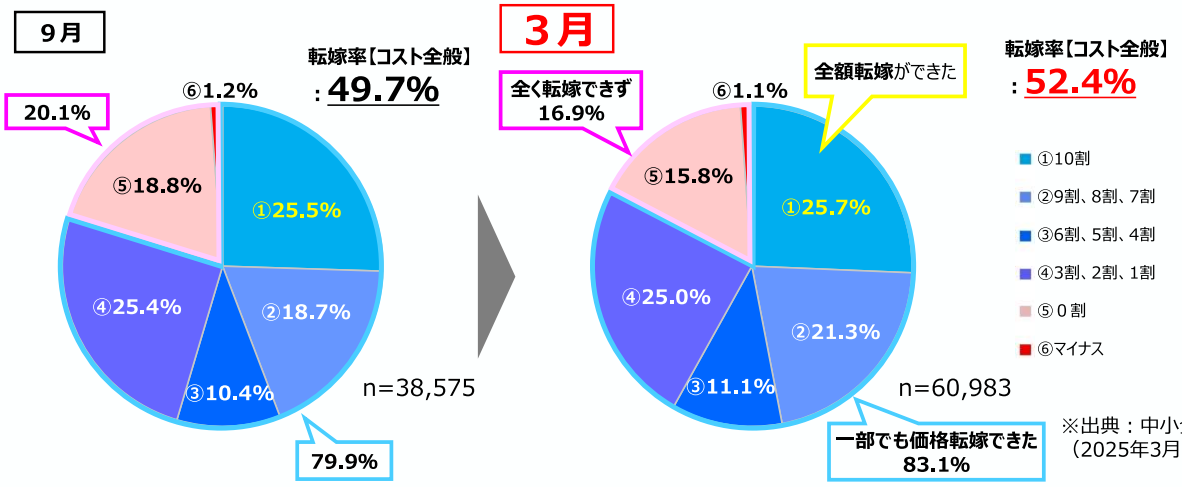

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

- **価格転嫁率**は、**１次請けの企業は５割超（53.6%）**に対し、**４次請け以上の企業は４割程度（40.2%）**。
- 特に、**４次請け以上の階層**においては、「**全額転嫁できた**」企業の割合は**1.5割程度**にとどまり、「**全く転嫁できなかった**」又は「**減額された**」企業は、**３割近く**（29.1%）に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、**転嫁率は上昇傾向**にはあるものの、受注側企業の**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる**傾向がみられる。
  - ➢ より深い段階への**価格転嫁の浸透**が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、**最終製品・サービスを提供する企業**から数え、**どの取引段階に位置しているか**」との質問への回答を集計したもの。

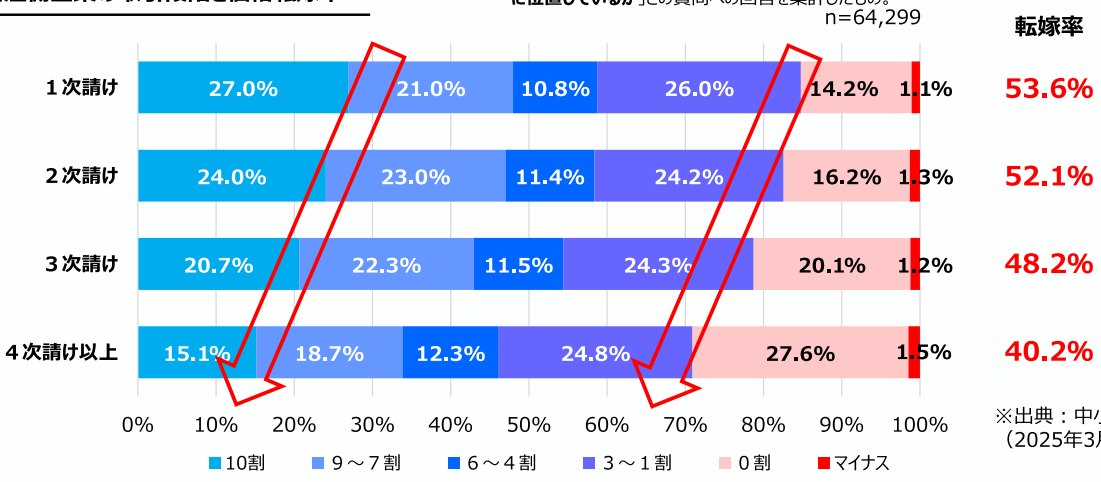

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の**価格転嫁率**は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「**入札により価格決定している**」割合が**約９割**（官公需以外では、約１割）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**約４割**（前回30.2%→**38.9%**。官公需以外では、６割超）。

直近６か月間における価格交渉の状況

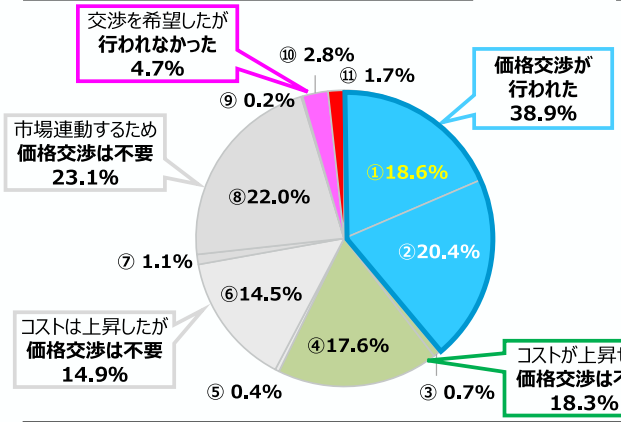

直近６か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】

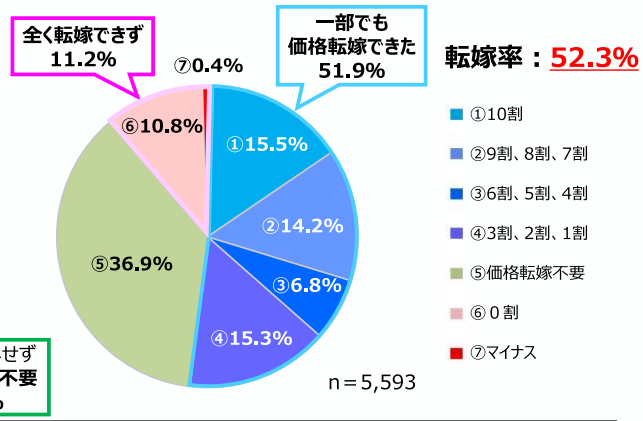

アンケート回答企業からの具体的な声　【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○入札公告時に**インフレスライドの対象工事に該当する旨が明記**されているので、**安心して応札できる。**

▲価格転嫁について説明をしても、**予算がないことを理由に応じていただけない**ことがある。

▲原価計算を行わずに、受注企業へ**一方的な価格を押し付ける**ため、**価格交渉が全くできない。**

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約６ポイント、広告は約７ポイント上昇**。

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

2025年3月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
①全体			↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位	化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)
	2位	製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)
	3位	食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)
	5位	造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)
	6位	飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)
	7位	自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)
	8位	機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)
	9位	卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)
	12位	建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)
	13位	小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)
	14位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)
	16位	紙・紙加工	↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)
	17位	金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)
	18位	金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)
	19位	生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)
	20位	不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)
	21位	印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)
	22位	繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓↓ 41.7% (46.8%)
	23位	建材・住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)
	24位	石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)
	25位	農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)
	26位	放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)
	27位	廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.2% (48.7%)
	28位	広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)
	29位	通信	↓↓ 37.7% (47.0%)	↓↓ 37.2% (44.7%)	↓↓ 34.1% (40.5%)	↓↓ 37.3% (45.7%)
	30位	トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)
	ー	その他	ー	ー	ー	ー

※2024年９月時点との変化幅と矢印の数の関係　↑：１～４ポイント 上昇、　↑↑：５～９ポイント 上昇、　↑↑↑：10ポイント以上 上昇　　※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【受注企業の業種毎に集計】

- **受注者として、価格転嫁してもらえている業種**（上位にある業種）は、発注者としても**価格転嫁に応じている**傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**金融・保険は約３ポイント、通信は約１ポイント上昇**

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

2025年3月			コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー費	労務費
①全体			↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位	化学	↑↑ 64.4% (55.3%)	↑↑↑ 69.8% (59.0%)	↑↑ 60.9% (51.7%)	↑↑↑ 58.9% (47.0%)
	2位	卸売	↑ 61.3% (60.3%)	↑ 63.7% (61.9%)	↑ 52.9% (51.2%)	↑ 51.8% (49.6%)
	3位	機械製造	↑ 61.0% (57.3%)	↑ 66.7% (62.1%)	↑ 56.8% (52.7%)	↑ 55.9% (51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 57.3% (54.9%)	↑ 62.5% (58.8%)	↑ 52.8% (48.4%)	↑↑ 53.5% (48.3%)
	5位	小売	↑ 55.7% (52.6%)	↑ 56.7% (54.0%)	↑ 46.9% (44.5%)	↑ 46.1% (44.7%)
	5位	紙・紙加工	↑↑↑ 55.7% (44.7%)	↑↑↑ 58.3% (45.8%)	↑↑ 49.3% (40.3%)	↑↑↑ 49.6% (38.5%)
	7位	食品製造	↑↑ 55.4% (50.0%)	↑↑ 57.4% (51.4%)	↑ 49.2% (44.5%)	↑↑ 49.4% (43.8%)
	8位	造船	↑↑ 54.8% (49.5%)	↑↑ 62.0% (53.0%)	↑↑↑ 61.8% (47.7%)	↑ 49.3% (46.8%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.0% (47.8%)	↑↑ 50.1% (41.8%)	↑↑ 45.4% (37.0%)	↑↑ 53.4% (47.3%)
	10位	自動車・自動車部品	↑ 53.4% (49.7%)	↑ 63.2% (59.6%)	↑ 53.4% (51.7%)	↑ 52.3% (48.4%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 53.0% (43.1%)	↑↑ 50.1% (40.3%)	↑↑↑ 50.3% (36.5%)	↑↑ 45.8% (36.8%)
	12位	建設	↑ 52.5% (49.8%)	↑ 53.9% (51.6%)	↑ 49.4% (46.3%)	↑ 51.5% (48.0%)
	13位	金属	↓ 51.9% (52.3%)	↑ 59.8% (59.7%)	↑ 48.5% (47.7%)	↑ 47.0% (45.1%)
	14位	印刷	↓ 51.0% (53.1%)	↓ 52.3% (54.2%)	↑ 44.7% (44.3%)	↓ 43.9% (44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く	↑ 50.7% (47.7%)	↑ 48.7% (44.8%)	↑ 48.3% (44.1%)	↑ 48.6% (43.7%)
	16位	繊維	↑ 50.6% (49.7%)	↑ 51.6% (49.3%)	↑ 45.0% (44.9%)	↑ 45.0% (44.1%)
	17位	建材・住宅設備	↑ 49.4% (48.3%)	↑ 51.1% (49.8%)	↑ 44.3% (43.8%)	↑ 43.1% (40.8%)
	18位	広告	↓ 48.3% (50.4%)	↓ 52.8% (53.7%)	↑ 47.4% (44.7%)	↓ 43.5% (45.4%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑↑ 47.8% (42.8%)	↑↑↑ 50.8% (34.3%)	↑↑↑ 50.6% (35.1%)	↑↑ 48.6% (40.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑ 46.8% (46.7%)	↑ 58.4% (55.6%)	↑ 42.4% (41.7%)	↑ 39.9% (39.3%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 45.5% (42.1%)	↑ 47.2% (43.6%)	↑ 42.1% (37.5%)	↑↑ 43.7% (37.2%)
	22位	製薬	↓↓↓ 45.0% (58.6%)	↓↓↓ 66.7% (80.0%)	↓↓↓ 41.7% (72.9%)	↑ 43.3% (40.0%)
	23位	農業・林業	↑↑ 44.8% (36.5%)	↑↑ 43.4% (34.3%)	↑↑ 40.6% (32.7%)	↑↑ 39.8% (32.5%)
	24位	生活関連サービス	↑ 42.1% (38.1%)	↑↑ 41.8% (34.5%)	↑↑ 38.1% (29.3%)	↑↑ 39.7% (33.7%)
	25位	放送コンテンツ	↑ 41.0% (38.0%)	↑↑ 45.4% (38.0%)	↑ 38.2% (34.6%)	↑ 40.4% (37.9%)
	26位	廃棄物処理	↑ 40.1% (38.4%)	↑ 37.6% (36.5%)	↑ 38.8% (36.5%)	↑ 37.4% (35.4%)
	27位	トラック運送	↑ 37.6% (34.4%)	↑ 33.6% (29.6%)	↑ 35.4% (32.0%)	↑ 34.1% (31.1%)
	28位	飲食サービス	↓↓↓ 36.9% (55.0%)	↓↓↓ 42.8% (53.6%)	↓ 44.6% (47.0%)	↓↓↓ 33.9% (49.0%)
	29位	通信	↑ 35.4% (34.7%)	↑↑ 35.7% (30.7%)	↑↑ 34.5% (27.0%)	↓ 36.3% (38.0%)
	30位	金融・保険	↑ 28.5% (25.2%)	↑↑ 30.6% (21.2%)	↑↑↑ 32.1% (19.4%)	↑↑ 27.5% (21.0%)
	ー	その他	ー	ー	ー	ー

※2024年９月時点との変化幅と矢印の数の関係　↑：１～４ポイント 上昇、　↑↑：５～９ポイント 上昇、　↑↑↑：10ポイント以上 上昇　　※（）内は前回の転嫁率を示す。

取引代金の支払条件の状況

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

- 発注側企業からの取引代金の支払いについて、「**全額現金により支払われる**」割合は、**約８割（81.8%）**
  （残りの約２割は、支払いの一部又は全部で、手形・電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答）。
- 手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用がある場合に、**交付から入金までの期間**（サイト）が「**60日以内**」である割合は、**約６割**（63.6%）。「**割引料を発注側企業が全額負担している**」割合は、**４割弱**（35.6%）。
- **支払手数料**の負担について、「**発注側企業が全額負担している**」割合は、**７割弱**（66.6%）。

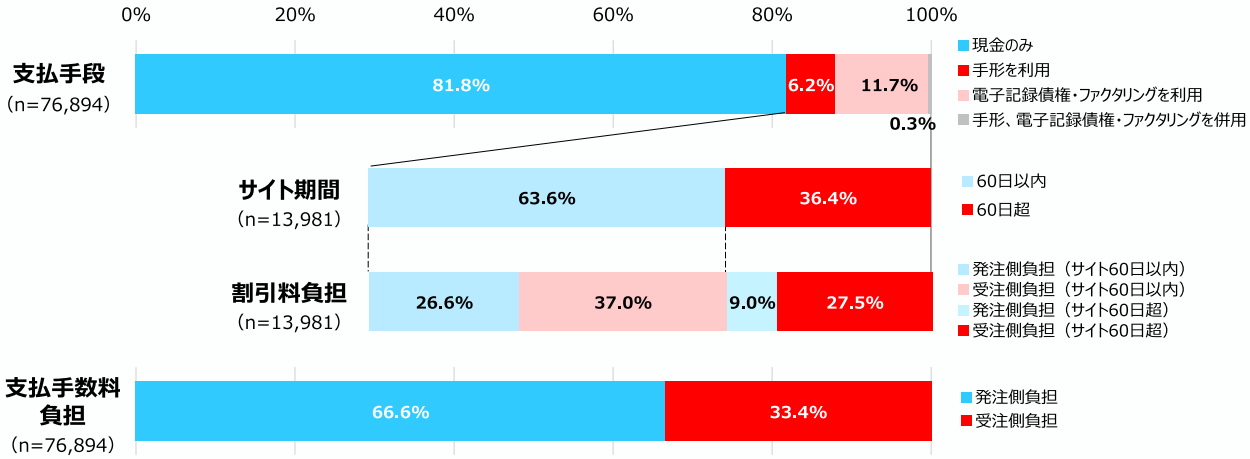

アンケート回答企業からの具体的な声　【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○以前は、支払いがサイト120日の手形決済であったが、現在は翌月全額振込になり、資金繰りが改善した。

▲支払サイトの短縮を依頼したが、その分の金利を要求された。

11

参考資料

12

パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上**、**大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、**「代表権のある者の名前」で宣言**するもの。

（１）サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）

（２）**下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5課題**（①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

- **2025年6月30日現在、全国で71,559社、うち九州で6,246社が宣言（全国比：8.73%）**
  福岡2,380社、佐賀344社、長崎765社、熊本626社、大分650社、宮崎602社、鹿児島879社

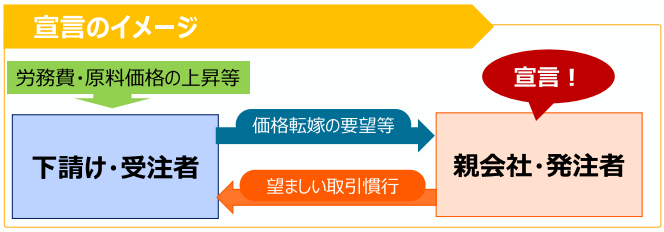

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた**、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

	全国	九州	全国比	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
企業数	3,375,255	348,468	10.32%	131,240	22,405	38,267	46,830	31,999	31,900	45,827
パートナーシップ構築宣言数（12/17時点）	71,559	6,246	8.73%	2,380	344	765	626	650	602	879
パートナーシップ構築宣言の比率（%）	2.12%	1.80%	-	1.81%	1.54%	2.00%	1.34%	2.03%	1.89%	1.92%

資料：総務省・経済産業省「令和３年度経済センサス・活動調査」再編加工、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

13

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- **「パートナーシップ構築宣言」**は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、**「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。**
- 全ての事業者に「パートナーシップ構築宣言」を広げるため、「自治体・経済団体等による**協定締結や共同宣言**」、「宣言企業への自治体**補助金での加点措置**」などの**地域での取組**が**全都道府県まで拡大**。

〈パートナーシップ構築宣言の各地域での拡大の現状（2025年4月時点）〉

・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
かつ
・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置

・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
または
・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置

・セミナー等による宣言の周知活動を実施

パートナーシップ構築宣言

※パートナーシップ構築宣言HP
https://www.biz-partnership.jp/index.html

〈九州各県の主な取組〉

■福岡県
○県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。さらに、参加団体を拡大し、宣言の一層の拡大と取引適正化に向けた共同宣言を採択
○宣言企業に対して補助金の加点措置
○宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

■佐賀県・熊本県・大分県
○県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。
○宣言企業に対して補助金の加点措置

■長崎県
○県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
○宣言企業に対して補助金の加点措置
○宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

■宮崎県
○県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
○宣言企業に対して補助金の上乗せ措置

■鹿児島県
○宣言の登録促進に向けて、説明会での広報、県内企業へアンケート調査を実施
○県・国・県内団体が参加し、円滑な価格転嫁の推進に向けた意見交換会を開催
○宣言企業に対して補助金の加点措置、制度融資の保証料引下げ

14

よろず支援拠点　～ 価格転嫁サポート窓口～

- 中小企業・小規模事業者が抱える**売上拡大等の様々な経営課題に対して、地域の支援機関と連携しながら無料で相談を受けるワンストップ窓口**として、平成26年より各都道府県に１カ所ずつ「よろず支援拠点」を設置。
- 令和5年7月より、全国の**よろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置**し、**価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援**を実施。

（出典）株式会社帝国データバンク資料
（2023/2/9 特別企画：
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート）

・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・**実践的な提案**

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

＜価格転嫁サポート窓口のイメージ＞

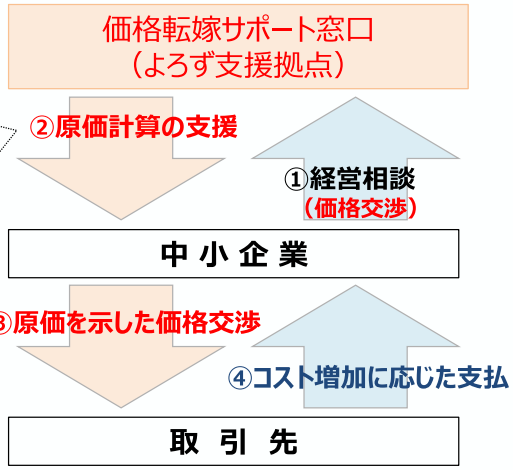

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1．規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】
●対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止
●対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】
●対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】
●従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化
●関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他
●製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
●書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
●遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
●既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2．振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援
●多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加
●①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化
●国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化
●主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3．「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

●用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
●題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日　令和８年１月１日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

物流の2024年問題と物流効率化法の改正

- トラックドライバーの長時間労働是正のため、**2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用**。
- 物流効率化に取り組まなかった場合、労働力不足による**物流需給がさらに逼迫**するおそれがあり、**コロナ前の2019年比で最大14.2%（4.0億トン）の輸送能力不足**が起こると試算されている。**（物流の2024年問題）**
- さらに、**2030年には、34.1%（9.4億トン）の輸送能力不足**が懸念される。

物流革新に向けた政策パッケージ等の策定

２０２３年　３月　「我が国の物流の革新に関する**関係閣僚会議**」を設置
　　６月　関係閣僚会議において「物流革新に向けた**政策パッケージ**」を策定
　　１０月　関係閣僚会議において「物流革新**緊急パッケージ**」を策定
　　（6月の政策パッケージのうち、緊急に取り組むべき事項を具体化）
２０２４年　２月　政府において、**物流法案**の閣議決定、国会提出
　　５月　**改正物流法**　公布（2024年4月26日　法案成立）

改正物流効率化法の施行に向けたスケジュール【想定】

２０２５年度～　**法律・政省令の施行①**（基本方針、努力義務・判断基準　等）※（2025年度中）各事業者による重量の算定
２０２６年度～　**法律・政省令の施行②**
　　（特定事業者の措置［特定事業者の指定、中長期計画の提出・物流統括管理者の選定 等］）
２０２７年度～　**法令に基づく定期報告の提出開始**

17

荷主・物流事業者に対する規制的措置（物流効率化法）

- 荷主･物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち･荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

○**荷主**＊（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
＊元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
○上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

○上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
○さらに、うち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

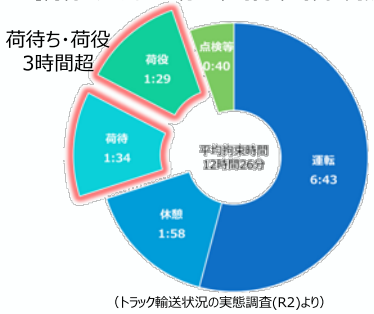

（トラック輸送状況の実態調査(R2)より）

【荷主･物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入　等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善　等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約　等

【荷主等が取り組むべき措置の例】

バラ積み･バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入

パレットの利用による荷役時間の短縮

18

下請法改正法の概要等

新名称：**「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」**

（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）

令 和 ７ 年 ７ 月
公 正 取 引 委 員 会

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、**「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。**

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」**の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、**価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していく**ことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、**下請法改正法案を今国会に提出した。**

（令和７年５月16日　参議院本会議可決成立）

施行期日　　令和８年１月１日

下請法の主な改正事項（一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）
従業員数３００人（役務提供委託等は１００人）の区分を新設

（５）面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

・題名について、以下のとおり改める。
「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

・用語について、以下のとおり改める。
「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

2

下請法の主な改正事項の概要

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第５条第２項第４号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

改正内容

◆ 「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

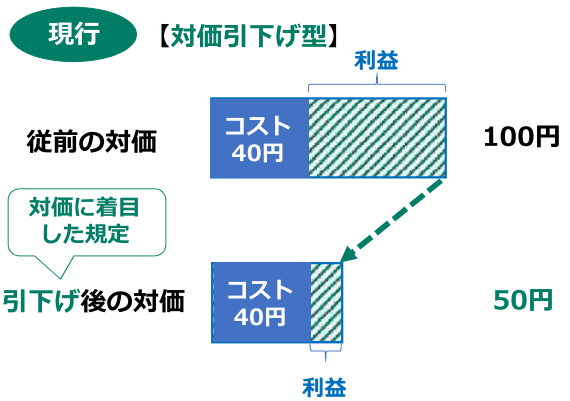

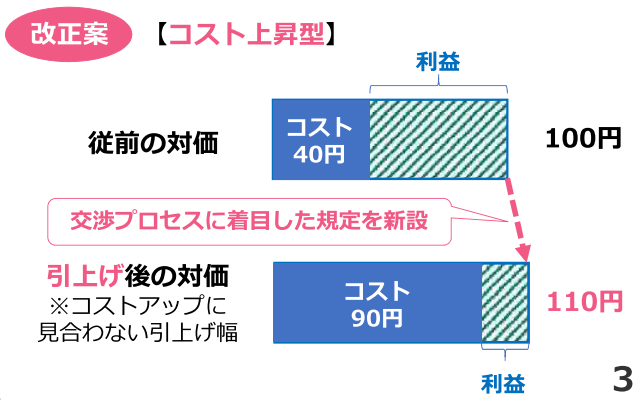

3

下請法の主な改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第５条第１項第２号関係】

改 正 理 由

- **支払手段として手形等を用いる**ことにより、**発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習**が続いている。

改 正 内 容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする**。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、**支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない**こととする。

4

下請法の主な改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第２条第５項、第６項関係】

改 正 理 由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改 正 内 容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

5

下請法の主な改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第２条第８項、第９項関係】

改 正 理 由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない**例がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改 正 内 容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする**。

【適用基準例（製造委託等）】

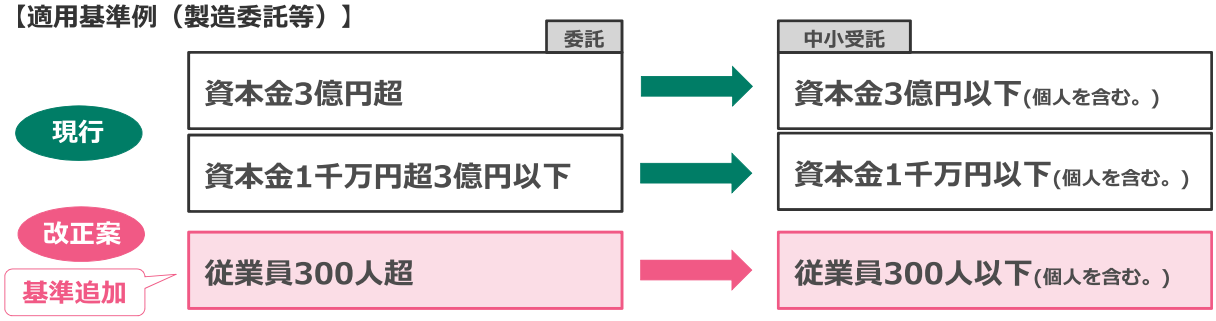

下請法の主な改正事項の概要

⑤ 面的執行の強化【新第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】

改 正 理 由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

改 正 内 容

- **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。

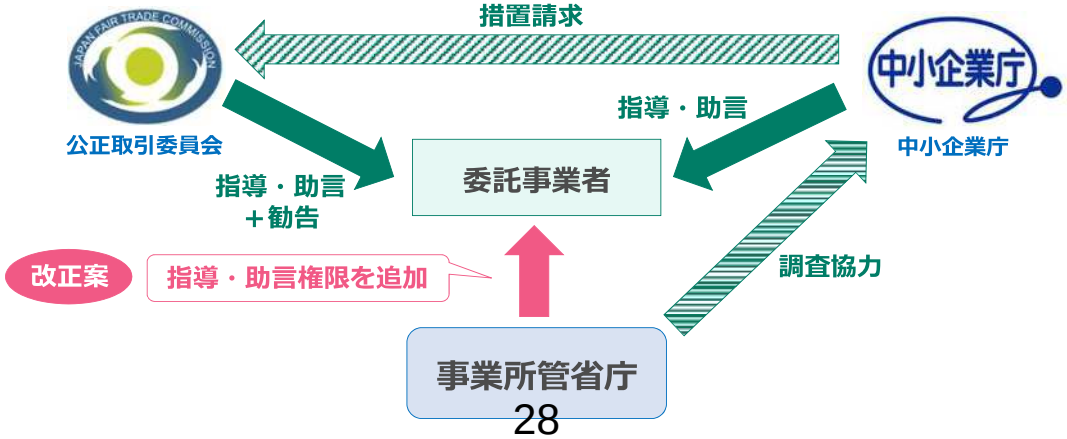

下請法の主な改正事項の概要

⑥「下請」等の用語の見直し【題名、新第２条第８項、第９項関係】

改正理由

- 本法における「下請」という用語は、**発注者と受注者が対等な関係ではないという語感**を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、**発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている**。

改正内容

- 用語について、**「親事業者」を「委託事業者」 、「下請事業者」を「中小受託事業者 」 、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正**する。
- 法律の題名も、**「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正**する
  （略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
（n=3,583）

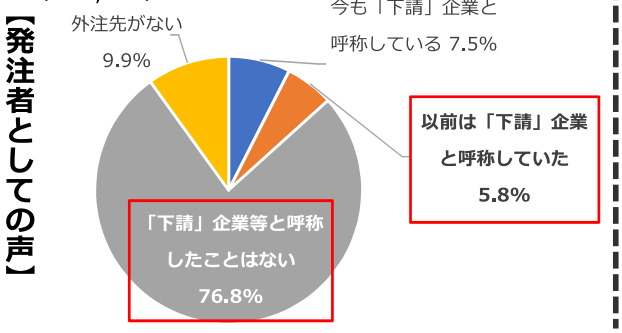

発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
（n=3,583）

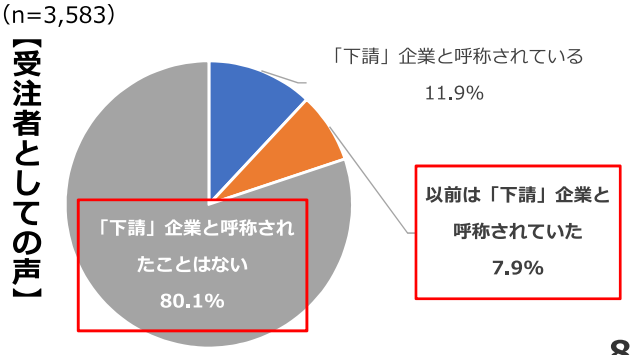

（出所）中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

8

令和６年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果（九州地区）

ポイント

・**道路貨物運送業等**のコストに占める労務費の割合が高い又は労務費上昇分の転嫁が進んでいない**業種の事業者**を対象に調査
・**「労務費転嫁交渉指針」**に沿った行動を採らなかった事業者（**６７９名**）や**「独禁法Ｑ＆Ａ」**に該当する行為が認められた事業者（**４６３名**）に対して注意喚起

注意喚起文書発送数

	全国	うち九州地区
労務費転嫁交渉指針（※１）	９,３８８名	**６７９名**
独禁法Q&A（※２）	６,５１０名	**４６３名**

※１　令和５年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、令和５年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁交渉指針）**を策定・公表

※２　**独禁法Q&A**（公取委HP「よくある質問コーナー」のQ２０）
取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

9

生活保護と最低賃金の比較について（令和6年度　佐賀県）

Ⅰ　前提

○ 若年単身　→　生活保護基準では12～19歳・単身世帯

○ 佐賀県

・第1類・第2類費　→　2級地－1　72,430　円
　3級地－1　70,080　円
　3級地－2　67,740　円

・冬季加算地区　→　Ⅵ区　→　2級地－1　2,630　円
　3級地－1　2,630　円
　3級地－2　2,630　円

・期末一時扶助費　→　2級地－1　12,880　円
　3級地－1　11,610　円
　3級地－2　10,970　円

・県内級地別人口　→　2級地－1　233,301 人　（佐賀市）
　3級地－1　191,569 人　（唐津市、鳥栖市）
　3級地－2　386,572 人　（佐賀市、唐津市、鳥栖市以外の市町）
　計　811,442 人
　（資料：令和2年国勢調査）

Ⅱ　生活保護

（1）生活扶助基準

① 第1類・第2類費

（　72,430 円×　233,301 人＋　70,080 円×　191,569 人＋　67,740 円×　386,572 人 ）
÷　811,442 人　＝　69,640.9　円

② 級地別の冬季加算

2級地－1 ：　2,630 円　×　5　÷　12　＝　1,096 円　（1円未満四捨五入せず）
3級地－1 ：　2,630 円　×　5　÷　12　＝　1,096 円　（同上）
3級地－2 ：　2,630 円　×　5　÷　12　＝　1,096 円　（同上）

（　1,096 円×　233,301 人＋　1,096 円×　191,569 人＋　1,096 円×　386,572 人 ）
÷　811,442 人　＝　1,096.0　円

③ 期末一時扶助費（1ヶ月平均）

級地別の冬季加算（1ヶ月平均）

2級地－1 ：　12,880 円　×　1　÷　12　＝　1,073 円　（1円未満四捨五入せず）
3級地－1 ：　11,610 円　×　1　÷　12　＝　968 円　（同上）
3級地－2 ：　10,970 円　×　1　÷　12　＝　914 円　（同上）

（　1,073 円×　233,301 人＋　968 円×　191,569 人＋　914 円×　386,572 人 ）
÷　811,442 人　＝　972.5　円

生活扶助基準（第1類・第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）
＝　①＋②＋③
＝　71709.3　円

（2）住宅扶助実績値

被保護世帯数　→ 佐賀県 ：　5,432 世帯

住宅扶助実績値　→佐賀県 ： 20,107.7 円

※2023年被保護者調査第3-10表により示される佐賀県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

以上、（1）、（2）より

生活扶助基準 ＋ 住宅扶助実績値　71709.3　+　20107.7　=　**91,817　円**

Ⅲ 最低賃金との比較

時給900円（令和5年佐賀県最低賃金額）で月１７３．８時間（１箇月平均法定労働時間）働いた場合の１ヶ月の収入（手取額）は

900　円　×　173.8 時間　×　0.807　=　**126,231　円**

※0．807は、時間額853円で月１７３．８時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護－最低賃金 = 91,817 － 126,231 ＝ △ 34414 円

であり、この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.807で割って手取り額から額面に換算すると、△34,414÷173.8÷0.807＝*△246円*（1円未満切り上げ）

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

令和７年度　地域別最低賃金額改定後の影響率等

最低賃金額　956 円　　労働者数　125,283 人

時間額（円）	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965
引上額	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
引上率	0.00%	0.10%	0.21%	0.31%	0.42%	0.52%	0.63%	0.73%	0.84%	0.94%
未満労働者（人）	2,442	9,539	9,563	9,713	9,990	17,451	17,493	17,551	17,815	17,882
影響率	1.9%	7.6%	7.6%	7.8%	8.0%	13.9%	14.0%	14.0%	14.2%	14.3%

時間額（円）	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975
引上額	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
引上率	1.05%	1.15%	1.26%	1.36%	1.46%	1.57%	1.67%	1.78%	1.88%	1.99%
未満労働者（人）	18,052	18,290	18,383	18,444	18,478	19,749	19,877	19,952	20,036	20,036
影響率	14.4%	14.6%	14.7%	14.7%	14.7%	15.8%	15.9%	15.9%	16.0%	16.0%

時間額（円）	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985
引上額	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
引上率	2.09%	2.20%	2.30%	2.41%	2.51%	2.62%	2.72%	2.82%	2.93%	3.03%
未満労働者（人）	20,245	20,385	20,431	20,594	20,703	22,265	22,278	22,306	22,404	22,565
影響率	16.2%	16.3%	16.3%	16.4%	16.5%	17.8%	17.8%	17.8%	17.9%	18.0%

時間額（円）	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995
引上額	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
引上率	3.14%	3.24%	3.35%	3.45%	3.56%	3.66%	3.77%	3.87%	3.97%	4.08%
未満労働者（人）	22,655	22,893	23,074	23,272	23,504	24,463	24,700	24,923	24,932	25,144
影響率	18.1%	18.3%	18.4%	18.6%	18.8%	19.5%	19.7%	19.9%	19.9%	20.1%

時間額（円）	996	997	998	999	1,000	1,001	1,002	1,003	1,004	1,005
引上額	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
引上率	4.18%	4.29%	4.39%	4.50%	4.60%	4.71%	4.81%	4.92%	5.02%	5.13%
未満労働者（人）	25,241	25,386	25,397	25,397	25,692	38,052	38,103	38,302	38,385	38,652
影響率	20.1%	20.3%	20.3%	20.3%	20.5%	30.4%	30.4%	30.6%	30.6%	30.9%

時間額（円）	1,006	1,007	1,008	1,009	1,010	1,011	1,012	1,013	1,014	1,015
引上額	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
引上率	5.23%	5.33%	5.44%	5.54%	5.65%	5.75%	5.86%	5.96%	6.07%	6.17%
未満労働者（人）	38,875	39,128	39,154	39,204	39,238	40,356	40,456	40,521	40,737	40,761
影響率	31.0%	31.2%	31.3%	31.3%	31.3%	32.2%	32.3%	32.3%	32.5%	32.5%

資料「令和７年度最低賃金に関する基礎調査」

令和７年度　地域別最低賃金額改定後の影響率等

最低賃金額　956 円　　労働者数　125,283 人

時間額（円）	1,016	1,017	1,018	1,019	1,020	1,021	1,022	1,023	1,024	1,025
引上額	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
引上率	6.28%	6.38%	6.49%	6.59%	6.69%	6.80%	6.90%	7.01%	7.11%	7.22%
未満労働者（人）	40,980	40,986	41,028	41,231	41,231	42,277	42,416	42,751	42,820	42,875
影響率	32.7%	32.7%	32.7%	32.9%	32.9%	33.7%	33.9%	34.1%	34.2%	34.2%

時間額（円）	1,026	1,027	1,028	1,029	1,030	1,031	1,032	1,033	1,034	1,035
引上額	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
引上率	7.32%	7.43%	7.53%	7.64%	7.74%	7.85%	7.95%	8.05%	8.16%	8.26%
未満労働者（人）	43,249	43,578	43,807	43,871	44,047	45,177	45,360	45,439	45,602	45,797
影響率	34.5%	34.8%	35.0%	35.0%	35.2%	36.1%	36.2%	36.3%	36.4%	36.6%

時間額（円）	1,036	1,037	1,038	1,039	1,040	1,041	1,042	1,043	1,044	1,045
引上額	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
引上率	8.37%	8.47%	8.58%	8.68%	8.79%	8.89%	9.00%	9.10%	9.21%	9.31%
未満労働者（人）	45,948	46,064	46,164	46,282	46,384	47,855	47,922	47,988	48,006	48,017
影響率	36.7%	36.8%	36.8%	36.9%	37.0%	38.2%	38.3%	38.3%	38.3%	38.3%

時間額（円）	1,046	1,047	1,048	1,049	1,050	1,051	1,052	1,053	1,054	1,055
引上額	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
引上率	9.41%	9.52%	9.62%	9.73%	9.83%	9.94%	10.04%	10.15%	10.25%	10.36%
未満労働者（人）	48,044	48,080	48,267	48,347	48,371	50,894	51,025	51,233	51,315	51,393
影響率	38.3%	38.4%	38.5%	38.6%	38.6%	40.6%	40.7%	40.9%	41.0%	41.0%

時間額（円）	1,056
引上額	100
引上率	10.46%
未満労働者（人）	51,425
影響率	41.0%

資料「令和７年度最低賃金に関する基礎調査」

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

07年　　総括表（１）　　産業：全て（特賃以外）　就業形態：（全て）　　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	佐賀署管内	上賀署管内以外			１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	125,283	63,997	55,237	6,049	74,427	50,856			2,378	3,925	75,417	12,313	11,258	19,992
円 - 945	2,300 (1.8)	1,684 (2.6)	570 (1.0)	47 (0.8)	1,138 (1.5)	1,162 (2.3)			11 (0.5)		1,284 (1.7)	170 (1.4)	182 (1.6)	653 (3.3)
946 - 946	2,313 (1.8)	1,697 (2.7)	570 (1.0)	47 (0.8)	1,151 (1.5)	1,162 (2.3)			11 (0.5)		1,297 (1.7)	170 (1.4)	182 (1.6)	653 (3.3)
947 - 947	2,364 (1.9)	1,741 (2.7)	570 (1.0)	53 (0.9)	1,202 (1.6)	1,162 (2.3)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	227 (2.0)	653 (3.3)
948 - 948	2,364 (1.9)	1,741 (2.7)	570 (1.0)	53 (0.9)	1,202 (1.6)	1,162 (2.3)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	227 (2.0)	653 (3.3)
949 - 949	2,364 (1.9)	1,741 (2.7)	570 (1.0)	53 (0.9)	1,202 (1.6)	1,162 (2.3)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	227 (2.0)	653 (3.3)
950 - 950	2,388 (1.9)	1,766 (2.8)	570 (1.0)	53 (0.9)	1,202 (1.6)	1,187 (2.3)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	252 (2.2)	653 (3.3)
951 - 951	2,401 (1.9)	1,766 (2.8)	582 (1.1)	53 (0.9)	1,214 (1.6)	1,187 (2.3)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	264 (2.3)	653 (3.3)
952 - 952	2,418 (1.9)	1,783 (2.8)	582 (1.1)	53 (0.9)	1,214 (1.6)	1,204 (2.4)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	264 (2.3)	670 (3.4)
953 - 953	2,418 (1.9)	1,783 (2.8)	582 (1.1)	53 (0.9)	1,214 (1.6)	1,204 (2.4)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	170 (1.4)	264 (2.3)	670 (3.4)
954 - 954	2,442 (1.9)	1,783 (2.8)	606 (1.1)	53 (0.9)	1,214 (1.6)	1,228 (2.4)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	194 (1.6)	264 (2.3)	670 (3.4)
955 - 955	2,442 (1.9)	1,783 (2.8)	606 (1.1)	53 (0.9)	1,214 (1.6)	1,228 (2.4)			11 (0.5)		1,303 (1.7)	194 (1.6)	264 (2.3)	670 (3.4)
956 - 956	9,539 (7.6)	4,144 (6.5)	5,016 (9.1)	379 (6.3)	4,190 (5.6)	5,349 (10.5)			481 (20.2)	388 (9.9)	4,035 (5.3)	824 (6.7)	1,027 (9.1)	2,785 (13.9)
957 - 957	9,563 (7.6)	4,169 (6.5)	5,016 (9.1)	379 (6.3)	4,190 (5.6)	5,373 (10.6)			481 (20.2)	388 (9.9)	4,059 (5.4)	824 (6.7)	1,027 (9.1)	2,785 (13.9)
958 - 958	9,713 (7.8)	4,244 (6.6)	5,090 (9.2)	379 (6.3)	4,340 (5.8)	5,373 (10.6)			481 (20.2)	388 (9.9)	4,196 (5.6)	837 (6.8)	1,027 (9.1)	2,785 (13.9)
959 - 959	9,990 (8.0)	4,244 (6.6)	5,367 (9.7)	379 (6.3)	4,601 (6.2)	5,389 (10.6)			593 (24.9)	425 (10.8)	4,324 (5.7)	837 (6.8)	1,027 (9.1)	2,785 (13.9)
960 - 960	17,451 (13.9)	7,862 (12.3)	9,111 (16.5)	478 (7.9)	8,817 (11.8)	8,634 (17.0)			898 (37.8)	636 (16.2)	7,990 (10.6)	1,450 (11.8)	1,607 (14.3)	4,870 (24.4)
961 - 961	17,493 (14.0)	7,862 (12.3)	9,123 (16.5)	508 (8.4)	8,859 (11.9)	8,634 (17.0)			898 (37.8)	636 (16.2)	8,020 (10.6)	1,463 (11.9)	1,607 (14.3)	4,870 (24.4)
962 - 962	17,551 (14.0)	7,871 (12.3)	9,172 (16.6)	508 (8.4)	8,859 (11.9)	8,691 (17.1)			898 (37.8)	636 (16.2)	8,053 (10.7)	1,463 (11.9)	1,631 (14.5)	4,870 (24.4)
963 - 963	17,815 (14.2)	7,891 (12.3)	9,416 (17.0)	508 (8.4)	8,859 (11.9)	8,956 (17.6)			898 (37.8)	636 (16.2)	8,053 (10.7)	1,703 (13.8)	1,631 (14.5)	4,894 (24.5)
964 - 964	17,882 (14.3)	7,959 (12.4)	9,416 (17.0)	508 (8.4)	8,890 (11.9)	8,993 (17.7)			898 (37.8)	636 (16.2)	8,120 (10.8)	1,703 (13.8)	1,631 (14.5)	4,894 (24.5)
965 - 965	18,052 (14.4)	8,084 (12.6)	9,460 (17.1)	508 (8.4)	8,890 (11.9)	9,162 (18.0)			898 (37.8)	636 (16.2)	8,171 (10.8)	1,703 (13.8)	1,642 (14.6)	5,001 (25.0)
966 - 966	18,290 (14.6)	8,289 (13.0)	9,493 (17.2)	508 (8.4)	8,930 (12.0)	9,360 (18.4)			898 (37.8)	667 (17.0)	8,354 (11.1)	1,703 (13.8)	1,666 (14.8)	5,001 (25.0)
967 - 967	18,383 (14.7)	8,339 (13.0)	9,530 (17.3)	514 (8.5)	8,973 (12.1)	9,410 (18.5)			898 (37.8)	667 (17.0)	8,360 (11.1)	1,719 (14.0)	1,666 (14.8)	5,072 (25.4)
968 - 968	18,444 (14.7)	8,339 (13.0)	9,592 (17.4)	514 (8.5)	9,010 (12.1)	9,434 (18.6)			898 (37.8)	667 (17.0)	8,360 (11.1)	1,757 (14.3)	1,691 (15.0)	5,072 (25.4)
969 - 969	18,478 (14.7)	8,372 (13.1)	9,592 (17.4)	514 (8.5)	9,010 (12.1)	9,468 (18.6)			898 (37.8)	667 (17.0)	8,377 (11.1)	1,757 (14.3)	1,691 (15.0)	5,088 (25.5)
970 - 970	19,749 (15.8)	9,116 (14.2)	9,975 (18.1)	658 (10.9)	10,032 (13.5)	9,717 (19.1)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,033 (12.0)	1,872 (15.2)	1,859 (16.5)	5,368 (26.9)

971 -	971	19,877 (15.9)	9,219 (14.4)	9,999 (18.1)	658 (10.9)	10,135 (13.6)	9,742 (19.2)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,064 (12.0)	1,872 (15.2)	1,895 (16.8)	5,429 (27.2)
972 -	972	19,952 (15.9)	9,268 (14.5)	10,009 (18.1)	676 (11.2)	10,211 (13.7)	9,742 (19.2)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,130 (12.1)	1,882 (15.3)	1,895 (16.8)	5,429 (27.2)
973 -	973	20,036 (16.0)	9,268 (14.5)	10,093 (18.3)	676 (11.2)	10,295 (13.8)	9,742 (19.2)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,141 (12.1)	1,893 (15.4)	1,895 (16.8)	5,491 (27.5)
974 -	974	20,036 (16.0)	9,268 (14.5)	10,093 (18.3)	676 (11.2)	10,295 (13.8)	9,742 (19.2)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,141 (12.1)	1,893 (15.4)	1,895 (16.8)	5,491 (27.5)
975	975	20,245 (16.2)	9,449 (14.8)	10,115 (18.3)	682 (11.3)	10,481 (14.1)	9,764 (19.2)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,277 (12.3)	1,904 (15.5)	1,906 (16.9)	5,541 (27.7)
976	976	20,385 (16.3)	9,580 (15.0)	10,124 (18.3)	682 (11.3)	10,591 (14.2)	9,795 (19.3)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,334 (12.4)	1,916 (15.6)	1,916 (17.0)	5,602 (28.0)
977	977	20,431 (16.3)	9,610 (15.0)	10,139 (18.4)	682 (11.3)	10,621 (14.3)	9,810 (19.3)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,365 (12.4)	1,916 (15.6)	1,931 (17.1)	5,602 (28.0)
978	978	20,594 (16.4)	9,725 (15.2)	10,187 (18.4)	682 (11.3)	10,658 (14.3)	9,936 (19.5)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,454 (12.5)	1,927 (15.7)	1,931 (17.1)	5,666 (28.3)
979	979	20,703 (16.5)	9,776 (15.3)	10,245 (18.5)	682 (11.3)	10,668 (14.3)	10,035 (19.7)			898 (37.8)	718 (18.3)	9,529 (12.6)	1,927 (15.7)	1,955 (17.4)	5,675 (28.4)
980	980	22,265 (17.8)	10,368 (16.2)	10,954 (19.8)	942 (15.6)	11,495 (15.4)	10,770 (21.2)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,276 (13.6)	2,134 (17.3)	2,155 (19.1)	5,882 (29.4)
981	981	22,278 (17.8)	10,381 (16.2)	10,954 (19.8)	942 (15.6)	11,508 (15.5)	10,770 (21.2)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,289 (13.6)	2,134 (17.3)	2,155 (19.1)	5,882 (29.4)
982	982	22,306 (17.8)	10,381 (16.2)	10,982 (19.9)	942 (15.6)	11,536 (15.5)	10,770 (21.2)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,299 (13.7)	2,134 (17.3)	2,155 (19.1)	5,901 (29.5)
983	983	22,404 (17.9)	10,412 (16.3)	11,050 (20.0)	942 (15.6)	11,617 (15.6)	10,787 (21.2)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,346 (13.7)	2,134 (17.3)	2,155 (19.1)	5,952 (29.8)
984	984	22,565 (18.0)	10,473 (16.4)	11,150 (20.2)	942 (15.6)	11,730 (15.8)	10,836 (21.3)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,428 (13.8)	2,134 (17.3)	2,155 (19.1)	6,031 (30.2)
985	985	22,655 (18.1)	10,473 (16.4)	11,239 (20.3)	942 (15.6)	11,757 (15.8)	10,898 (21.4)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,437 (13.8)	2,192 (17.8)	2,178 (19.4)	6,031 (30.2)
986	986	22,893 (18.3)	10,648 (16.6)	11,239 (20.3)	1,006 (16.6)	11,946 (16.1)	10,947 (21.5)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,632 (14.1)	2,210 (18.0)	2,184 (19.4)	6,050 (30.3)
987	987	23,074 (18.4)	10,678 (16.7)	11,363 (20.6)	1,033 (17.1)	11,977 (16.1)	11,097 (21.8)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,782 (14.3)	2,241 (18.2)	2,184 (19.4)	6,050 (30.3)
988	988	23,272 (18.6)	10,739 (16.8)	11,500 (20.8)	1,033 (17.1)	12,058 (16.2)	11,214 (22.1)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	10,899 (14.5)	2,241 (18.2)	2,184 (19.4)	6,131 (30.7)
989	989	23,504 (18.8)	10,795 (16.9)	11,676 (21.1)	1,033 (17.1)	12,165 (16.3)	11,339 (22.3)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	11,061 (14.7)	2,311 (18.8)	2,184 (19.4)	6,131 (30.7)
990	990	24,463 (19.5)	11,484 (17.9)	11,900 (21.5)	1,079 (17.8)	12,900 (17.3)	11,563 (22.7)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	11,727 (15.5)	2,374 (19.3)	2,360 (21.0)	6,186 (30.9)
991	991	24,700 (19.7)	11,607 (18.1)	12,002 (21.7)	1,091 (18.0)	13,137 (17.7)	11,563 (22.7)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	11,862 (15.7)	2,374 (19.3)	2,411 (21.4)	6,237 (31.2)
992	992	24,923 (19.9)	11,830 (18.5)	12,002 (21.7)	1,091 (18.0)	13,288 (17.9)	11,636 (22.9)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	11,875 (15.7)	2,431 (19.7)	2,447 (21.7)	6,354 (31.8)
993	993	24,932 (19.9)	11,839 (18.5)	12,002 (21.7)	1,091 (18.0)	13,288 (17.9)	11,645 (22.9)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	11,875 (15.7)	2,431 (19.7)	2,456 (21.8)	6,354 (31.8)
994	994	25,144 (20.1)	11,915 (18.6)	12,126 (22.0)	1,103 (18.2)	13,379 (18.0)	11,765 (23.1)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	11,988 (15.9)	2,492 (20.2)	2,493 (22.1)	6,354 (31.8)
995	995	25,241 (20.1)	11,960 (18.7)	12,179 (22.0)	1,103 (18.2)	13,461 (18.1)	11,780 (23.2)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	12,070 (16.0)	2,492 (20.2)	2,493 (22.1)	6,369 (31.9)
996	996	25,386 (20.3)	12,105 (18.9)	12,179 (22.0)	1,103 (18.2)	13,474 (18.1)	11,913 (23.4)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	12,186 (16.2)	2,508 (20.4)	2,506 (22.3)	6,369 (31.9)
997	997	25,397 (20.3)	12,105 (18.9)	12,179 (22.0)	1,113 (18.4)	13,474 (18.1)	11,923 (23.4)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	12,196 (16.2)	2,508 (20.4)	2,506 (22.3)	6,369 (31.9)
998	998	25,397 (20.3)	12,105 (18.9)	12,179 (22.0)	1,113 (18.4)	13,474 (18.1)	11,923 (23.4)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	12,196 (16.2)	2,508 (20.4)	2,506 (22.3)	6,369 (31.9)
999	999	25,692 (20.5)	12,401 (19.4)	12,179 (22.0)	1,113 (18.4)	13,753 (18.5)	11,940 (23.5)			1,099 (46.2)	718 (18.3)	12,492 (16.6)	2,508 (20.4)	2,506 (22.3)	6,369 (31.9)

		38,052	19,060	17,287	1,705	21,279	16,773			1,587	1,067	18,791	3,807	3,636	9,165
1000	1000	(30.4)	(29.8)	(31.3)	(28.2)	(28.6)	(33.0)			(66.8)	(27.2)	(24.9)	(30.9)	(32.3)	(45.8)
		38,103	19,060	17,338	1,705	21,330	16,773			1,587	1,067	18,791	3,807	3,636	9,216
1001	1001	(30.4)	(29.8)	(31.4)	(28.2)	(28.7)	(33.0)			(66.8)	(27.2)	(24.9)	(30.9)	(32.3)	(46.1)
		38,302	19,159	17,438	1,705	21,406	16,896			1,587	1,067	18,909	3,812	3,660	9,267
1002	1002	(30.6)	(29.9)	(31.6)	(28.2)	(28.8)	(33.2)			(66.8)	(27.2)	(25.1)	(31.0)	(32.5)	(46.4)
		38,385	19,242	17,438	1,705	21,406	16,979			1,587	1,067	18,961	3,812	3,660	9,298
1003	1003	(30.6)	(30.1)	(31.6)	(28.2)	(28.8)	(33.4)			(66.8)	(27.2)	(25.1)	(31.0)	(32.5)	(46.5)
		38,652	19,433	17,514	1,705	21,496	17,156			1,587	1,067	19,074	3,854	3,673	9,397
1004	1004	(30.9)	(30.4)	(31.7)	(28.2)	(28.9)	(33.7)			(66.8)	(27.2)	(25.3)	(31.3)	(32.6)	(47.0)
		38,875	19,433	17,737	1,705	21,584	17,291			1,587	1,067	19,272	3,854	3,697	9,397
1005	1005	(31.0)	(30.4)	(32.1)	(28.2)	(29.0)	(34.0)			(66.8)	(27.2)	(25.6)	(31.3)	(32.8)	(47.0)
		39,128	19,620	17,803	1,705	21,700	17,428			1,587	1,067	19,371	3,890	3,710	9,502
1006	1006	(31.2)	(30.7)	(32.2)	(28.2)	(29.2)	(34.3)			(66.8)	(27.2)	(25.7)	(31.6)	(33.0)	(47.5)
		39,154	19,620	17,829	1,705	21,711	17,443			1,587	1,067	19,371	3,901	3,725	9,502
1007	1007	(31.3)	(30.7)	(32.3)	(28.2)	(29.2)	(34.3)			(66.8)	(27.2)	(25.7)	(31.7)	(33.1)	(47.5)
		39,204	19,645	17,853	1,705	21,737	17,467			1,587	1,067	19,397	3,926	3,725	9,502
1008	1008	(31.3)	(30.7)	(32.3)	(28.2)	(29.2)	(34.3)			(66.8)	(27.2)	(25.7)	(31.9)	(33.1)	(47.5)
		39,238	19,670	17,853	1,715	21,737	17,502			1,587	1,067	19,422	3,926	3,735	9,502
1009	1009	(31.3)	(30.7)	(32.3)	(28.4)	(29.2)	(34.4)			(66.8)	(27.2)	(25.8)	(31.9)	(33.2)	(47.5)
		40,356	20,031	18,423	1,902	22,544	17,811			1,587	1,268	20,035	4,064	3,764	9,637
1010	1010	(32.2)	(31.3)	(33.4)	(31.4)	(30.3)	(35.0)			(66.8)	(32.3)	(26.6)	(33.0)	(33.4)	(48.2)
		40,456	20,107	18,447	1,902	22,589	17,866			1,587	1,268	20,066	4,064	3,809	9,661
1011	1011	(32.3)	(31.4)	(33.4)	(31.4)	(30.4)	(35.1)			(66.8)	(32.3)	(26.6)	(33.0)	(33.8)	(48.3)
		40,521	20,113	18,506	1,902	22,595	17,925			1,587	1,268	20,080	4,064	3,839	9,682
1012	1012	(32.3)	(31.4)	(33.5)	(31.4)	(30.4)	(35.2)			(66.8)	(32.3)	(26.6)	(33.0)	(34.1)	(48.4)
		40,737	20,113	18,722	1,902	22,796	17,940			1,587	1,368	20,180	4,064	3,854	9,682
1013	1013	(32.5)	(31.4)	(33.9)	(31.4)	(30.6)	(35.3)			(66.8)	(34.9)	(26.8)	(33.0)	(34.2)	(48.4)
		40,761	20,137	18,722	1,902	22,796	17,965			1,587	1,368	20,180	4,064	3,854	9,707
1014	1014	(32.5)	(31.5)	(33.9)	(31.4)	(30.6)	(35.3)			(66.8)	(34.9)	(26.8)	(33.0)	(34.2)	(48.6)
		40,980	20,356	18,722	1,902	22,947	18,033			1,587	1,368	20,281	4,114	3,854	9,775
1015	1015	(32.7)	(31.8)	(33.9)	(31.4)	(30.8)	(35.5)			(66.8)	(34.9)	(26.9)	(33.4)	(34.2)	(48.9)
		40,986	20,356	18,722	1,908	22,953	18,033			1,587	1,368	20,287	4,114	3,854	9,775
1016	1016	(32.7)	(31.8)	(33.9)	(31.5)	(30.8)	(35.5)			(66.8)	(34.9)	(26.9)	(33.4)	(34.2)	(48.9)
		41,028	20,369	18,746	1,913	22,966	18,063			1,587	1,368	20,300	4,120	3,879	9,775
1017	1017	(32.7)	(31.8)	(33.9)	(31.6)	(30.9)	(35.5)			(66.8)	(34.9)	(26.9)	(33.5)	(34.5)	(48.9)
		41,231	20,369	18,921	1,940	23,119	18,112			1,587	1,368	20,349	4,120	3,879	9,928
1018	1018	(32.9)	(31.8)	(34.3)	(32.1)	(31.1)	(35.6)			(66.8)	(34.9)	(27.0)	(33.5)	(34.5)	(49.7)
		41,231	20,369	18,921	1,940	23,119	18,112			1,587	1,368	20,349	4,120	3,879	9,928
1019	1019	(32.9)	(31.8)	(34.3)	(32.1)	(31.1)	(35.6)			(66.8)	(34.9)	(27.0)	(33.5)	(34.5)	(49.7)
		42,277	20,688	19,574	2,015	23,932	18,345			1,775	1,529	20,663	4,165	3,993	10,152
1020	1020	(33.7)	(32.3)	(35.4)	(33.3)	(32.2)	(36.1)			(74.7)	(39.0)	(27.4)	(33.8)	(35.5)	(50.8)
		42,416	20,704	19,697	2,015	24,043	18,373			1,775	1,529	20,749	4,202	3,993	10,168
1021	1021	(33.9)	(32.4)	(35.7)	(33.3)	(32.3)	(36.1)			(74.7)	(39.0)	(27.5)	(34.1)	(35.5)	(50.9)
		42,751	20,927	19,810	2,015	24,317	18,434			1,775	1,529	20,982	4,216	4,029	10,219
1022	1022	(34.1)	(32.7)	(35.9)	(33.3)	(32.7)	(36.2)			(74.7)	(39.0)	(27.8)	(34.2)	(35.8)	(51.1)
		42,820	20,971	19,834	2,015	24,362	18,458			1,775	1,529	20,982	4,216	4,074	10,243
1023	1023	(34.2)	(32.8)	(35.9)	(33.3)	(32.7)	(36.3)			(74.7)	(39.0)	(27.8)	(34.2)	(36.2)	(51.2)
		42,875	21,014	19,834	2,027	24,417	18,458			1,775	1,529	21,024	4,216	4,087	10,243
1024	1024	(34.2)	(32.8)	(35.9)	(33.5)	(32.8)	(36.3)			(74.7)	(39.0)	(27.9)	(34.2)	(36.3)	(51.2)
		43,249	21,032	20,191	2,027	24,738	18,511			1,802	1,663	21,193	4,216	4,087	10,288
1025	1025	(34.5)	(32.9)	(36.6)	(33.5)	(33.2)	(36.4)			(75.8)	(42.4)	(28.1)	(34.2)	(36.3)	(51.5)
		43,578	21,068	20,483	2,027	25,030	18,547			1,802	1,663	21,213	4,304	4,087	10,509
1026	1026	(34.8)	(32.9)	(37.1)	(33.5)	(33.6)	(36.5)			(75.8)	(42.4)	(28.1)	(35.0)	(36.3)	(52.6)
		43,807	21,093	20,682	2,033	25,212	18,595			1,802	1,663	21,213	4,310	4,259	10,560
1027	1027	(35.0)	(33.0)	(37.4)	(33.6)	(33.9)	(36.6)			(75.8)	(42.4)	(28.1)	(35.0)	(37.8)	(52.8)
		43,871	21,132	20,706	2,033	25,232	18,639			1,802	1,663	21,232	4,310	4,279	10,584
1028	1028	(35.0)	(33.0)	(37.5)	(33.6)	(33.9)	(36.7)			(75.8)	(42.4)	(28.2)	(35.0)	(38.0)	(52.9)

1029	1029	44,047 (35.2)	21,215 (33.1)	20,794 (37.6)	2,038 (33.7)	25,408 (34.1)	18,639 (36.7)			1,802 (75.8)	1,663 (42.4)	21,326 (28.3)	4,310 (35.0)	4,279 (38.0)	10,666 (53.4)
1030	1030	45,177 (36.1)	22,010 (34.4)	21,077 (38.2)	2,090 (34.5)	26,232 (35.2)	18,945 (37.3)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,085 (29.3)	4,327 (35.1)	4,325 (38.4)	10,800 (54.0)
1031	1031	45,360 (36.2)	22,170 (34.6)	21,100 (38.2)	2,090 (34.5)	26,282 (35.3)	19,077 (37.5)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,201 (29.4)	4,327 (35.1)	4,325 (38.4)	10,867 (54.4)
1032	1032	45,439 (36.3)	22,235 (34.7)	21,114 (38.2)	2,090 (34.5)	26,345 (35.4)	19,094 (37.5)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,226 (29.5)	4,351 (35.3)	4,339 (38.5)	10,884 (54.4)
1033	1033	45,602 (36.4)	22,297 (34.8)	21,214 (38.4)	2,090 (34.5)	26,508 (35.6)	19,094 (37.5)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,288 (29.6)	4,351 (35.3)	4,339 (38.5)	10,984 (54.9)
1034	1034	45,797 (36.6)	22,369 (35.0)	21,338 (38.6)	2,090 (34.5)	26,508 (35.6)	19,289 (37.9)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,419 (29.7)	4,399 (35.7)	4,339 (38.5)	11,001 (55.0)
1035	1035	45,948 (36.7)	22,520 (35.2)	21,338 (38.6)	2,090 (34.5)	26,628 (35.8)	19,320 (38.0)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,570 (29.9)	4,399 (35.7)	4,339 (38.5)	11,001 (55.0)
1036	1036	46,064 (36.8)	22,636 (35.4)	21,338 (38.6)	2,090 (34.5)	26,677 (35.8)	19,387 (38.1)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,669 (30.1)	4,399 (35.7)	4,339 (38.5)	11,017 (55.1)
1037	1037	46,164 (36.8)	22,636 (35.4)	21,438 (38.8)	2,090 (34.5)	26,777 (36.0)	19,387 (38.1)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,770 (30.2)	4,399 (35.7)	4,339 (38.5)	11,017 (55.1)
1038	1038	46,282 (36.9)	22,649 (35.4)	21,524 (39.0)	2,109 (34.9)	26,839 (36.1)	19,442 (38.2)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,850 (30.3)	4,412 (35.8)	4,339 (38.5)	11,042 (55.2)
1039	1039	46,384 (37.0)	22,649 (35.4)	21,626 (39.2)	2,109 (34.9)	26,941 (36.2)	19,442 (38.2)			1,864 (78.4)	1,776 (45.3)	22,901 (30.4)	4,412 (35.8)	4,390 (39.0)	11,042 (55.2)
1040	1040	47,855 (38.2)	23,849 (37.3)	21,800 (39.5)	2,206 (36.5)	28,176 (37.9)	19,679 (38.7)			2,090 (87.9)	2,142 (54.6)	23,647 (31.4)	4,500 (36.5)	4,419 (39.2)	11,058 (55.3)
1041	1041	47,922 (38.3)	23,854 (37.3)	21,848 (39.6)	2,220 (36.7)	28,185 (37.9)	19,737 (38.8)			2,090 (87.9)	2,152 (54.8)	23,675 (31.4)	4,500 (36.5)	4,419 (39.2)	11,087 (55.5)
1042	1042	47,988 (38.3)	23,881 (37.3)	21,887 (39.6)	2,220 (36.7)	28,212 (37.9)	19,776 (38.9)			2,090 (87.9)	2,152 (54.8)	23,741 (31.5)	4,500 (36.5)	4,419 (39.2)	11,087 (55.5)
1043	1043	48,006 (38.3)	23,881 (37.3)	21,905 (39.7)	2,220 (36.7)	28,230 (37.9)	19,776 (38.9)			2,090 (87.9)	2,152 (54.8)	23,750 (31.5)	4,500 (36.5)	4,428 (39.3)	11,087 (55.5)
1044	1044	48,017 (38.3)	23,881 (37.3)	21,905 (39.7)	2,230 (36.9)	28,230 (37.9)	19,787 (38.9)			2,090 (87.9)	2,152 (54.8)	23,761 (31.5)	4,500 (36.5)	4,428 (39.3)	11,087 (55.5)
1045	1045	48,044 (38.3)	23,881 (37.3)	21,932 (39.7)	2,230 (36.9)	28,257 (38.0)	19,787 (38.9)			2,116 (89.0)	2,152 (54.8)	23,761 (31.5)	4,500 (36.5)	4,428 (39.3)	11,087 (55.5)
1046	1046	48,080 (38.4)	23,912 (37.4)	21,932 (39.7)	2,236 (37.0)	28,263 (38.0)	19,818 (39.0)			2,116 (89.0)	2,152 (54.8)	23,798 (31.6)	4,500 (36.5)	4,428 (39.3)	11,087 (55.5)
1047	1047	48,267 (38.5)	23,937 (37.4)	22,075 (40.0)	2,256 (37.3)	28,263 (38.0)	20,004 (39.3)			2,116 (89.0)	2,161 (55.1)	23,859 (31.6)	4,530 (36.8)	4,428 (39.3)	11,173 (55.9)
1048	1048	48,347 (38.6)	23,961 (37.4)	22,123 (40.1)	2,262 (37.4)	28,294 (38.0)	20,053 (39.4)			2,116 (89.0)	2,161 (55.1)	23,889 (31.7)	4,530 (36.8)	4,428 (39.3)	11,222 (56.1)
1049	1049	48,371 (38.6)	23,961 (37.4)	22,147 (40.1)	2,262 (37.4)	28,294 (38.0)	20,077 (39.5)			2,116 (89.0)	2,161 (55.1)	23,914 (31.7)	4,530 (36.8)	4,428 (39.3)	11,222 (56.1)
1050	1050	50,894 (40.6)	25,378 (39.7)	23,204 (42.0)	2,313 (38.2)	29,865 (40.1)	21,030 (41.4)			2,116 (89.0)	2,385 (60.8)	25,042 (33.2)	4,682 (38.0)	4,702 (41.8)	11,968 (59.9)
1051	1051	51,025 (40.7)	25,414 (39.7)	23,292 (42.2)	2,319 (38.3)	29,971 (40.3)	21,054 (41.4)			2,116 (89.0)	2,385 (60.8)	25,167 (33.4)	4,682 (38.0)	4,702 (41.8)	11,973 (59.9)
1052	1052	51,233 (40.9)	25,497 (39.8)	23,418 (42.4)	2,319 (38.3)	30,099 (40.4)	21,135 (41.6)			2,116 (89.0)	2,410 (61.4)	25,323 (33.6)	4,682 (38.0)	4,702 (41.8)	12,000 (60.0)
1053	1053	51,315 (41.0)	25,552 (39.9)	23,444 (42.4)	2,319 (38.3)	30,125 (40.5)	21,190 (41.7)			2,116 (89.0)	2,410 (61.4)	25,374 (33.6)	4,682 (38.0)	4,702 (41.8)	12,031 (60.2)
1054	1054	51,393 (41.0)	25,583 (40.0)	23,479 (42.5)	2,331 (38.5)	30,197 (40.6)	21,197 (41.7)			2,116 (89.0)	2,410 (61.4)	25,417 (33.7)	4,709 (38.2)	4,702 (41.8)	12,039 (60.2)
1055	1055	51,425 (41.0)	25,583 (40.0)	23,510 (42.6)	2,331 (38.5)	30,205 (40.6)	21,220 (41.7)			2,116 (89.0)	2,410 (61.4)	25,449 (33.7)	4,709 (38.2)	4,702 (41.8)	12,039 (60.2)
1056	1056	51,664 (41.2)	25,696 (40.2)	23,637 (42.8)	2,331 (38.5)	30,314 (40.7)	21,350 (42.0)			2,116 (89.0)	2,410 (61.4)	25,558 (33.9)	4,709 (38.2)	4,757 (42.3)	12,115 (60.6)
1057	1059	51,718 (41.3)	25,696 (40.2)	23,680 (42.9)	2,342 (38.7)	30,325 (40.7)	21,393 (42.1)			2,116 (89.0)	2,410 (61.4)	25,604 (33.9)	4,709 (38.2)	4,757 (42.3)	12,122 (60.6)
1060	1069	53,148 (42.4)	26,400 (41.3)	24,361 (44.1)	2,388 (39.5)	31,241 (42.0)	21,907 (43.1)			2,116 (89.0)	2,510 (64.0)	26,530 (35.2)	4,783 (38.8)	4,979 (44.2)	12,230 (61.2)

		54,692	27,012	25,275	2,405	32,240	22,452			2,116	2,598	27,563	4,884	5,079	12,451
1070	1079	(43.7)	(42.2)	(45.8)	(39.7)	(43.3)	(44.1)			(89.0)	(66.2)	(36.5)	(39.7)	(45.1)	(62.3)
		56,092	27,902	25,729	2,460	33,208	22,884			2,116	2,625	28,380	4,987	5,174	12,809
1080	1089	(44.8)	(43.6)	(46.6)	(40.7)	(44.6)	(45.0)			(89.0)	(66.9)	(37.6)	(40.5)	(46.0)	(64.1)
		56,984	28,286	26,171	2,527	33,599	23,386			2,143	2,639	29,015	5,057	5,190	12,940
1090	1099	(45.5)	(44.2)	(47.4)	(41.8)	(45.1)	(46.0)			(90.1)	(67.2)	(38.5)	(41.1)	(46.1)	(64.7)
		62,545	31,958	27,965	2,623	37,143	25,402			2,324	3,583	31,911	5,692	5,339	13,696
1100	1109	(49.9)	(49.9)	(50.6)	(43.4)	(49.9)	(49.9)			(97.7)	(91.3)	(42.3)	(46.2)	(47.4)	(68.5)
		63,742	32,342	28,742	2,658	38,056	25,686			2,324	3,597	32,579	5,729	5,461	14,051
1110	1119	(50.9)	(50.5)	(52.0)	(43.9)	(51.1)	(50.5)			(97.7)	(91.7)	(43.2)	(46.5)	(48.5)	(70.3)
		64,891	32,957	29,231	2,703	38,632	26,259			2,324	3,597	33,311	5,927	5,586	14,146
1120	1129	(51.8)	(51.5)	(52.9)	(44.7)	(51.9)	(51.6)			(97.7)	(91.7)	(44.2)	(48.1)	(49.6)	(70.8)
		66,199	33,587	29,794	2,818	39,348	26,851			2,324	3,612	34,244	5,987	5,711	14,321
1130	1139	(52.8)	(52.5)	(53.9)	(46.6)	(52.9)	(52.8)			(97.7)	(92.0)	(45.4)	(48.6)	(50.7)	(71.6)
		67,164	34,185	30,121	2,858	39,933	27,231			2,324	3,612	34,914	6,081	5,815	14,418
1140	1149	(53.6)	(53.4)	(54.5)	(47.2)	(53.7)	(53.5)			(97.7)	(92.0)	(46.3)	(49.4)	(51.6)	(72.1)
		69,262	35,462	30,899	2,901	40,917	28,345			2,351	3,712	36,140	6,174	6,055	14,830
1150	1159	(55.3)	(55.4)	(55.9)	(48.0)	(55.0)	(55.7)			(98.9)	(94.6)	(47.9)	(50.1)	(53.8)	(74.2)
		70,189	35,796	31,456	2,937	41,540	28,649			2,351	3,739	36,880	6,215	6,125	14,879
1160	1169	(56.0)	(55.9)	(56.9)	(48.6)	(55.8)	(56.3)			(98.9)	(95.3)	(48.9)	(50.5)	(54.4)	(74.4)
		71,361	36,257	32,129	2,975	42,328	29,033			2,351	3,739	37,681	6,393	6,196	15,001
1170	1179	(57.0)	(56.7)	(58.2)	(49.2)	(56.9)	(57.1)			(98.9)	(95.3)	(50.0)	(51.9)	(55.0)	(75.0)
		72,035	36,501	32,533	3,000	42,746	29,289			2,351	3,754	38,096	6,502	6,259	15,073
1180	1189	(57.5)	(57.0)	(58.9)	(49.6)	(57.4)	(57.6)			(98.9)	(95.7)	(50.5)	(52.8)	(55.6)	(75.4)
		73,138	36,855	33,240	3,043	43,460	29,678			2,351	3,754	38,737	6,544	6,315	15,436
1190	1199	(58.4)	(57.6)	(60.2)	(50.3)	(58.4)	(58.4)			(98.9)	(95.7)	(51.4)	(53.1)	(56.1)	(77.2)
		84,295	42,248	38,616	3,431	50,279	34,016			2,378	3,801	46,134	7,637	7,604	16,741
1200	1299	(67.3)	(66.0)	(69.9)	(56.7)	(67.6)	(66.9)			(100.0)	(96.8)	(61.2)	(62.0)	(67.5)	(83.7)
		92,466	46,554	42,083	3,828	54,985	37,480				3,824	51,753	8,209	8,460	17,843
1300	1399	(73.8)	(72.7)	(76.2)	(63.3)	(73.9)	(73.7)				(97.4)	(68.6)	(66.7)	(75.1)	(89.2)
		98,667	50,080	44,429	4,158	58,328	40,339				3,925	56,144	8,836	9,110	18,273
1400	1499	(78.8)	(78.3)	(80.4)	(68.7)	(78.4)	(79.3)				(100.0)	(74.4)	(71.8)	(80.9)	(91.4)
		103,869	53,106	46,274	4,488	61,613	42,256					60,029	9,431	9,474	18,632
1500	1599	(82.9)	(83.0)	(83.8)	(74.2)	(82.8)	(83.1)					(79.6)	(76.6)	(84.2)	(93.2)
		108,640	55,288	48,590	4,761	64,859	43,781					63,612	9,961	9,854	18,909
1600	1699	(86.7)	(86.4)	(88.0)	(78.7)	(87.1)	(86.1)					(84.3)	(80.9)	(87.5)	(94.6)
		111,594	56,774	49,831	4,988	66,617	44,976					65,721	10,327	10,115	19,128
1700	1799	(89.1)	(88.7)	(90.2)	(82.5)	(89.5)	(88.4)					(87.1)	(83.9)	(89.8)	(95.7)
		114,073	57,894	50,935	5,245	68,054	46,019					67,425	10,848	10,288	19,209
1800	1899	(91.1)	(90.5)	(92.2)	(86.7)	(91.4)	(90.5)					(89.4)	(88.1)	(91.4)	(96.1)
		116,049	58,962	51,723	5,364	69,169	46,880					68,982	11,047	10,416	19,301
1900	1999	(92.6)	(92.1)	(93.6)	(88.7)	(92.9)	(92.2)					(91.5)	(89.7)	(92.5)	(96.5)
		125,283	63,997	55,237	6,049	74,427	50,856					75,417	12,313	11,258	19,992
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)					(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		169,827	167,956	166,979	215,624	162,473	180,589			45,920	61,590	187,446	191,029	178,313	121,510
時間当平均賃金額		1,303	1,316	1,280	1,372	1,304	1,301			1,003	1,054	1,353	1,354	1,298	1,168
月一人当たり労働時間数		125	123	124	155	119	134			46	57	133	135	133	105
第１・２０分位数		956	956	956	956	956	956			956	956	956	956	956	956
第１・１０分位数		960	960	960	970	960	956			956	959	960	960	960	956
第１・　４分位数		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			960	1,000	1,002	1,000	1,000	965
中　　位　　数		1,110	1,110	1,101	1,198	1,110	1,110			1,000	1,040	1,181	1,156	1,130	1,020
四分位偏差係数		0.1919	0.1973	0.1744	0.2575	0.1941	0.1874			0.0325	0.0481	0.2125	0.2310	0.1739	0.1025

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

資料４

その他

佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏　　名	現　　職
公益代表委員	かい　きょうこ 甲斐　今日子	国立大学法人佐賀大学　名誉教授
	はやかわ　ちづこ 早川　智津子	国立大学法人佐賀大学　経済学部経済法学科　教授 国立大学法人佐賀大学大学院　地域デザイン研究科　教授
	やすなが　じろう 安永 治郎	弁護士法人　安永法律事務所　弁護士
労働者代表委員	まつお　かずひさ 松尾　和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会　事務局長
	もろどみ　けいご 諸富　敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員長　兼　佐賀支部執行委員長
	やつね　まさあき 彌常　雅章	ＵＡゼンセン佐賀県支部　主任
使用者代表委員	にしおか　たかし 西岡　剛志	佐賀県中小企業団体中央会　専務理事
	ひらの　ともこ 平野　智子	株式会社キャリアサプライ　代表取締役社長
	ふくも　ゆうじ 福母　祐二	佐賀県経営者協会　専務理事

（五十音順）

令和７年度の審議会の開催日程（予定）

名称	日付	時間	備考
第１回本審（改正諮問）	７月14日（月）	午後３時００分	大２
第２回本審（目安伝達）	８月１日（金）	午後２時００分	大１
第１回専門部会	８月５日（火）	午後１時３０分	大１
第２回専門部会	８月７日（木）	午後１時３０分	大１
第３回専門部会	８月８日（金）	午後１時３０分	大１
第３回本審（答申）①	８月８日（金）	午後４時００分	大１
専門部会予備	８月19日（火）	午前10時００分	大１
第３回本審（答申）②	８月19日（火）	午後２時００分	大１
専門部会予備	８月20日（水）	午前10時００分	大１
第３回本審（答申）③	８月20日（水）	午後３時００分	大１
異議審①	８月26日（火）	午前10時００分	大１
異議審②	９月８日（月）	午前10時００分	大２

備考欄の「大1」は合同庁舎共用大会議室１、「大２」は合同庁舎共用大会議室２

令和７年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水) 発効とするためには、8月5日 (火) までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	1営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
8月1日 (金)		8月18日 (月)		8月19日 (火)		8月28日 (木)		9月27日 (土)
8月2日 (土)		8月18日 (月)		8月19日 (火)		8月28日 (木)		9月27日 (土)
8月3日 (日)		8月18日 (月)		8月19日 (火)		8月28日 (木)		9月27日 (土)
8月4日 (月)		8月19日 (火)		8月20日 (水)		8月29日 (金)		9月28日 (日)
8月5日 (火)		8月20日 (水)		8月21日 (木)		9月1日 (月)		10月1日 (水)
8月6日 (水)		8月21日 (木)		8月22日 (金)		9月2日 (火)		10月2日 (木)
8月7日 (木)		8月22日 (金)		8月25日 (月)		9月3日 (水)		10月3日 (金)
8月8日 (金)		8月25日 (月)		8月26日 (火)		9月4日 (木)		10月4日 (土)
8月9日 (土)		8月25日 (月)		8月26日 (火)		9月4日 (木)		10月4日 (土)
8月10日 (日)		8月25日 (月)		8月26日 (火)		9月4日 (木)		10月4日 (土)
8月11日 (月)		8月26日 (火)		8月27日 (水)		9月5日 (金)		10月5日 (日)
8月12日 (火)		8月27日 (水)		8月28日 (木)		9月8日 (月)		10月8日 (水)
8月13日 (水)		8月28日 (木)		8月29日 (金)		9月9日 (火)		10月9日 (木)
8月14日 (木)		8月29日 (金)		9月1日 (月)		9月10日 (水)		10月10日 (金)
8月15日 (金)		9月1日 (月)		9月2日 (火)		9月11日 (木)		10月11日 (土)
8月16日 (土)		9月1日 (月)		9月2日 (火)		9月11日 (木)		10月11日 (土)
8月17日 (日)		9月1日 (月)		9月2日 (火)		9月11日 (木)		10月11日 (土)
8月18日 (月)		9月2日 (火)		9月3日 (水)		9月12日 (金)		10月12日 (日)
8月19日 (火)		9月3日 (水)		9月4日 (木)		9月16日 (火)		10月16日 (木)
8月20日 (水)		9月4日 (木)		9月5日 (金)		9月17日 (水)		10月17日 (金)
8月21日 (木)		9月5日 (金)		9月8日 (月)		9月18日 (木)		10月18日 (土)
8月22日 (金)		9月8日 (月)		9月9日 (火)		9月19日 (金)		10月19日 (日)
8月23日 (土)		9月8日 (月)		9月9日 (火)		9月19日 (金)		10月19日 (日)
8月24日 (日)		9月8日 (月)		9月9日 (火)		9月19日 (金)		10月19日 (日)
8月25日 (月)		9月9日 (火)		9月10日 (水)		9月22日 (月)		10月22日 (水)
8月26日 (火)		9月10日 (水)		9月11日 (木)		9月24日 (水)		10月24日 (金)
8月27日 (水)		9月11日 (木)		9月12日 (金)		9月25日 (木)		10月25日 (土)
8月28日 (木)		9月12日 (金)		9月16日 (火)		9月26日 (金)		10月26日 (日)
8月29日 (金)		9月16日 (火)		9月17日 (水)		9月29日 (月)		10月29日 (水)
8月30日 (土)		9月16日 (火)		9月17日 (水)		9月29日 (月)		10月29日 (水)
8月31日 (日)		9月16日 (火)		9月17日 (水)		9月29日 (月)		10月29日 (水)
9月1日 (月)		9月16日 (火)		9月17日 (水)		9月29日 (月)		10月29日 (水)
9月2日 (火)		9月17日 (水)		9月18日 (木)		9月30日 (火)		10月30日 (木)
9月3日 (水)		9月18日 (木)		9月19日 (金)		10月1日 (水)		10月31日 (金)